

令和3年第4回長瀬町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
9月14日(火)	
○開 会	5
○開 議	5
○議案等の説明のため出席した者の紹介	5
○諸般の報告	5
○町長挨拶	6
○議事日程の報告	8
○議席の一部変更	8
○会議録署名議員の指名	9
○会期の決定	9
○町政に対する一般質問	9
5番 村田徹也君	9
8番 新井利朗君	21
4番 野原隆男君	27
6番 野口健二君	29
7番 大島瑠美子君	30
1番 村田光正君	37
○町長提出議案の報告及び一括上程	40
○議案第20号の説明、質疑、討論、採決	41
・議案第20号 長瀬町町長等の給与の特例に関する条例	
○議案第21号の説明、質疑、討論、採決	42
・議案第21号 長瀬町手数料徴収条例の一部を改正する条例	
○議案第22号の説明、質疑、討論、採決	43
・議案第22号 長瀬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	
○議案第23号～議案第26号の説明	50
・議案第23号 令和2年度長瀬町一般会計歳入歳出決算認定について	
・議案第24号 令和2年度長瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	
・議案第25号 令和2年度長瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	
・議案第26号 令和2年度長瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	
○延会について	74

○次会日程の報告	7 5
○延 会	7 5



9月15日(水)

○開 議	7 9
○議案等の説明のため出席した者の紹介	7 9
○議事日程の報告	7 9
○議案第23号～議案第26号の説明、質疑、討論、採決	7 9
・議案第23号 令和2年度長瀬町一般会計歳入歳出決算認定について	
・議案第24号 令和2年度長瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	
・議案第25号 令和2年度長瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	
・議案第26号 令和2年度長瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	
○発言の訂正	9 5
○議案第27号の説明、質疑、討論、採決	1 0 4
・議案第27号 令和3年度長瀬町一般会計補正予算(第5号)	
○発言の訂正	1 1 0
○議案第28号の説明、質疑、討論、採決	1 1 1
・議案第28号 令和3年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	
○議案第29号の説明、質疑、討論、採決	1 1 2
・議案第29号 令和3年度長瀬町介護保険特別会計補正予算(第1号)	
○議案第30号の説明、質疑、討論、採決	1 1 4
・議案第30号 令和3年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	
○議案第31号の説明、質疑、討論、採決	1 1 5
・議案第31号 工事請負契約の締結について	
○議案第32号の説明、質疑、討論、採決	1 1 8
・議案第32号 長瀬町固定資産評価員の選任について	
○議案第33号の説明、質疑、討論、採決	1 1 8
・議案第33号 長瀬町教育委員会委員の任命について	
○議案第34号の説明、質疑、討論、採決	1 1 9
・議案第34号 人権擁護委員候補者の推薦について	
○委員会付託の陳情審査報告及び上程	1 2 0
○陳情第3号の委員長報告、質疑、討論、採決	1 2 0
・陳情第3号 自治体から国へ意見書提出を要望する陳情書	
○議員提出議案の報告及び上程	1 2 1

○発議第3号の説明、質疑、討論、採決	1 2 1
・発議第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求め る意見書	
○発言の取消し	1 2 2
○日程の追加	1 2 3
○発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 3
・発議第4号 第6次エネルギー基本計画の改定を求める意見書	
○議会運営委員会及び総務教育常任委員会の閉会中の継続調査の件	1 2 4
○字句の整理	1 2 4
○閉会について	1 2 5
○町長挨拶	1 2 5
○閉 会	1 2 5

○ 招 集 告 示

長瀬町告示第94号

令和3年第4回長瀬町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和3年9月9日

長瀬町長 大 澤 タキ江

1 期 日 令和3年9月14日(火)

2 場 所 長瀬町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（9名）

1番	村	田	光	正	君	2番	板	谷	定	美	君
3番	井	上	悟	史	君	4番	野	原	隆	男	君
5番	村	田	徹	也	君	6番	野	口	健	二	君
7番	大	島	瑠	美	子	8番	新	井	利	朗	君
9番	染	野	光	谷	君						

不応招議員（なし）

令和3年第4回長瀬町議会定例会 第1日

令和3年9月14日（火曜日）

議事日程（第1号）

- 1、開 会
- 1、開 議
- 1、議案等の説明のため出席した者の紹介
- 1、諸般の報告
- 1、町長挨拶
- 1、議事日程の報告
- 1、議席の一部変更
- 1、会議録署名議員の指名
- 1、会期の決定
- 1、町政に対する一般質問
 - 5番 村 田 徹 也 君
 - 8番 新 井 利 朗 君
 - 4番 野 原 隆 男 君
 - 6番 野 口 健 二 君
 - 7番 大 島 瑠美子 君
 - 1番 村 田 光 正 君
- 1、町長提出議案の報告及び一括上程
- 1、議案第20号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第21号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第22号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第23号～議案第26号の説明
- 1、延会について
- 1、次会日程の報告
- 1、延 会

午前9時開会

出席議員（9名）

1番	村田光正君	2番	板谷定美君
3番	井上悟史君	4番	野原隆男君
5番	村田徹也君	6番	野口健二君
7番	大島瑠美子君	8番	新井利朗君
9番	染野光谷君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大澤夕キ江君	副町長	齊藤英夫君
教育長	野口清君	総務課長	福島賢一君
企画財政課長	大栗徹君	会管理者兼計 会務税務会計長	福嶋俊晴君
町民課長	玉川真君	健康福祉課長	中畝康雄君
産業観光課長	相馬孝好君	建設課長	若林智君
教育次長	内田千栄子君	代 監査委員	田島毅君

事務局職員出席者

事務局長	枋原秀樹	書記	石川正木
------	------	----	------

◎開会の宣告

(午前9時)

○議長（板谷定美君） 皆さん、おはようございます。

今日は、令和3年第4回長瀬町議会定例会に当たり、何かとご多忙のところ、議員各位にはご健勝にてご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は9名でございます。定足数に達しておりますので、これより令和3年第4回長瀬町議会定例会を開会いたします。



◎開議の宣告

○議長（板谷定美君） これより本日の会議を開きます。

上着の着脱は、ご自由をお願いいたします。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（板谷定美君） 本日の会議において、地方自治法第121条の規定により、提出議案等の説明のために出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎諸般の報告

○議長（板谷定美君） ここで諸般の報告をいたします。

まず、第3回定例会以降の正副議長の公務及び出張につきましてご報告いたします。

6月28日、当町の全員協議会室で秩父地域議長会定期総会が開催され、副議長の野原隆男君が出席いたしました。

6月30日に、東秩父村役場で秩父町村議員クラブ役員会が開催され、副議長の野原隆男君が出席いたしました。

7月28日、秩父地方庁舎で秩父地域基幹道路建設促進議員連盟・水と森林を守る秩父地域議員連盟・秩父地域公共交通利用促進議員連盟の役員会が開催され、副議長の野原隆男君が出席いたしました。

8月4日に、当町の大会議室で第47回ちちぶ定住自立圏推進委員会が開催され、議長代理で副議長の野原隆男君が出席いたしました。

次に、秩父広域市町村圏組合議会議員からの報告をお願いいたします。

8番、新井利朗君。

○8番（新井利朗君） おはようございます。それでは、秩父広域市町村圏組合議会からの概要を報告いたします。

7月9日、全員協議会が開催され、出席いたしました。内容としては、令和3年第2回定例会管理者提

出議案の概要について、2つ目、水道広域化基本構想基本計画及び経営戦略の時点修正について、その他ということです。

続いて、令和3年第2回（7月定例会）の報告をいたします。7月16日金曜日に午前10時から午後4時59分まで定例会が開催され、秩父市役所の本庁舎にある4階議場を使用しております。

議事日程といたしましては、通常でありますけれども、会期は1日だけで諸報告がありました。

また、一般質問では4人の質問があり、主に水道企業関係の問題、あと救急医療の問題等についての質問がありました。

続きまして、管理者報告事項の中で、報告第2号として令和2年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計予算繰越額の報告について、報告第3号 令和2年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計継続費繰越額の報告について、報告第4号 令和2年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計継続費の精算報告について、報告第5号 令和2年度秩父広域市町村圏組合資金不足比率の報告について、それから監査委員の報告がありまして、監査委員の意見書としては、審査に付された決算諸表は地方公営企業法、関係諸法令及び企業の財務に関する諸規定等に準拠して作成されており、会計諸帳簿及び証書類と照合した結果、計数に誤りは認められなかったもので、水道事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認めるというご意見をいただいております。

続いて、委員長報告があり、議会改革調査研究特別委員長の間接報告がありました。それから、組合議会の組織運営等に関する調査研究についてという議題であります。

続きまして、管理者提出議案がありました。議案第10号として、令和2年度秩父広域市町村圏組合水道事業利益の処分及び決算の認定について、これは起立多数で原案可決及び認定でございます。

続きまして、議案第11号 令和3年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第1回）につきましては、総員起立で原案を可決いたしました。

続きまして、議案第12号 財産の取得について、これは消防ポンプ車の購入であります。このポンプ車は水槽車で、横瀬町にあります東分署、こちらのほうに配備されます。これも総員起立で原案可決でございます。

以上で、組合議会議員からの報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（板谷定美君） なお、監査委員から令和3年5月から令和3年7月における例月出納検査及び前年度工事監査の結果報告を受けております。その写しを皆様のお手元に配付してありますので、ご了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。



◎町長挨拶

○議長（板谷定美君） 本定例会の開会に当たりまして、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君） おはようございます。本日ここに、令和3年第4回長瀬町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員全員のご出席を賜り、開会できますことに厚く御礼を申し上げます。9月定例会

開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

7月4日に執行されました町長選挙におきまして、町民の皆様をはじめ各方面からの温かい、また力強いご支援を賜り、引き続き3期目の町政の重責を担わせていただくことになりました。依然として大変厳しい財政状況の中、人口減少や少子高齢化といった問題に加え、新型コロナウイルス感染症対策も講じなければならぬなど、課題は山積みでございますが、2期8年間で学んだ経験を生かし、いつまでも住み続けたい、長瀬町に来てよかったと思っていただけるまちづくりの実現に向けて、これまで以上に身を引き締めて努めてまいります所存でございます。

また、町長選挙と同日に執行された長瀬町議会議員補欠選挙でご当選となり、町民を代表する町議会議員に村田光正様が就任されましたこと、心からお慶び申し上げます。これからのご活躍をご期待申し上げます次第でございます。

さて、国内の政治情勢では、菅内閣総理大臣の突然の退任表明により、現行憲法下で初となる衆議院議員の任期が満了する10月21日以降に、衆議院議員総選挙がずれ込む見込みとなりました。新型コロナウイルス感染症の拡大が収まらず、埼玉県を含む19都道府県で9月30日まで緊急事態宣言が延長されるなど、気の許せない状況が続いている中、衆議院選挙の結果次第によって、町政にどのような影響が出てくるのか不透明な状況であります。適宜情報収集に努め、町の活性化のため必要な施策を実施していく所存でございます。

議員の皆様におかれましては、町政の運営に対しまして、これまでに増してのご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお祈りを申し上げます。

ここで、6月定例会以降における主な事項についてご報告申し上げます。

まず最初に、7月7日に長瀬町でオリンピック聖火リレーが開催されました。前日まで雨が降り続き、走行ルートの変更も心配されておりましたが、当日は晴天に恵まれ、長瀬町在住の小林咲来さんの荒川での船上トーチキスも実施されました。地元の方々やボランティアスタッフの皆様の協力もあり、大成功の聖火リレーとなりました。

次に、企画財政課関係について申し上げます。

8月5日と12日に、夏休み中の町内小学生に長瀬町役場に対する理解を深めてもらうため、長瀬町役場体験ツアー「ようこそ町役場」を開催しました。ツアーでは、屋上や町長室など、普段はなかなか入ることができない場所を見学したほか、避難所設営体験をしたり、議会体験として実際に議員の席に座り、本当の議会さながらに町長や議員に質問する場面もあり、小学生の皆さんは役場内で行われている仕事に興味津々の様子でした。町議会におかれましては、運営に当たりご協力をいただき誠にありがとうございました。

また、次に健康福祉関係について申し上げます。

8月23日に、埼玉県が健康長寿に関する優秀な取組に対して表彰を行う、健康長寿優秀市町村表彰優秀賞を長瀬町が受賞いたしました。感染拡大防止の観点から、今年度の表彰式は中止となりましたが、9月6日に埼玉県健康長寿課長から表彰状を贈呈していただきました。

次に、9月2日に「いきがい・助け合いサミット in 神奈川」が開催され、社会福祉協議会に委託し実施しております生活支援体制整備協議体の高田委員長及び社会福祉協議会の野口さんが参加いたしました。緊急事態宣言中ということもあり、リモートでの参加となりましたが、700名余りが参加した分科会において、長瀬町における取組についての報告を行っていただきました。また、その他の協議体委員の皆様

さんには、役場大会議室においてライブ配信の視聴という形で参加をしていただきました。

次に、産業観光課関係について申し上げます。

毎年8月15日に開催しております長瀬船玉まつりは、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、昨年度に引き続き花火大会は中止となり、祭典である水上安全修祓祭を関係者のみで執り行いました。

また、今年度は一日も早い感染症の収束祈願と、今もなお困難な状況が続いている事業者や様々な制約の中で生活をされている多くの住民の皆様、元気と笑顔をお届けしたいという思いを込めまして、岩田の総合グラウンドと井戸の蓬莱島公園の2か所で「ながとろエール花火」を打ち上げさせていただきました。多くの関係者をはじめ、地域住民の皆様のご理解とご協力に、改めて感謝を申し上げます。ありがとうございました。

次に、教育委員会関係について申し上げます。

例年、学校の夏休み期間中に実施していただいている秩北建設組合長瀬支部の皆さんによる小中学校3校の校舎等の修繕奉仕作業ですが、8月17日に実施していただきました。当日は、11名の支部員さんにより3校合わせて15か所の修繕を実施していただき、大変ありがたく感謝をしております。

以上、今定例会までの主な事業等の報告を終わります。

さて、本定例会でご審議いただきます案件は、条例案3件、令和2年度決算認定4件、令和3年度補正予算案4件、契約の議決案1件、人事案件3件の合わせて15議案であります。これらの案件につきましては、各議案が上程されましたその都度ご説明申し上げますので、ご了承いただきますようお願いいたします。いずれも町政進展のため重要な案件でございますので、十分にご審議をいただきご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上、開会に当たりましてのご挨拶といたします。本日はよろしくお願いをいたします。



◎議事日程の報告

○議長（板谷定美君） 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元に配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、よろしくご了承願います。



◎議席の一部変更

○議長（板谷定美君） 日程第1、議席の一部変更を行います。

今回、新たに当選された村田光正君の議席等に関連し、長瀬町議会会議規則第4条第3項の規定により議席の一部を変更し、ただいまご着席の議席といたします。



◎会議録署名議員の指名

○議長（板谷定美君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、長瀬町議会会議規則第126条の規定により、議長から指名いたします。

6番 野口健二君

7番 大島瑠美子君

8番 新井利朗君

以上の3名を指名いたします。



◎会期の決定

○議長（板谷定美君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から16日までの3日間をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から16日までの3日間に決定いたしました。



◎町政に対する一般質問

○議長（板谷定美君） 日程第4、町政に対する一般質問を行います。

お手元にご配付してあります一般質問通告一覧の順序に従って発言を許可いたします。

なお、質問並びに答弁に当たりましては、要領よく、できるだけ簡単明瞭にご発言いただき、議事の進行にご協力いただきますよう、特にお願い申し上げます。

また、質問時間は、答弁を含めて1人につき60分以内でお願いいたします。

それでは、最初に、5番、村田徹也君の質問を許します。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、選挙公約の実現について町長にお伺いします。町長は、「新型コロナウイルスにも立ち向かえるまちに！」をスローガンに、各種施策を公約として掲げ当選されました。そこで、次の施策について具体的な方針やプロセスについてお伺いします。

1、新型コロナワクチンのスムーズな接種とウィズコロナ、アフターコロナを見据えた町政運営について。

2、今後の小中学校の在り方について。

3、高齢者が安心して暮らせる町の構築について。

4、先を見据えた観光振興策について。

○議長（板谷定美君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員のご質問にお答えをいたします。

まず（１）、新型コロナワクチンのスムーズな接種とウィズコロナ、アフターコロナを見据えた町政運営についてでございます。ワクチン接種につきましては、現在予約が取りづらい状況となっており、大変ご迷惑をおかけしております。９月１３日時点の接種率でございますが、１２歳以上の町民のうち６２．１％の方が１回目を、４９．９％の方が２回目接種を終えております。

急激な感染拡大、特に若年層の感染が急増している状況を踏まえ、スケジュールを前倒しし、８月１２日からは予約対象を１２歳以上まで広げ、９月９日からは１８歳以下を対象とした優先枠を設けるなど、柔軟に対応しているところでございます。

今後も接種を希望する方が１１月末までに２回目の接種を受けられるように、秩父地域１市４町と秩父郡市医師会で協力して、工夫しながら進めてまいります。また、ウィズコロナ、アフターコロナを見据え、ブランディング事業やスタートアップ支援事業に取り組んでおります。これらの事業を通して、町内外の事業者による町の活性化を図ってまいります。

次に、（２）、今後の小中学校の在り方についてでございます。議員もご承知のとおり、現在学校のあり方検討委員会において、児童生徒にとってよりよい教育環境について検討を進めていただいているところでございます。直近の状況といたしましては、児童生徒の保護者の皆様や、町民の皆様を対象に行ったアンケート調査を基に、ご意見を交わしているものと伺っております。

今後、検討委員会から教育委員会に対して答申をいただくこととなりますので、その答申や教育委員会の考えも踏まえた上で町としての方針を決定し、その実現に向けて迅速に事を進めてまいり所存でございます。

次に、（３）、高齢者が安心して暮らせる町の構築についてでございます。当町でこれまで進めてきました元気モリモリ体操を軸とし、健康事業と介護予防の一体的実施や、生活支援体制整備協議体「ささえ愛ながとろ」といった取組が高い評価を受けているところでございます。

コロナ禍においては、思うように活動できない期間もございますが、「ささえ愛ながとろだより」の紙面を工夫したり、配布する際に声かけを行うなど、心のつながりを保てるような活動をしていただいております。このような取組を積み重ね、コロナ禍にあっても高齢者が安心して元気に暮らせるまちづくりを進めてまいります。

最後に、（４）、先を見据えた観光振興策についてでございます。当町では、令和２年３月に長瀬町観光振興計画を策定しており、その重点施策を中心に進めていくことが基本でございます。その中でも、長瀬観光の特徴である川下りやラフティング、キャンプ、ハイキングといったアウトドアは、コロナ禍にあっても人気が高まっております。

こうした長瀬の豊かな自然を楽しめるアウトドア観光を中心として、行政、町民、事業者及び関係団体が一体となり、今後の観光振興を進めてまいりたいと考えております。

○議長（板谷定美君） ５番、村田徹也君。

○５番（村田徹也君） それでは、再質問ということで、ちょっと細かい点がありますので、お伺いします。

まず、長瀬だけではなくて、日本中でこのウイルスに非常に振り回されているというか、大変なことで、当町においても当然対策等もなかなか効果を現さなかったりというところはあろうかと思いますが、町としてできることを進めていると思います。

まず、ワクチンの接種についてなのですが、町長も先ほど申されましたように、予約の取り方といいま

すか、取れないというか、そういう状態が特に前半、始まってすぐ出てしまったと。先着順のような形だったのですが、それが高齢者だったと、私も何度もLINEやメールをやりましたが、それ取れませんでした。そういうときに、これでやっているから仕方ないのだけれども、秩父が一体でやったことがよかったのかどうか。町独自でやればもっと早く進んだのかなという気はしていますが、これはやってしまったのだから仕方がないと。今現在の接種率が、1回目が62.1%、2回目が49.9%という、9月13日現在ですか、以前国のほうも、大体国民の70%ぐらいの接種を見込んでいるという話だったのですが、予約について非常に医療機関によって差が出てしまったことがあるというようなことは、多分町当局も承知かもしれませんが、具体的に言いますと、私など予約が取れないと、ところが医療機関に診察に行ったら今日打てるよと、来てくださいということで接種したと、こんなふうなこともあったということで、町民が平等でなかったというふうな感じがします。ですから、放送もされました。何歳以上がどうかという放送もあったのだけれども、もしそういうことで医療機関でできるようになっていけば、どういふのか分からないですけども、放送していただければ、ああ、そういう方法もあるのかということが町民に平等に周知できたのではないかなと思います、そのことについて。

それから、高齢者で、特に一人住まい、それから施設に入所しているというふうなことで、そういう方々の接種がどのように進んだのかと、大丈夫なのかと。当然これは希望制ですから、強制的ではないのですが、そういう一人住まいとか施設に入っている人の接種について。

それから、コロナとの共存ということで町長先ほど述べられましたが、国のほうもそう言っていますが、具体的に分からないのですよね、どんなことか。特に当町で緊急事態対策本部会議を以前も質問しましたが、その後どのように何回ぐらい開催して、それを受けてどういふ対応を取ったのかというふうなことが分かれば。特に今日の新聞を見ましても、プラス1というふうなことで、新聞では当町では51名の感染者が出ているというふうなことなのですが、例えば感染者が出た場合にこういう会議をすとか、感染者が出た場合に医療機関にもしかしたら入れないので、町内で自宅療養をすると、その場合にはどういふ援助をすとか、そんなふうな内容を会議しているのかどうかということ。

あと、これは自宅療養を想定してかもしれないですけども、パルスオキシメーターの備蓄というのは当町でできているのかどうかと。

もう一点は、コロナについては、リモート授業というふうなことも考えられるというふうなことなのですが、これ文部省のほうでは、オンライン授業は出席停止扱いというふうなことで通達が来ていると思います。しかし、さいたま市などではオンライン授業も、いや、そうはしないよと、出席扱いにするよというふうなこともあるのですが、当町でオンライン授業の子供がいるかもしれない、これは分かりません。学校には行きたくないという子供もいると、それは出席停止にするのだと。その場合は、オンラインで授業を受けたときに出席停止になっているのかどうか、私はオンラインで受ければ、これは当然登校したのと同じ扱いでいいのではないかなと思うのですが、その点。

たくさんありますので、続いて今後の学校の在り方ということで、まず町長、8年前に町長に就任されたときにも、合併はしませんよというふうなことで最初多分スタートしたと思うのです。私は、もう8年前であれば、今の児童生徒数というのは想定できたのではないかと。今とにかく学校の在り方というのを検討しているということなのですが、これは猶予がないのではないのかなと。特に、例えば本年度、第二小学校に女の子が1人だったというふうなことで、その子は学校は行かないと、行きたくないということで第一小学校に転校したというふうな事例もあると。それから来年度、多分新1年生、男の子が1人と

思うのです。また同じようなことが繰り返される可能性があるというふうなことについて、学校の在り方、ですから学校をどうこう、合併とかそういうことでなくても、そもそもこの通学区制度というのを緩和して、行きたいところに行ってみると、まずそういうふうなことをやってみてもいいのではないかなと思いますが、その点について。

それから、高齢者が安心して暮らせる町の構築、これは中山間地域ではどこでも非常に問題といますか、課題になっていると思いますが、当町では現在、年少人口が9.11%、生産年齢人口は52.26%、高齢者人口は38.63%、これは要するに、支え手不足ということだと思うのです。今後ますます支え手不足が大きくなっていく、この解決策って非常に難しいと思うのですが、何をメインにしているかということ。

それから、高齢者の生き方について、モリモリ体操とか健康マイレージとか、いろいろやられています、予防介護とか。これは、やっぱりいつも言うのですが、参加しない人もいます。私は、基本的に日常生活の中で、高齢者自身が能力を生かしつつ、意欲や目標を持って継続的に生活機能の維持、向上のための活動に関われるということが一番だと思うのです。その内容としては、仕事づくり、趣味づくり、支え合い、それから誰もが参加可能な事業、特に男性の参加を促すような、また1人で行えるような事業内容をこれから考えていかなければならないと思いますが、その素案づくりに取り組んでいったらどうかという点について。

あともう一点、高齢者では当町の立地条件で、多くの地域で商店や医療や金融機関、公共施設等が遠くて、なかなかそこに出向いたりできないというふうなことが発生しつつあると。とにかく、企業名を言って申し訳ないのですが、フジマートさん近辺、あの辺では買物ができるという、ただ、役場からセブンイレブンから向こうへ行ってしまうと、なかなかお店がないとか、現実的に高齢者の方で車の免許を返上して、なかなか行くにはどうしたらいいのかと、俺の住んでいるところは見捨てられていると、お助けもまだまだ周知が足りていないので、そういう周知をもっともっとやっていくべきかなと、その点について。

それから、最後に、先を見据えた観光振興について。10年先の観光振興を模索中というふうなことでありますが、こここのところ、去年、本年上半期、交流人口、売上げ等のデータというのは、非常に例年と違うと思いますが、そんなふうな比較というのか、そういうことができているのかどうか。観光の町と言った場合に、何を以て観光の町とお考えですか、町長のお考えをお聞かせ願えればと。

あと、観光面では今回、観光だけではなくて取り上げられているデジタルトランスフォーメーションということなのですが、これ費用もかかたりするのですが、これを観光でどう生かしていくのかというふうな点について。

あと1点は、観光農業を応援していくということですが、具体的にどんなことを、それで農業者がどれだけのメリットを得ることができるのだろうと。

多くありますが、以上についてお願いします。

○議長（板谷定美君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の再質問にお答えさせていただきます。

何かたくさんありますので、ちょっとまとめられるかなという思いがいたしておりますけれども、まずワクチン、ウィズコロナ、アフターコロナを見据えた町政運営についての再質問でございますので、ワクチンが主だったような気がいたしますけれども、取りあえず私のほうの考えをお答えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症が世界中に蔓延しております、収束が見えない中で、これから地球温暖化が進むと、ますますいろいろな感染症が発生するのではないかと、世界中の医療研究者ですとか皆さんが

非常に危機感を募られている現在でございますけれども、過去にもいろいろ歴史をひもといてみますと、感染症と闘った時代があったわけでございます、しかしながら、先人の方たちがその英知と努力で乗り切っていただいて、今日があるわけでございます。今現在、この地球が存続していく中では、私たちも生き続けなければならないわけでございます、その中で多くの世界中の研究者が新型コロナウイルス感染症はもとより、これから起こるであろうウイルス感染症への研究に取り組んでいただいているというのを時々メディア等で見聞きをしているところでございます。今後は、こうした世界中の多くの研究者のご努力の恩恵を受けつつ、感染症に翻弄されないまちづくりを進めていかなければならないと思っております。

今、村田議員のほうから、コロナとの共存の中で対策本部がどのようなことをしているのか、ですとかお話をいただきましたけれども、それとリモート授業ですか、それについてのお話をいただきましたが、そちらにつきましては担当のほうから、細かい回答はさせていただければと思っております。

そのような中で、今回新型コロナウイルス感染症で、いろんなことを私も学ばせていただいたわけでございます。この教訓を忘れることなく、いかなることがあっても町政を停滞することのないよう努めてまいりたいと思っております。特に、このパンデミックの中で、もし台風が来たらどうしようとか、地震が来たらどうしようとか、大火事があったらどうしようとか、そのときにどう町民を避難させるべきかとか、いろいろな課題を抱えているわけでございます、これに対してしっかりとこれから皆さんで協議し合っていきたいと思っております。

先ほど申しあげました対策本部会議の内容ですとか、パルスオキシメーターにつきましては課長のほうから、そしてリモート授業につきましては、また教育委員会のほうから回答をしていただきたいと思います。

それから、学校の在り方、8年前に想定できたはずだというお話でございます。私も、やはり少し考え方が甘かったなという思いがいたしております。これにつきましては、議会の中で折に触れて私も回答させていただいているわけでございますけれども、私が8年前に就任した当時には、100人以上の児童生徒がいらしたということで、当分はそうした状況にはならないだろうと、考え方がちょっと甘かったなという思いがいたしておりますけれども、そう思っていたわけでございます。その中で、どんどん子供さんたちの数が減ってきた。ですので、4年前に2期目に当選いたしましたときには、これはやはり考えていかなければならないということで、それは私の政策には入れておりませんでした。その中で、2期目の中で学校のあり方検討委員会を立ち上げまして、皆さんに今ご協議をいただいているわけでございます。先ほど村田議員のほうから、行きたいところに行くというのも一つの案ではないかというお話をいただきましたけれども、検討委員会の中でそのようなお話も出てまいりますれば、それもやはり考えの中に入れてさせていただきたいと思っております。

続きまして、高齢者が安心して暮らせる町の構築についての再質問でございますけれども、今現在長瀬町の高齢化率は、9月に入りまして39%となっております。40%に本当に近くなってきたなという思いがいたしておりますけれども、大変独り暮らしも増えてまいりましたし、高齢者のみのご家庭も多くなってまいります。

町といたしましては、若者を呼び込む施策もやっているわけでございますけれども、目立つほどの効果がなかなか出てきていないかなという思いがいたしておりますけれども、このような施策をいろいろ考えつつ、この先も進めてまいりたいと思っております。その中で、お年寄りが元気で長生きをしていただき

たいという思いの中で、いろいろと施策も考えてまいりたいと思っております。

今現在、このコロナ禍の中でマスクの着用や3密を避ける、手洗いなどに加えて移動制限等、本来であれば自由であるべき人間の行動が制約されており、大変窮屈な生活を強いられておりますので、お年寄りも当然そうですけれども、皆さん全体がストレスがたまる一方でございます。その中で、特にお年寄りは年齢的にも体力が落ちておりますので、いろいろと精神的にもダメージが強いわけでございますけれども、その中で先ほども回答させていただきましたけれども、長瀬町生活支援体制整備協議体の皆さんが大変しっかりやっけていただいております、実は先日、2期目ですか、また皆さんに委嘱書を交付させていただきました。もう一生懸命やっけていただいております、本当に頭が下がる思いでございますけれども、皆さんこのコロナ禍の中で、グループLINEで会議を行ったり、どんなことができるかいろいろと工夫をいただいております。

時に触れて、広報等で皆さんにお知らせをしておりますので、シトラスリボンですとか千羽鶴、それから七夕の短冊作りですとか、これを個々に自分のご家庭でやっけていただいております、それを役員の皆さんが集めて1つの作品に仕上げ、皆さんにお配りしたり、七夕を飾って皆さんに見ていただいたりというようなこと、それこそ密にならないように気を遣いながら一生懸命行動をいただいております。地域かわら版なども作成をいただいております、これも村田議員も多分見ていらっしゃるのだと思いますけれども、本当によくやっけていただいているなど思っているところでございます。

そのような中で、先ほどもお話をさせていただきました活動が、さわやか福祉財団の堀田力会長の目に留まりまして、先日サミット in 神奈川で活動発表することになったわけでございます。これには、もう一つ皆さんにご報告したいことがありまして、これを実施するに先立ちまして、ポスターを「ささえ愛ながとろ」が作りまして、そのポスターもその中で展示をして順位をつけるというようなあれがあったわけでございますけれども、全国139ポスターが集まった中で、長瀬町の「ささえ愛ながとろ」が2位になったということで、これも本当にありがたいことだと思っております。

また、職員も大変しっかりとお年寄りの福祉には頑張っけていただいております、先ほど申し上げました元気モリモリ体操、これにつきましても県のほうから表彰されるという荣誉に浴したわけでございます。今後もこのような事業をますます活発にいたしまして、高齢者のみならず、町民お一人一人が安心して暮らせるまちづくりを進めてまいりたいと思っております。

なかなかこうしたいろいろな取組をいたしましても、男性の方たちが出てきてくださらないというのが非常にネックでございます、これにつきましても時々会議の中でも議題に上げられているようでございます。そのような中で、先日も社協の局長が見えまして、いろいろと相談させていただきました中にも、そういうことも含まれております、こうしたらいいのではないかと、ああしたらいいのではないかと議論をさせていただき、また社協のほうに持ち帰って、「ささえ愛ながとろ」の皆さんたちと協議をしたいということで、昨日お帰りになったところでございます。

それから、俺の住んでいるところは見捨てられているという方がいらっしゃるというお話を今いただきましたけれども、これにつきましても、私のところにも多分同じ方だろうと思うのですが、よくそういうお手紙を頂いたり、本人に来ていただいたりしておりますので、私も把握をいたしております。この地域につきましても、非常ににお年寄りに対しての支え合いが活発なところでございますので、なるたけ声をかけていただくように、そういう声が出ましたときには、ぜひ町のほうにも話していただいております、特に男の人でも一歩前に行くというのが非常に難しいというのが男性でございますので、それを何とか中に、

お友達になっていただけるように引き込んでいただけるような施策を考えていただくように、また私のほうからお話をさせていただきたいと思っております。

続きまして、先を見据えた観光振興策でございますけれども、時代の変遷とともに、観光客のニーズも多様化してきております。昔は、岩畳と宝登山、舟下りがあれば、長瀬のお客さんたちは来ていただけたわけでございますけれども、今現在はなかなかそれだけではお客様も集まってこないということで、いろいろとロウバイを植樹してみたり、紅葉のライトアップをしてみたりということでやっていただけていただいているわけでございます。その中で、ラフティングとかカヌー、また最近はSUPですとか、いろいろと次から次へと新しいレジャーが出てきているようでございます。

特にキャンプ、これはこのコロナ禍の中で大変今ブームでございます。長瀬町のキャンプ場も、真冬でもキャンプをされている方たちがたくさんいらっしゃいました。1年間を通して、今キャンプが人気を博しているかなという思いがいたしております。昔ですと、冬キャンプなどは考えがつかなかったわけですが、そのような状況でございますので、これからますます長瀬もそのようなことが、キャンプをやられる方たちも増えてきて、にぎやかになっていただけるのではないかなと今期待しているところでございます。町といたしましても、それにつきましては問合せがありましたときには、しっかりとご相談に乗らせていただいているところでございます。

観光地というのは、リピーターの皆さんが来るたびに、あっ、ここの道が前はなかったけれどもできたとか、ここはちょっと変わったねとか、そうした変化をつけるというのが、やはりそうした観光地であれば発展はしていかないのではないかなと、常々私は思っているところでございます。見ていただくべき一番のあれは、岩畳と宝登山、そして舟下りが一番のメインになるわけでございますけれども、それにさらに付加価値をつけながら、長瀬町の観光が発展していただく、これが一番よいのではないかなと思っておりますので、そのようなことでこれからも進めてまいりたいと思っております。

そして今、町ではスタートアップ事業に取り組んでおります。これに対しましては、新しく起業したい人ですとか、これから事業をもっともっと大きくしたい人ですとかをバックアップしていく事業でございますけれども、これは観光に関するものだけではございません。ほかの事業でもいいのですけれども、やはりこうした町でございますので、出てきた内容を見ますと観光関連の方たちが多くなっているようでございます。これから審議会のほうで審査をされまして、採択されるのだと思っておりますけれども、そのような中で長瀬の観光に新風を吹き込んでくれるような事業が入ってきてくれたらいいなと、今期待をしているところでございます。

町道整備などもしっかりと、段々と進めさせていただく中で、小道を入ったところにちょっとすてきなレストランがあったとか、喫茶店があったとか、そのような施策も考えていかなければいけないなと思っているところでございます。

いずれにいたしましても、来年は花園アウトレットモールがオープンする予定となっておりますので、アウトレットに来られた方たちが長瀬に足を延ばしていただく施策も、観光協会としっかりとタッグを組んで考えていきたいと思っているところでございます。10年先、20年先の長瀬観光を見据えているいろいろな方法を模索しつつ、何度でも訪れたいまちづくりを進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。何か抜けておりましたらば、またよろしく願いいたします。

○議長（板谷定美君） 教育長。

○教育長（野口 清君） それでは、村田議員の再質問に、教育委員会関係についてお答えを申し上げます。

まず最初に、令和4年度第二小学校新入生は、全部で7人でございます。その内訳は、男子が2人、女子が5人でございます。ご訂正をよろしくお願いいたします。

次に、2つ目ですけれども、オンライン授業についてご質問がございました。現在長瀬町では実施しておりません。今準備を進めているところでございます。これの出席扱いについてのご質問でございますけれども、今のところは出停の予定でございます。ただし、校長が授業と認めた場合は出席とするということで、先日の校長会議で共通理解を持っておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

以上、教育委員会からのお答えをおしまいにします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、村田議員のご質問のほうにお答えしたいと思います。数ありましたので、ちょっと漏れましたらまたご指摘をいただきたいと思います。

初めに、1市4町で一体的に実施したというようなことのご質問があったと思います。これらについては、当初ワクチン接種については、住所地のある医療機関で市町村が行うというようなことございましたので、この辺については医療機関の少ない長瀬町では難しいということもある。それから、またいろいろな予防接種、保健事業等については、これまでも秩父群市医師会と連携を取り進めていたということもありまして、今回共同で実施するというようなことになりました。

これらにつきましては、個々にコールセンターを設置する、それからワクチンの保管、配送、そういうもの、それから医師の派遣、それから看護師の派遣、これを今1市4町一体としてやっておりますので、この辺の負担はかなり軽減されたのではないかと考えておりまして、デメリットよりメリットのほうが多かったと考えております。

それから、予約のほうでございますが、なかなか予約が取れないということでご迷惑をおかけしておりますが、これらにつきましては急な変更等もあり、メールや、それから秩父市のLINEでの配信、それからホームページでの更新というような形を取らざるを得なく、紙媒体でなかなか出せないということで、余計混乱したのかなと考えておりますが、これらについては急な変更ということで、ご理解いただきたいと思います。

それから、医療機関での差につきましては、コールセンター枠のほかに医療機関のほうが積極的にワクチンのほうを接種推進していただいたということもあり、自院枠というものが存在しておりました。これらについては特にお知らせのほうはしてこなかったわけですが、一部の方から苦情等ありましたが、先生たちの意欲という形で、今このくらいの接種率になっているなということは感じております。

それから、高齢者の関係の接種のご質問があったと思います。施設入所者につきましては、町内の高齢者施設の方につきましては、一般の方に先駆けた接種を行っております。また、それ以外の方、独り暮らしの方等につきましても、予約が取れないというような方、それからなかなか耳も悪くて、電話、コールセンターもできないというような方につきましては、ほかの障害、聴覚の障害をお持ちのような方と同様、例外的な取扱いという形の対応をした方もいらっしゃいます。

それから、対策本部会議のご質問ございました。これまで、対策本部会議につきましては20回開催をいたしております。直近ですと、金曜日に緊急事態宣言の延長を受けまして開催をいたしました。対策本部会議では、郡市内の感染状況の情報の共有、それから感染予防、感染拡大防止策の徹底というのですか、そういうものの確認、それから対応策についての確認を行っております。

次に、自宅療養者につきましてのご質問があったかと思っております。自宅療養者につきましては、誰が自宅

に療養しているかというようなことは公開されておられません。これらにつきましては、申出があれば自宅療養者の関係の対応を取っていきたいと考えております。

次に、パルスオキシメーターのご質問だったと思いますが、健康福祉課については、これらのものは備蓄しておられません。先ほど言ったとおり公開されていないということで、保健所のほうが対応しておりますので、今のところ持っておられません。

次に、福祉関係ですか、支える人が不足しているのではということでございます。これにつきましては、今回今年度から3年間、第8期高齢者、それから介護保険事業計画というのを策定しております。その中でも、この辺のところは非常に危惧しているところでございますので、引き続き検討してまいります。

それから、男性の参加が少ないではないかというご指摘、これは前にも村田議員のほうからご指摘がありました。これについては課題というのとは分かっておりますが、いろいろな形をやってもなかなか男性の方の参加は難しいということで、1人でもできるということで、今健康マイレージのほうを推進しているところでございます。1人で歩いて歩数計に歩数が出るということで、その辺の見える化という形にもなりますので、励みになるのではないかという形で対応させていただいておりますが、今後も、昨年度から高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施というのを進めております。これらの中で、村田議員からご指摘あった点についても検討し、対応してまいりたいと考えております。

それから、お助け隊の関係も少しお話がありました。これらにつきましても商工会と連携して対応してまいりたいと思います。なお、先ほど町長が話しましたポスターの関係でございますが、昨日からロビーのほうに展示してありますので、お時間ありましたら御覧いただきたいと思います。

以上です。

○議長（板谷定美君） 副町長。

○副町長（齊藤英夫君） それでは1点、デジタルトランスフォーメーションの関係なのですが、これは国のほうの政策で、2025年度までにやりなさいということで、まず初めに自治体関連のデジタルトランスフォーメーションを実施いたします。

その内容としましては、自治体の情報システムの標準化、統一化ということで、全国統一のシステムをつくるというようなことでございます。あとはマイナンバーの普及、それと行政手続のオンライン化、それとまたAIを使った利用促進、テレワークの推進やセキュリティ対策の徹底などを図るということをして2025年までに、この国の計画で行うことになっております。

それと併せてというか、少し遅れると思うのですけれども、地域のDXも併せて進めなさいということになっておりますが、取りあえずは自治体のデジタルトランスフォーメーションをまず初めに推進をしていくということで行いたいと思います。

以上です。

○議長（板谷定美君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 大変長い答弁をいただいたので、3つ用意していたのですが、多分これだけになるかなと、余分ですけれども。不足したところについて、まず質問します。

今デジタルトランスフォーメーションについては、私も調べました。一応だから、これを観光のほうにどう生かしていくのかということのをさっきは質問したのですけれども、まだできていなかったら、これからということでもよろしいかと思います。

ワクチンの接種なのですから、まず基礎疾患があれば優先しますよというふうな国のほうの話もあ

ったのです。あったのだけれども、では実際、私の妻もがんのほうを患っているわけです。全然そんなことないですよ、どこでどうやって優先接種をするのかと、案内も来なければ、どうなのですか。ちょっと寄居町でも、そんなふうな話も聞きました。だから、うたい文句はいいけれども、では誰が、要するに基礎疾患があるかどうかを確認して予約をしたのか、できたのかとか、それ非常に腹立たしいのですかというか、どうなっているのと。当町ではどうだったのかなというふうなことを、もし分かれば。

あと、出たところでパルスオキシメーターについては、保健所ですと言いますが、私もう秩父管内では、入院は無理だと聞いています。これちょっと医療関係者のほうから聞いたのですけれども、すぐには入院できないよと。そうなった場合に、当然自宅療養も、これはやむなしというところなのかなと思うのですが、自宅療養の情報来ないと、多分保健所のほうから町のほうに一切来ないということなのかもしれないですが、よくテレビのニュースなんかで見ていると、何とか区では支援物資をと、そういうのやっているのです。やっているところもあるのだけれども、どうなっているのだろうと。それでは、住んでいるところによってその差があるのかなと、東京なんかの区によって結構やっているところがあるとか、そういう支援物資とか、例えばそういうもの来なかったらどうするのだろうと。長瀬でも、現在実際に表立っている数字は51名の方が感染されたと。家庭内感染もややあるよううわさ、話も聞いていると。そういうところで、家庭内で自宅療養した場合に、では食べ物どうするのだとか、このささえ愛ながとろ、確かにありますけれども、誰がなっているのだから分らないと。そういう状況ではちょっと心配なので、何とかそここのところが、やや収束傾向にあるようですが、もしもまた再拡大する可能性があるかと、冬場に、そんなことも言われていますので、ぜひこういう酸素濃度を測るとか、多少なりと備蓄は必要なのではないのかなと。コロナ対策の補助金、国から国庫支出金とか出ているのですから、ぜひそういうのには使っていたら良かったかと、これからでも間に合えば、必要があるのではないかなと。

あとコロナ関係で、高齢者は、私も高齢者ですが、紙ベースでないとなかなか分かりにくいところがあるので。だから、自宅内療養をする場合に、これ自分で全部調べてあれですか、いや、こういうことを家族がいた場合、家族がいない場合、テレビの報道では自宅内療養、何だか療養やっていると、ほとんどが家庭内感染してしまうと昨日も言っていました。だけれども、それを食い止めるべくというのか、町のほうでパンフレット配って、一軒一軒に本当に分かりやすいように配布していただいてもいいのではないのですか。

それから、いっぱいあるのです。放送も、途中でなくなったりしたというふうなこともあるのですが、例えばラジオ体操にしても、9月に入ってからかな、急になくなったというふうなこともあるのですが、そういうことどうしてなのかなと。特に情報を流すということが、ちょっと不足しているのではないかなと。ホームページも、まあまあ見られる範囲で見ているのですが、あまりそこには掲載されていないような気がします。

先日も長瀬町で、これはコロナではないと思います。やはり高齢者の方が自宅で亡くなっていたという事例がありました。私の区でも、昨年そういうことが、独り暮らしの方が亡くなっていたと、実際問題そういうことが起こっているわけです。長瀬町のささえ愛ながとろが表彰されたとか、139番中にパンフレットは何番だとか、そういう問題ではない、命の問題なのです。だから、やはりコロナ禍で難しいけれども、本当に地域で支えていくというふうなことを、例えば民生委員さんもまだ選出されていないところもあるのではないかと、そんなところを、できることを早急に進めていただきたいと、そのことについて。

あと、ちょっと順序、時間もないので逆になりますが、観光について、観光振興についてということで、

先ほど観光農業で新たな果樹栽培をというふうなことを町長が打ち出されたのですが、その内容について、それから見込みについて、予算措置について、これ伺います。今までも度々、特産品奨励金というので補助金とか出していましたけれども、定着していないような気がするのです。これを本当にやるのかどうか、どういふことをやるのか。

あと、学校の在り方については、これやはりもう広報に出ましたよね、何%がというふうなこと。あの数字を見ても68%とか80%とか、そういう数字が出ていますので、もう待たなしたと考へます。ですから、本当にその学区制というのを維持していくのか。

あと、公共施設の再編とかいうことも考へられますので、もしかしたら1つの学校をなくして、そこに公共施設を集約するとか、そんなふうな考へ方をさせていただきたいと思ひます。

では、健康福祉課長になるかと思ひますが、高齢者が安心して暮らせるというふうなところで、実際問題として、多分八十何件の人が緊急通報システムを利用していると思ひます。あれ多分社会福祉協議会のほうの事業になるのかなと思ひますが、ああいうのをもっともっと増やしていくような予算の使い方、特に今現在独り暮らしの高齢者世帯、何世帯あるのかと、それだけでもお聞きしたいと思ひます。

○議長（板谷定美君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、村田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

長瀬町のコロナ患者51名というお話、これ皆さんが51名といひますと、今現在51名患者さんがいらっしゃるかと勘違いされてしまうところがあるのではないかなと思ひます。今現在51名いるわけではないわけです。その中で、特に一番多いのは家庭内感染です、これは。ですので、出始めるとばばばと幾人か出てくるわけなのです。その中で、実は先日ある町の町長とお会いいたしました。「町長参った、コロナにかかってしまった。」という話から、息子さんがいただいてきて、そうしたら家庭内全部コロナになってしまったという。それで1か月大変な思ひをされたということで、今その体験を町民に一生懸命話をしてるのだよという話を聞いた中で、2人で共通しているのは、自宅療養というのは非常によくない国の施策。大きなうちに、二、三人がぼつんぼつんとお住まいならいいですけども、そんなおうちはそのほどないわけですし、家庭内の中に4人、5人が同じところで共有スペースでいるわけですから、当然1人かかってくると、みんなかかってしまうという。これが長瀬町の今現在の人数が多いというのは、そういうところですけども、多分恐らくよそもそうだと考へます。

その中で、やはりそのところの施策を国のほうでももう少し考へていただかないと、これは大変なことだなと、本当にずっと思っているわけなのですけれども、実は。でき得れば、どこかホテルでも借りていただいて、利用させていただけるとありがたいと思ひけれども、なかなかこの秩父地域ですと、そういう話はあまり入ってこないという状況でございます。

その中で、コロナにおうちの方たちみんな感染されると、そこの方たちが食事に困るというようなことで、そここのところのケア、これを町もやるべきでないかというお話をいただきましたけれども、ご家庭によっては感染されたということ公表されては困るという方もいらっしゃるわけですので、そここのところも非常にネックになっているわけです。本当に町のほうには、どこの誰さんが感染をしたという情報は全く入りません。それは、全部保健所で把握しておりますので、その中で町のほうにはそういう情報は全く入りませんので、これをもし人づてに聞いたからってお電話するわけにもいきませんし、大変これは難しいところだなと思っております。細かいことにつきましては、また課長のほうから答弁させていただきますけれども。

それから、果樹についてでございますけれども、まだこれといって、私はこれを作りたいとか、そうしたことは発しておりません。多分そうした、まだ決まっていないということで、とにかく今ブドウとイチゴ、それからブルーベリーですとか、いろいろ柿ですとか、非常に長瀬の観光果樹は評判がいいわけで、その中でもう一つぐらい何かほしいなという思いがしております。これにつきまして隠しておくことでもございませぬので、お話しさせていただきますけれども、以前は、本当は矢那瀬でミカンをやっていたきたかったのですが、皆さんに当たってみてもなかなかやっただけの方がなく、諦めているわけではないのですが、今実現していないという状況でございます。その中で、何かないかなと今模索をしているところでございますので、そのうちこうしたものというのが出てくるかもしれません、ということでございます。

いずれにいたしましても、村田議員から今回の1番のご質問は選挙公約についてのご質問をいただいたわけでございますので、私のまとめといたしまして、選挙期間中に私も街頭演説をさせていただきましたけれども、時々小さなことからこつこつとという言葉を使わせていただきました。この言葉は、私が平成11年に議員になりましたときから私の信条でございまして、これからもそのような気持ちで小さなことから、大きなことはできないかもしれませんが、小さなことからこつこつと進めさせていただき、町民が安心して暮らせるまちづくりを進めさせてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（板谷定美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） 村田議員の再々質問にお答えいたします。

まず、ワクチン接種の基礎疾患の方の優先接種でございますが、これについては65歳以上に引き続き、基礎疾患を有する者がその次の予約という形で、これについては接種券に同封した案内のほうにも記載してございます。また、パルスオキシメーターの備蓄につきましては、今後検討してまいりたいと思っております。

それから、自宅療養の関係ですが、町長が答弁したとおり、やはり情報を知られないような配慮が非常に必要だということで、実際行っている町の情報も私も調べてみたのですが、やはり物を持っていくときとかも、役場の人が来たりとか、それから防護服を着ていたとか、そういうのをやらないとかということで、非常に配送も難しいというようなことがものにありました。その辺のほうを配慮しながら、申出があれば対応を考えてまいります。

それから、次にラジオ体操の関係が出ました。ラジオ体操につきましては、学校が9月から始まったということがありまして、学校就業時間内ということでなかなか放送が難しいということで、8月いっぱい放送のほうを中止という形でさせていただいたところでございます。

それから、あと家庭内感染の食い止めで、パンフレット等も配布したほうがいいのではないかとということですが、これについては今コロナ慣れ、それから緊急事態宣言慣れというようなことも出ているので、引き続き基本的対策をしてくださいというような周知、それからワクチンの接種というものにつきまして、引き続き周知を図っていければなと思っております。

それから、地域支え合いですとか、それから民生委員のお話がありました。これらについては先日、生活支援隊のほうの委員さんを新たに委嘱させていただいたところでございますが、もしお知り合いの方等、そういう活動をやっていただけるというような方がもしあれば、皆さんのほうからご紹介いただければありがたいと思っております。

それから、緊急通報システムのお話があったと思っております。これについては、健康福祉課のほうで所管し

ております。社会福祉協議会ではございません。独り暮らし世帯の方にお貸ししているところでございます。これらについては、知らないという方もまだいらっしゃると思いますので、引き続き周知してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（板谷定美君） 村田徹也君の質問、残り時間が少々となりましたので、ここで村田徹也君の質問を終了させていただきたいと思っております。

○5番（村田徹也君） 読むだけ読みます。

○議長（板谷定美君） はい。では、読むだけ読んでください。妥当な答弁は得られないと思っておりますよ。

〔「読まないほうがいいです」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 読まないほうがいいと言うのだけれども。

○5番（村田徹也君） いえ、読みます。

〔「読んじゃうと質問になっちゃうよ」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 読んでしまうと質問になってしまうのですけれども、それは。

○5番（村田徹也君） そこでカットでいいです。

町有地と公共施設の維持管理について。財政状況が逼迫している状況で、町が所有する土地や施設の維持管理方法を見直すことは、歳出予算の削減につながる重要な課題であると思っております。そこで、2点について伺います。

町有地のうち、建物のない未利用地はどの程度あり、計画的に売却等が進められているのか。

2、公共施設長寿命化計画や公共施設等総合管理計画が作成されているが、施設の統廃合や廃止等どのように計画されているのか。

以上です。

○議長（板谷定美君） では、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時30分

○議長（板谷定美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（板谷定美君） 次に、8番、新井利朗君の質問を許します。

8番、新井利朗君。

○8番（新井利朗君） 質問いたします。選挙運動公営制度の導入効果について、総務課長にお尋ねいたします。

選挙運動公営制度が導入されて、初めて町の選挙が行われましたが、利用実績についてお伺いします。

また、どのような問題点や課題があったのかお伺いします。

○議長（板谷定美君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） 新井議員のご質問にお答えいたします。

選挙公営制度につきましては、令和2年6月に公職選挙法の一部を改正する法律が成立したことに伴い、長瀬町でも法改正の趣旨にのっとり令和2年9月定例会で条例を制定し、選挙運動費用の一部を公費で負担できるようになりました。

令和3年7月4日執行の長瀬町長選挙及び長瀬町議会議員補欠選挙において初めて導入されました。この制度は、候補者にとってお金のかからない選挙を実現するとともに、候補者間の選挙運動の機会均等を図ることを目的として、一定の範囲内で町が候補者の選挙運動費用の一部を負担する制度です。利用実績につきましては、町長選挙は、候補者2名のうち1名の方が利用され41万4,786円でした。また、町議会議員補欠選挙は候補者1名で、その1名の方が利用され36万7,042円の公費負担をいたしました。

課題等につきましては、今回初めて導入されたこともございまして、制度の趣旨や届出の流れなどに対する理解に苦慮される候補者も見受けられましたので、立候補予定者説明会等での周知を今後さらに徹底してまいります。

また、本制度の導入に伴い、町議会議員に立候補される際には15万円の供託金制度が新たに導入されるなど、かえってハードルが高くなったという見方もできるかもしれません。しかしながら、成り手不足を解消するための制度とはいえ、売名等を目的とした候補者の乱立を防ぐために必要な制度であると認識しております。全国的に見ても、町村議会議員選挙における無投票当選の割合の増加が問題となるなど、地方議会を取り巻く環境が厳しい状況にある中で、町として議会運営の維持を図るために、今後も引き続き公正公平な選挙執行に努めてまいります。

以上です。

○議長（板谷定美君） 8番、新井利朗君。

○8番（新井利朗君） 今総額的にお答えいただいたのですが、その内訳をお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） 新井議員の再質問にお答えいたします。

内訳でございますが、町長選につきまして候補者1名が利用されておりまして、その1名の方が選挙運動用自動車の借入れ4万6,750円、選挙運動用ビラの作成3万7,550円、選挙運動用ポスターの作成33万486円、合わせまして先ほど答弁しました41万4,786円です。

続きまして、議会議員補欠選挙のほうの候補者の内訳でございますが、選挙運動用自動車の借入れ9,350円、選挙運動用運転手の雇用1万2,500円、自動車燃料代2,690円、選挙運動用ビラの作成1万2,016円、選挙運動用ポスターの作成33万486円、合わせまして36万7,042円でございます。

以上です。

○議長（板谷定美君） 8番、新井利朗君。

○8番（新井利朗君） 細かくお答えいただいたのですが、ポスターの作成に非常にお金がかかっている。これは公費ですので、町の税金であります。それ必要なものは必要なだけできたのかと思うのですが、これはいわゆるポスター38枚のお金ですよ、代金ですよ。

〔「そうです」と言う人あり〕

○8番（新井利朗君） ポスター38枚を作成するための代金であったかと思うのです。そうすると約8,000円ぐらいになるのでしょうか、ポスター1枚につきまして非常に高めだけれども、これは上限金額と比べてどのぐらいになっているのでしょうか。いわゆるビラとか、それから自動車とか、いろんなあれが日数に

して町長選挙の場合5日間、補欠選挙の場合には1日間でしたけれども、その辺のことについてお聞きします。

○議長（板谷定美君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、新井議員の再々質問にお答えいたします。

こちらのほうの選挙運動用の上限が、限度額がありまして、まず自動車の借り上げなのですけれども、まずこちらのほうは2つ方式がありまして、ハイヤー方式、車、運転手さん、燃料、全て含めて借りる方式でありまして、こちらのほうが1日6万4,500円が上限となっております。ですので、掛ける5日間ですと32万2,500円。それと、もう一つは個別契約方式といいまして、自動車のリース、自動車のみを借りて行う方式です。それに伴いまして、燃料代、その運転手さんの雇用ということで、個別契約方式ですと自動車の借入れが1日限度額で1万5,800円、燃料代が1日7,560円、運転手の雇用が1万2,500円、これを5日間やりますと、先ほど言いました借入れ、燃料代、運転手の雇用を合わせますと最高で6万二千…すみません、この辺ちょっともう一度、後で答弁させていただきます。

それと、ビラのほうなのですけれども、こちらも限度額、枚数がありまして、町長選の場合は上限が5,000枚、議会議員のほうは1,600枚、こちらのほうが単価が決まっております。単価が1枚7円51銭、こちらで町長選で5,000枚を使いますと3万7,550円が上限です。議会議員さんの場合は、1,600枚を使いますと1万2,016円の限度額の公費が支出されます。

それと、選挙運動用ポスターの作成ですけれども、こちらのほうは町に掲示板が38か所ございますので、単価が1枚当たり525円6銭を38枚でありまして、それに31万500円を足します。それをまた掲示枚数の38か所で割って、1枚当たりの上限が8,697円のポスターになります。合計で、限度額で33万486円となります。

なお、新井議員も言いましたけれども、町議員選挙の補欠選挙の場合無投票でしたので、自動車の使用料が1日のみで、そのほかのビラ、ポスターにつきましては無投票に関係なく、こちらのほうは利用できるものとなっております。

以上です。

○議長（板谷定美君） 8番、新井利朗君。

○8番（新井利朗君） 今上限が……

○議長（板谷定美君） 3回終わったよ。

○8番（新井利朗君） 後でまた質問します。

第2質問行きます。町長3期目の重点施策について、町長にお尋ねいたします。3期目に当たり、これまでの課題とこれから直面する課題の解消に向けて、どのような施策を重点的に進展されるお考えなのか、お伺いいたします。

ちょっと申し遅れましたけれども、3期目の当選おめでとうございます。よろしくお願いたします。

○議長（板谷定美君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 新井議員のご質問にお答えいたします。

当町は現在、平成29年度から令和8年度までの計画期間とした第5次長瀬町総合振興計画に基づき、町政を執行しております。7月29日から町長として3期目の任期が始まったわけですが、これまでに引き続き、総合振興計画に掲げた基本理念や施策の大綱に基づき、まちづくりを進めていくことが大切だと考えております。その中でも、特に重点的に進めてまいりたいのが安心安全なまちづくり、子育て支援、高齢者支援の3分野でございます。

安心安全なまちづくりにつきましては、まずはワクチン接種を円滑に進めることが第一でございますが、道路や河川の改修、防災訓練の実施などにより、安心して快適に生活できる町を実施してまいります。

子育て支援につきましては、現在も結婚から妊娠、出産、子育てまでの切れ目ない支援を行っておりますが、これをしっかりと継続してまいります。経済的負担の軽減のみならず、多世代ふれ愛ベース長瀬を拠点とした各種事業により、安心して子供を産み育てることができる環境づくりに、より一層努めてまいります。

高齢者支援につきましては、元気モリモリ体操を軸とした健康事業と、介護予防の一体的実施や生活支援体制整備協議体「ささえ愛ながとろ」といった、これまで行ってきた取組が高い評価を受けております。これらの取組をさらに進化させ、高齢者が安心して元気に暮らせるまちづくりを進めてまいります。

この3分野以外にも、人口減少対策や観光、商工業の振興など、取り組むべき課題は多くありますが、町民の期待に応えられるよう3期目も全力で職責を果たしてまいります。

○議長（板谷定美君） 8番、新井利朗君。

○8番（新井利朗君） 大きな目玉として3つ、代表的にお答えいただいたのですが、実際のところ行政を行うには、非常に大きな問題も発生しかかっているのが、現代の社会の様相かと思います。

そういう中で、確実に町民が安心して暮らせるというところに、私は大分骨を折っていただいているなというのを感じているところでありますけれども、さらに子供が増えたり、また流出する人が減っていくということに関しましては、学校を卒業した後の就職、そういうふうなことについて非常に就職先を求め、それから途中、学校を卒業してしばらく勤めたけれども、その仕事の実績を持ってまた地方に帰ってくるといいますか、地元へ帰ってくるとかいうふうなJターン、そういうふうな方もいるようなところもあります。昔やっていたのは、横瀬なんかでは30歳の成人式というか、そういうふうなこともやったりして、結局地元へ迎え入れようというふうな機会を与えることも考えていたようです。いろんなことで30にし、40にし、いろんな面で子育てを順調にしている人もあれば、またちょっと子供が学校へ通い切れなくて、悩んでいる方も大勢いるかと思うのです。そういうふうな方を含めて、今第二小学校なんか子供が少ないですし、逆に言えば教育しやすいというところから、非常に子供たちの知識も高いというふうに聞いております。そういうふうなことも含めて、子育てするには、今みんな親が最優先するものでありますので、ぜひ一小地域ばかりでなくて二小地域にも、住宅地であったり、それからアパート、団地がありますけれども、そちらのほうを活用したりしていただけたらと思うところであります。

この間二小地区にあるお住まいの結構大地主の方から、今はもう土地を持っていてもしょうがないから、くれてやるから誰が呼んできてくれなんていうふうなことも言われました。そういうふうなことで、持っている人は困っている。だけれども、なかなか手放さない状態もあるのですけれども、そういうふうな方で何かの形で募集をかけて、その住宅地の提供といいますか、そういうふうなことができれば、20年住んだらあげますよとかいうふうなことであったり、いろんなことで各地域が施策を練っているようであります。人を呼び込むためには、地所のある人もありますし、ない人も大勢います。今あちこちで非常に新しいうちが建っているのも、定住促進住宅の促進であるのかなというのを感じますけれども、ぜひ二小地域でも、ばたばた、ばたばたあちらでも建つように、また結局そういうふうな狭いところがしっかりと道路が整備されたりして、ちょっと奥まったところでも安心して住めるというような道づくりとか、そういうふうなことに重点を置いて、3期目、いろんな面で町民が安心して住めるまちづくりを進めていただきたいというふうなところであります。

もう一度、定住人口を増やすことであるとか、住宅を増やすことであるとか、空き家対策の問題もありますけれども、そういうふうな意味で、町長のご決意をもう一度お願いいたします。

○議長（板谷定美君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 新井議員の再質問にお答えさせていただきます。

今コロナ禍の中で、地方移住ということが若者たちに、大変関心を持たれている方たちが多いというようなニュースもお聞きするわけでございます。そのような中で、今、新井議員からいただきましたご提案につきましても、これから検討させていただき、ぜひ若い人たちに長瀬にJターンですか、来ていただけるような施策も考えてまいりたいと思っております。

大地主さんが土地くれるからというようなお話をされたというお話でございますけれども、8月の18日の朝日新聞、見られた方たちも多分いらっしゃると思うのですが、今地方では、相続でいただいた土地をどうしようかと非常に困っているという方たちがたくさんいらっしゃるというお話も伺っております。その中で、使わないけれども、税金は払わなくてはということで、このお金で売りたいという提案をさせていただいたら、なかなか幾ら下げても買ってくださる方がいなくて、ただならということでゼロ円にしたならば、もらってくださる方がいらっしゃったということで、何か越生町でもそのような傾向にあるというようなことが出ておりましたけれども、そうした中で土地活用も、これから長瀬町としても考えていかなければならない状況でございますので、これ移住定住促進になると思うのですが、そのような形で長瀬に住みたいというような方がおりましたときには、ぜひ町のほうにご相談していただけるとありがたいなと思っておりますけれども、先ほども村田議員の中でもお話をさせていただきましたが、スタートアップ事業、これで起業したいですとか、事業を大きくしたいですとか、そういう方たちが出てきましたときには、町としてしっかりと対応させていただきたいということで、今着々と準備を進めているところでございますので、そうした中で、また長瀬町に移住定住されて、来ていただける方がたくさんいてくれたらいいなと思って、期待をしているところでございます。

それから、町道の整備でございますけれども、これは私といたしましても、本当に狭い道路、一遍にはなかなかできないのです、予算の関係がありまして。ただ、少しずつ着実に進めさせていただきたいなと思っております。この後、12月議会が終わりますと、その前、予算編成がどんどん始まるわけでございますけれども、来年度予算に向けてもそこを一番の、非常に狭い道路も多いわけでございますので、そういうところも一度にはできませんが、少しずつ手をつけさせていただいて、住みよいまちづくりを進めさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 8番、新井利朗君。

○8番（新井利朗君） ぜひ3期目一生懸命に務めていただきまして、本当にいいまちづくりを進めていただきたいと、また協力させていただきたいと思うところであります。よろしくお願いいたします。

では3番目、緑の村の跡地利用について、町長にお伺いいたします。今年度、緑の村のプールが取り壊される予定ですが、その後の緑の村の跡地は何に利用されるのか、もし分かればお伺いしたいと思います。

○議長（板谷定美君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 新井議員の緑の村の跡地利用についてのご質問にお答えさせていただきます。

緑の村のプール跡地につきましては、以前の議会でも答弁をさせていただいておりますけれども、活用検討会を開催し、プール跡地の利用について協議をいたしました。よい案が出なかったため、更地にして土地の所有者に返還するということになっており、現在プールを解体する準備を進めているところでござ

ざいます。これにつきましては、土地の所有者からも更地にして返してほしいという要望もございましたので、この後また議案の中にも出てまいりますけれども、そのような形で更地にするということで決まっております。

現在町で、企業誘致を目的に行っておりますブランディング事業において、この場所に興味を持たれている事業者さんが数名おられます、実は。先日も、実は跡地を見に行っておりましたところ、本当に大手の企業さんが大勢で、それこそ立派な方たちが何だろうと思いましたらば、土地を見たいということで来ていただいたということで、そういう事業者さんが来てくれるといいなと思ったのですが、あちらのお考えですけれども、その後も、次の日もまた来られたということで、今現在そのような状況でございます。その話がまとまれば、地権者との協議となるわけでございますけれども、何らかの事業が展開されるのではないかなと、今現在期待をしているところでございます。

いずれにいたしましても、町が直接事業を行うのではなくて、民間活力を生かした事業を展開していただくことが一番望ましい利用方法であると考えておりますので、今どういうことになるか推移を見守っているところでございますけれども、現在はそのような状況でございます。とりあえずは、跡地を更地にして地主さんにお返しをするということでございます。

以上です。

○議長（板谷定美君） 8番、新井利朗君。

○8番（新井利朗君） 非常に興味を持った事業者がおられるということで、ある面では安心といいますか、関心も持たせていただきたいところでもありますけれども、実際のところ、あそこの地元というものもあります。地元にも相当の人が住んでおります。そして、もしあそこに動物等を多数飼って放牧するような状態、またそれを見物するような状態のような施設がもしされたときには非常に困ると、臭いにしても音にしても、鳴き声や何かにしても困るのだと。それから、地下水にいろんなし尿が混じってくる可能性もあるというふうなことも含めて、地元としてはしっかりと説明を受けて、意見を聞いて、そして結局問題ないというところであれば歓迎したいし、またそうでなければ考え直してもらわなくてはならないと。そういうふうな開発行為に関して、町では何か規制をできるようなこととか、また地元に対する説明会とか、そういうふうなことが優先的にされるのか、できるのか、そういうふうなことについてお聞きしたいところなのですけれども。

○議長（板谷定美君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 新井議員の再質問にお答えさせていただきます。

面積が広いですから、開発行為につきましては町のほうの許可が必要だと思っておりますけれども、当然事業主さんが決まれば、地主さんとの話合いということになってくると思っております。これにつきましては、当然そういうことになると思うのですが、今のところ興味を持たれている方たちは、そうした事業ではない方たちです、今のところ。今来ていただいている方たちが入ってきていただけると、非常にいいかなという思いがしていますけれども、あちらで決めることでございますので、町としてできる限り一生懸命アピールはしているところでございます。いずれにいたしましても、今のところ動物ですとか、そういうものは入ってきていないと思っております。

以上です。

○議長（板谷定美君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） すみません。先ほど新井議員の質問の中で、自動車のほうの個別契約の関係で、

5日間使用した場合の自動車の借入れ、燃料代、運転手の雇用の限度額でございますが、17万9,300円でございます。

なお、この選挙運動の収支報告書につきましては、その収支報告書を受領した日から3年間、特に制限なしで役場の総務課のほうで閲覧ができます。また、収支報告書の用紙につきましては掲示板にて、役場前の玄関入り口のところで公表しておりますので、そこで見ていただければと思います。告示板の中なのですけれども……

〔「昨日見たけど、ない」と言う人あり〕

○総務課長（福島賢一君） 公表しています。よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（板谷定美君） 新井さん、いいのでしょうか。

○8番（新井利朗君） はい、もう終わりです。

○議長（板谷定美君） 次に、4番、野原隆男君の質問を許します。

○4番（野原隆男君） 質問します。蓬莱島公園の架橋整備について、建設課長にお伺いいたします。

令和元年の台風19号によって、蓬莱島公園は大きな被害を受けました。復旧が少しずつ進んでいますが、蓬莱島へ渡る橋は現在も平板の仮設橋があるだけです。

そこで、これから台風シーズンを迎え、川が増水し再び被害を受けてしまう可能性がある中、今後の架橋整備についてお伺いいたします。

○議長（板谷定美君） 建設課長。

○建設課長（若林 智君） 野原議員の蓬莱島公園の架橋整備についてのご質問にお答えいたします。

蓬莱島公園の架橋整備につきましては、橋1橋の復旧費用を令和3年度当初予算に計上させていただいておりますが、さきの議会で施工方法等について、もう一度検討させていただく旨の答弁をさせていただいたところでございます。このことから、町として施工方法等の検討を重ねた結果、流された橋脚を復旧した上で、従来どおりその上に橋をかけても、想定外の大雨等により再び流される可能性も十分に考えられるため、災害等の発生が想定される際は、事前に職員が橋を持ち上げ移動できるよう、木材を組み合わせた程度の簡易的な木橋の設置を考えております。また、設置箇所につきましても、上流側と下流側にそれぞれ設置させていただく予定でございます。

なお、施工時期につきましては、現在県等と設置に関する協議を行っているところでございますので、協議が終了後、速やかに設置させていただく予定でございます。

今後とも蓬莱島公園の管理につきましては、地域住民のご意見等も踏まえ、適切に維持管理させていただくとともに、皆様に安心してご利用いただけるよう、防災、安全対策の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） 4番、野原隆男君。

○4番（野原隆男君） ただいまの若林建設課長の答弁に対して再質問をいたします。

令和元年10月12日に来襲した台風19号は、気象庁により令和元年東日本台風と命名されるほど、東日本

を中心に甚大な被害をもたらしました。私自身も、機会があるごとに町内各地を巡回し、台風19号の被害状況についてこの目で確認してきました。樋口駅の下の冠水した住宅や道路、矢那瀬地区の町道の山崩れ、岩根山神社に行く葉原林道の山崩れ、林道の谷津線の山崩れ、風布の町道の滑落、荒川河川敷のキャンプ場などの被害状況を可能な限り確認してきました。また、被害状況から現在までの復旧状況も、この目で確認してきました。もちろん蓬莱島公園の被害状況や、被害後の約2年間の復旧経過についても、時間の許す限り何度となく現地を確認してきました。現地確認時には、散歩されている付近の住民の方や、蓬莱島公園に来園されている観光客に、蓬莱島公園の現状及び復旧と整備状況などについて、様々な意見や要望を傾聴してきました。

傾聴した中から、私の主観を含めて幾つか紹介いたします。荒川の激流に削られた土砂、砂利の広場がきれいに復旧されたので、散歩がしやすくなり大変助かります。以前のように蓬莱島公園を散策したい。

2つ目に、蓬莱島の駐車場のトイレはいつもきれいで、よく利用しています。休憩所も便利に利用しています。また、駐車場も広くて混雑が少ないので、ゆっくり過ごすことができるのがうれしいです。

コロナ禍の中で3密を避けるためにも、蓬莱島周辺の散歩は大変気に入っています。現在は、蓬莱島へのアクセスが非常に脆弱なため、島への上陸に二の足を踏んでいる状態です。

4つ目は、蓬莱島への仮橋が不安定で、渡るのに苦慮しています。早急に元のような安全安心の橋を架けてほしいです。橋は1つでよいと思います。

5つ目ですが、蓬莱島公園の整備には町民の血税が使われたと思うので、せっかく整備した蓬莱島公園が有効に使われるよう、橋の整備を含め早急に進めてほしいです。また、松枯れ病により蓬莱島の松は壊滅状態に向かっているのが、難しいとは思いますが、対策を検討して実施してほしいです。以前のような松風そよぐ蓬莱島を復活させてほしいです。

そこで、1つ目の質問です。行政にも、町民や観光客や観光業の方などから、蓬莱島公園について意見、要望が数多く届いていると思いますが、行政へはどのような意見が多く届いているのか。また、その意見に対して、行政としてどのように対処してきたのか、今後どのように対応しようとしているのか、伺います。

2つ目の質問です。私の印象では、現在設置してある仮板橋に代わる仮設橋をイメージしていました。だとしたら、それで本当に町民や観光客の皆さんの意見、要望に応えた安心安全な公園が目指せるのでしょうか。私が今申し上げたイメージの仮設橋であるなら、上流橋と下流橋の2つの橋を架設せず、どちらか1つの仮設橋設置でよいと考えます。既設橋脚利用の橋の場合でも、1つの橋で十分と考えます。1つの仮設橋の設置により、費用の圧縮や工期の短縮が見込まれます。私には、2つの橋の必要性がないように感じられます。

仮設橋については、歩行者の安全安心のために余裕のある橋、幅と簡易の欄干の設置も必要と考えます。また、仮設橋での岩場での安心安全ルート確保も必要と考えます。

行政の見解について伺います。蓬莱島公園は、国指定名勝天然記念物エリアにあり、様々な法的規制があり、クリアすべき諸問題も多いと思いますが、私自身は蓬莱島公園は長瀬町にとっても宝の一つと認識していますので、速やかな蓬莱島公園の復旧整備と維持管理が適切に施行され、町民や観光客の皆さんにとって安心安全な公園として利用されることを願って、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（板谷定美君） 建設課長。

○建設課長（若林 智君） 野原議員の再質問にお答えいたします。

まず、1つ目のご質問についてでございますが、現在蓬莱島公園については復旧整備中ということもありまして、町民などからの行政に対する要望も多くは届いておりませんが、届いております中には、復旧整備に関する意見がほとんどでございます。その中でも、蓬莱島への架橋については町民からの要望も多く、先ほどご答弁させていただきましてとおりの、現在設置に向け準備を進めているところでございます。

次に、2つ目のご質問についてでございますが、2か所に仮設橋を設置する理由につきましては、町民からの要望や観光客等が蓬莱島内を散策する際に、利便性を考えてのことでございます。特に上流側への設置につきましては、地元住民などからの要望もあり、蓬莱稲荷神社での祭事の際は祭事道具などを運ぶために必要とのご意見も伺っております。

また、簡易な仮設橋を予定している理由につきましては、費用面等の問題もございますが、県等との協議期間の短縮につながり、速やかな設置が可能であると考えてのこととあります。なお、今回設置する木橋については、仮設橋のため欄干の設置等の考えはございませんが、接地面の安定性なども十分に考慮した上で、歩行者が安心して渡れるような仮設橋を設置する予定であります。

今後につきましても、町民の憩いの場として可能な限り元の蓬莱島公園に近づけられるよう、速やかな復旧整備に努めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） 次に、6番、野口健二君の質問を許します。

○6番（野口健二君） 6番、野口です。道幅の狭い町道の整備についてお伺いします。

町道の中には、救急車両も入れないような狭い道路があるようです。町民からも、救急車両等が入ってこられないようでは不安だと、こういう声が上がっております。こうした町道はできるだけ早急に整備すべきだと思いますが、町の考えをお伺いします。

町長の3期目の答弁で、よろしく願いたいします。

○議長（板谷定美君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 野口議員の道幅の狭い町道の整備についてのご質問にお答えをいたします。

まず、救急車両が入れないような狭い道路についてですが、町でも救急車両等が入りづらい箇所につきましては把握をしております、消防署にも情報提供して協議をさせていただいております。また、消防署からも道路幅が狭い箇所や、救急車等の進入が難しいと判断した箇所につきましては、道路の状況等を事前に把握しておくことにより、柔軟な対応が可能な場合もあると伺っております。このようなことから、今後も定期的に道路を巡回し現場検証等を行い、消防署との連携及び情報共有を図っていきたいと考えております。

次に、狭い町道の拡幅整備についての町の考え方ですが、町道を整備する上で、まず幅員を4メートル以上に拡幅することを基本といたしまして、政策的判断、地元からの陳情、要望等、また緊急度、危険度、地権者からの同意が得られるかなども考慮し、総合的に判断した上で整備箇所を決めさせていただいております。

今後につきましても、町民の不安が少しでも解消できますよう、より一層消防署との連携を密にするとともに、道路整備事業に関しましても、できる限り町民の要望に沿えるよう努めていきたいと考えており

ます。先ほどから私のほうからもお話しさせていただいておりますけれども、なかなか一度にはできませんが、少しずつ進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（板谷定美君） 6番、野口健二君。

○6番（野口健二君） 今町長がおっしゃったとおり、なかなかお金の面で大変かと思っておりますけれども、この間も私が議長をやっているときに、一般質問ができないので、建設課長にちょっとお願いしたことがあったのですけれども、お金がなくてできないと言われたのです。そうではなくて、お金というのはどこかで生んでくるのではないかなんかと思っておりますけれども、なるべく早く町道を広くできる場所はお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（板谷定美君） 次に、7番、大島瑠美子君の質問を許します。

○7番（大島瑠美子君） 質問させていただきます。ヤングケアラーの実態について、教育長にお願いいたします。

近年、家族の世話や介護をする子供、いわゆるヤングケアラーが注目されています。町では、小中学校でヤングケアラーの実態を把握しているのでしょうか。また、そうした子供がいるとしたら、援助等を行っているか伺います。

○議長（板谷定美君） 教育長。

○教育長（野口 清君） 大島議員の質問にお答えいたします。

ヤングケアラーとは、法令上の定義はありませんが、一般に本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている、18歳未満の子供とされており、長瀬町の小中学生の中に何人いるのか、正確には教育委員会では把握はしておりませんが、国がインターネットで行ったアンケート調査では、中学生の5.7%が世話をしている家族がいると答えております。具体的には、食事の準備、洗濯、保育園の送迎、祖父母の介護や見守りなどであります。

ヤングケアラーについては、本人にその自覚がなかったり、家族の問題を知られたくないと思っているケースが少ないため把握することが難しく、早期発見、早期支援が必要と考えられます。早期発見のためには、学校の担任のみでなく全校的な立場からヤングケアラーについての認識を深め、理解をしていくことが必要と考えております。また、学校を休みがち、忘れ物が多い、宿題ができていないことが多いなど、子供の行動に見える兆候をつかみ取ることも重要です。

なお、中学校にはさわやか相談員を配置しており、小学校にも巡回して相談業務をしております。そして、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが学校を巡回し、問題行動のある児童生徒について、学校や家庭、福祉担当などと連携をして児童生徒の状況を把握し、子供の様子を相談、支援しております。

今後も、引き続き同様の取組をするとともに、児童生徒に向けてヤングケアラーについての知識を普及し、学校の中でも相談がしやすい体制づくりをして適切な支援につながるよう、福祉担当、児童相談所とも連携を図りながら取り組んでまいります。

以上です。

○議長（板谷定美君） 7番、大島瑠美子君。

○7番（大島瑠美子君） 教育長の答弁聞いて納得、そうだなと思いました。だけれども、埼玉県ケアラー支援条例が令和2年3月31日に施行されて、県も県議会でもいろんなものをつくるのだけれども、ただ、条例をつくったからいいでしょうというので、下にあんまり下りてこないというのが実情なのです。だから、そこを教育委員会はどういうふう把握していたのかなとも思いまして、それから今教育長がおっしゃったように、授業中に居眠りをしてるとか、疲れているなというのを先生が、ああ、大変だなと思ってそうにしてくださるというのなら、家族構成の出ていますので、だからというのだけれども、それが先生によっては、それをおまえ寝るのではないよとかということもあるかとも思います。だけれども、私はいろんなこと言うときに、大丈夫だよ、大丈夫だよな、頑張っているねと、社会に出る前に経験しているのだから、点数100点取ったよりよかすごいもの、みんなのほうが上なのだからねと、そういうふうに言葉の支援の仕方というのものもあるかとも思うので、そういうことをしているのですが、―――――ということではなくって、おじいさん、おばあさんと何かというのには、兄弟で血縁なのだから見てやるのが当然だということもあるのですけれども、一生懸命頑張っている人は頑張っている人で、要するに子供たちって案外残酷なのです。

―――――親が言っている言葉を耳に挟んで言ってしまうというのも多いので、こここのところで、クラスの数も少なくなってきました。先生も忙しいということはすごく分かるのですけれども、そういうところでちょこっと少しでも感じたら、おいおい、おいおいということなのでやっていただけたら、すごくいいかなとも思います。

何にしる何%ということは全然分からないかとも思うのですけれども、見守りというのすごく大切だと思うので、それからあとはちょこちょこつと言うの、言葉がけというので。少年院を出た子なんか、出たら何学校の何先生にお世話になったから挨拶に行きたいということもありますので、これから先生方にもそういうこともよくあるから、みんな悪いけれども、子供たちのことについて面倒をよく見てくれるようにとお願いするということは、教育長にお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（板谷定美君） 教育長。

○教育長（野口 清君） 大島議員の再質問にお答えをいたします。

大島議員、常日頃から子供たちに温かい配慮のあるお声がけをいただき、誠にありがとうございます。最後に私のほうにも注文がありましたけれども、私も一生懸命努力いたしたいと思います。

このヤングケアラーについては、最近片仮名で出てきたので、あれっと思う方もいらっしゃるかと思うのですけれども、これはもう以前からあったのです。そして、今の子供たちは結構恵まれていますので、そういうことは少なくなってきたのではありますけれども、中にはまだまだ本当に悲しい思いをしている子供たちもいるのだと思います。

最近、学校の教職員も、ただ上から目線でだけではなくて、子供たちの立場に立って、子供たちの生活している背景等を勘案しながら、ただどなりつけるだけではなくて、教育的配慮で温かい目を持ちながら、子供たちの成長を見詰めているところでございます。その中で、こういうヤングケアラーということが改めて出されていますので、我々教職員も改めて子供たちの明日のために、温かい配慮を持って教育に当たりたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（板谷定美君） 7番、大島瑠美子君。

○7番（大島瑠美子君） 今教育長から、すごくいい言葉を聞きました。教育長にお願いがあります。次回の校長会のときに、こういうことが出たので、みんなも一つ頭のところに置いてもらって、そして教職員にも言ってほしいなということを伝えてください。以上です。

次に、2に入りたいと思います。2、土砂災害の警戒区域について、総務課長をお願いします。

静岡県熱海市で大規模な土砂災害が起き、尊い命が多数失われました。当町は山間地なので、想定を上回る雨量があった場合と同じようなことが起きないか心配です。今年1月に改定された災害対応ガイドブックには、土砂災害警戒区域が示されていますが、その区域の人に避難情報等が正確に伝わっているのか確認すべきだと思いますが、町の考えを伺います。

○議長（板谷定美君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） 大島議員のご質問にお答えいたします。

避難情報等が正確に伝わっているかという点につきまして、これまで確認等を行ったことはございませんが、令和元年東日本台風による被害や、ここ何年か毎年のように各地で豪雨災害が発生している状況、また今年の5月には災害対策基本法の一部改正が行われ、避難情報の発令の仕方等が変更されましたことから、各種メディアで大きく取り上げておりましたことを踏まえ、住民の方の防災意識や避難情報等についての関心は非常に、高まっている状況であると考えられます。

このような状況の中で、2月の災害対応ガイドブックの每户配布をはじめ、6月には法改正後の避難情報等に関するカラーのチラシを每户配布させていただいたほか、「広報ながとろ」7月号では、防災特集ページの内容を新しくして掲載しましたので、防災関係の各種情報については、多くの方が目にされていることと考えております。しかし、実際にそういった情報が土砂災害警戒区域にお住まいの方全てに正しく伝わっているかという点につきましては、確かに不安が残るところではありますが、一人一人に確認を行うことは実務上なかなか難しいところでございます。

土砂災害警戒区域にお住まいの方に限らず、より正確に情報をお伝えするのは、適切な避難行動を取る上で非常に重要でございますので、よりよい方法を検討しながら、引き続き平時における周知、啓発を図っていくとともに、災害の発生する恐れがあるときには、防災行政無線や安心・安全メール、また消防団による巡回広報などを活用し、早めに避難の呼びかけを行い、逃げ遅れ者が出ないように努めてまいります。

以上です。

○議長（板谷定美君） 7番、大島瑠美子君。

○7番（大島瑠美子君） ありがとうございます。すごく一生懸命頑張ってやっていますというのは分かるのですが、この質問をするときに、場所がどこなのだろうね、長瀬町には山間地域のところについては幾つも幾つもいっぱいあるわいなということになってしまって、あやふやになってしまうと困るので言うのですが、私が今言っているのは、すぐそこの辻のところにゴルフ場が、ソーラーできますよね、それでその近辺の方が、20年もゴルフ場で使ったから大丈夫かとは思いますが、みんな土砂崩れは何度もやったように、想定内ではなくて想定外でなってくるわけなのです。大自然が相手ですから、人間なんてすごくちっぽけなものですから、想定外になったときには、もうしょうがないからそれだというので、あなたかわいそうだね、何の言葉も言えるという状態ではありませんので、私が今言っているのは、風布なんかの違うほうの側面いっぱいあるのですけれども、みんな新しく造ったものについてはすごく関心があるわけです。関心がありますので、辻区の人たちというのはある程度、俺もうあそこのところあれだからって引っ越したいけれども、金もないし、一番最初に出てくるのは金もないし、それからそこのところ

愛着があるから離れたくないからということなので、もしかしたら、こんなことを言っただけでも、町のために私は議員になっているのですから、全部にやりたい、知ってもらいたいのはいいのですけれども、要するに役場からのいろんな資料というのは膨大だから、読まない方がすごく多いのです。そうなのです、配りました、お願いしましたといったって、見ないものにはゼロだからね、全然。そうだから、できるものでしたら辻区の人だけでも、新しい施設ができたのだから、それについていろいろ話でもしてもらって、安心して住んでいただきたいと思うので、この質問をしました。もう一度すみません、お願いします。

○議長（板谷定美君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） 大島議員の再質問にお答えいたします。

辻区のゴルフ場のところなのですけれども、あそこは土砂災害警戒区域には入っていません。ただ、さっき言ったように開発が行われておりますので、その辺の住民の方が心配されて、役場のほうにも相談があったと思います。

そちらのほうにつきましては、地元の説明会につきましては、ソーラーの関係で直接町民課のほうが対応しておりますので、その辺が辻区の方に、あと周辺の方ですか、に説明していると思いますので、町民課のほうから答弁をお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（板谷定美君） 町民課長。

○町民課長（玉川 真君） 大島議員の再質問の中で、辻区そばのメガソーラーの関係でご質問があったので、その件についてお答えを申し上げます。

6月の議会でもお答えさせていただいたのですけれども、今回……

〔「マスク外して、聞こえない。もこもこしてしまっていて聞こえない。マスク外して、声が低いのだから」と言う人あり〕

○町民課長（玉川 真君） 6月議会の中でもお答えさせていただいたのですけれども、太陽光の建設関係の問合せ等につきましては、令和元年から施設の近隣の皆さんに業者のほうから説明をしまして、その中でどのような工事を行うというようなことを行って、説明会を開かれております。

元年の説明を受けまして、2年の7月の2日に町のほうに、実際にこういうことをやりますという計画の提出がありました。その同月28日には、地元の杉郷区長から特に意見がないということで工事が始まりまして、8月の16日に完成をしまして、同月20日から稼働をしている状況でございます。

こちらの状況の内容につきましては、地元の説明会の中でも、一部不安なお声があったというのは確かでございます。工事の資料等によりますと、現場の斜面的なものですか、ゴルフ場の斜度を最大限活用したものであるということでございまして、宅地造成の工事許可基準の角度というのがあるのですけれども、斜面の角度が、盛土の場合は勾配30度以下、切土の場合は35度以下というふうなことが明記されているのですけれども、現地は斜度が20度以下というふうなことでございましたので、なかなかそういった土砂災害的な災害は起こりづらいだろうというふうな考えてございます。

また、今後発生したらどうかという部分につきましては、何とも具体的なものはちょっとお答えができませんのですけれども、そういったことでの話はさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） 7番、大島瑠美子君。

○7番（大島瑠美子君） それでは、もう大丈夫なのだよと言ってもいいのですね。では、それはここの議

場では言えないだろうけれども、皆さんに納得させて、ああ、そうかそうか、それで俺なんかは貧乏でも心豊かに過ごせるのだからということが聞きたいからということで今質問しました。

それでは、3に行きます。新型コロナウイルスの対策について、健康福祉課長をお願いします。

新型コロナウイルス感染症の第5波が訪れ、秩父郡市内でも感染者数が毎日のように報告されるようになりました。ワクチンの接種も進んでいると思いますが、感染者数が増えているのは気の緩みもあると思いますので、いま一度新型コロナウイルス感染症の予防策に力を入れるべきだと思いますが、町の考えを伺います。

○議長（板谷定美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） 大島議員のご質問にお答えいたします。

いま一度新型コロナウイルス感染症の予防策に力を入れるべきについてでございますが、緊急事態宣言発令後の8月1か月間の秩父保健所管内の新規陽性者を見ますと251人となっております、7月の41人を大きく上回っています。長瀨町でも、8月の新規陽性者は15人で、急激な感染拡大が見られました。しかし、8月末から新規陽性者は減少傾向にあり、9月1日から12日までの秩父保健所管内の新規陽性者数は27人で、うち長瀨町では4人となっております。

新型コロナウイルスの予防策としては、これまでも様々な媒体や事業実施時などに、感染予防、感染拡大防止の啓発を行っています。また、5月中旬からはワクチン接種を開始しています。ワクチンの接種状況でございますが、9月12、13日現在、12歳以上の62.1%が1回目を、49.9%が2回目接種を終えております。接種を希望する方が11月末までに2回目の接種が受けられるよう、1市4町と秩父郡市医師会で連携して進めてまいります。

なお、接種スケジュールについては、急激な感染拡大、若年層の感染が急増している現状から、早めの接種を進めるため予定を前倒しに変更し、8月12日以降、予約対象者は12歳以上となっております。ワクチン接種については、ワクチンの供給量に応じた形で接種を行うため、現在予約が取りづらい状況となっております、大変ご迷惑をおかけしております。

また、コロナ慣れ、緊急事態宣言慣れ、気の緩み、危機感の薄さなど言われておりますが、自分の行動がほかの人にも影響を及ぼす、ほかの人に感染させないなどを自覚して行動することが必要とされております。これらを踏まえ、ワクチン接種の有無にかかわらず、マスク着用、手洗いなど基本的対策を行うよう、引き続き「広報ながとろ」や町ホームページなどでその周知に努めてまいります。

○議長（板谷定美君） 7番、大島瑠美子君。

○7番（大島瑠美子君） 健康福祉課長にすごい意地悪な質問をしたいと思えます。要するに、今現在はマスクをやります。手洗いもやります。うちへ帰ってきたときにはうがいもやっています。だけれども、今何だか空気感染もあるのだからということになってくると、おお駄目だつてなってしまうわけです。そうしますので、健康福祉課長は、これ以外のことで町民に何か言うことというのとか、してほしいということはありませんか。あと、だから出歩かないでうちにいるのだよねということもあります。この間も、私たちは2回注射してしまいました、もう75歳以上なので。それで、75歳以上だからというので、倉林先生のところ行って、先生2回注射した人たちは少しぐらいの会食はいいのかいと言ったら、倉林先生にえらい怒られて、もうこれなら言わないほうがよかったなと思ったけれども、一応聞いてからと思いました。

そうですので、何にもしないでじっと我慢して、ぼけを、痴呆をうんとなるようにという政策を健康福祉課長やっているのですか、意地悪質問です。お答えください。

○議長（板谷定美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、大島議員の再質問にお答えいたします。

マスク、それから手洗いですとか換気、このところの基本的対策だけでよいのかというのが最初のご質問だったと思いますが、テレビでも、今政府広報では、感染を防ぐためなるべく外出、移動は控え、テレワークで出勤者7割減をお願いします。外出はやむを得ないときだけにし、人数を絞り、混雑する時間は避けてください。引き続き基本的な対策の徹底と小まめな換気をご協力お願いしますと流しているとおおり、政府の、国のほうにおいても、基本的対策を徹底するというのが、今現状の対策の一番だと私のほうも思っております。

それから、ワクチンの接種でございますが、2回接種して、ワクチン接種、インフルエンザもそうですけれども、かからないわけではないです。重症化を予防するというのが目的だと思います。ですから、ワクチン接種のほうについてはこれからも、先ほど申したとおおり希望する方が接種できるように、引き続き進めてまいります。

また、今緊急事態宣言下でございますので、様々な介護予防事業ですとか、その辺のところを制限しながらやっております。引き続き地域支え合い含めまして、外に出るといことも重要なので、その辺のところをうまく勘案しながら、事業のほうは進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（板谷定美君） 7番、大島瑠美子君。

○7番（大島瑠美子君） 一生懸命頑張っても駄目なときには駄目なので、かかったらかかったでというのですけれども、それでやっぱり体力が左右していると思うので、栄養価の高いもの、要するに豆腐とか油揚げとか、それから納豆とか、そういうのがすごく体力がつかますけれども、たまには肉でも食べてもらってというので、要するに元気であるということが一番です。

それから、あといつでも、おいおいあいつよう、すごくおしゃべりが多いわなというけれども、おしゃべりをすることは肺活量がすごくなくてはだから、それは少しぐらい多めに見てもらわなくてはと思うのですけれども、健康福祉課長、長瀬町にコロナで重症になったとか、そういう方がないように努力していただきたいなと思います。

以上です。

次に、今度は4に行きたいと思っております。4の町税の滞納処分について、税務会計課長をお願いします。

町税の滞納者に対しては、不納欠損処分になる前に差押え等の対応をされていると思っております。そこで、差押え等の種類と件数、そのほか滞納者に対して講じている対策について伺います。

○議長（板谷定美君） 税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（福嶋俊晴君） 大島議員の町税の滞納処分についてのご質問にお答えいたします。

初めに、令和2年度の差押え等の処分状況でございますが、再三の催告にもかかわらず納税意識の低い滞納者の預金や還付金について、合計で8件、91万8,100円の差押えを行いました。また、裁判所や破産管財人への交付要求は合計で4件、金額は225万5,100円となっております。差押え以外の滞納者対策につきましては、新規滞納者の増加を抑制するために早期着手を心がけ、文書や電話による納税催告や戸別訪問による納税折衝、それと並行して現地調査や預貯金、生命保険、不動産などの財産調査を定期的実施しております。

税目別の対策でございますが、国保税は毎年8月の保険証更新時期に納税相談を実施し、滞納者の担税力の調査をした上で納税制約書を徴取しております。また、町県民税の困難事案につきましては、県と共同による滞納整理や地方税法第48条に基づく県への徴収権の引継ぎ等により、滞納額の圧縮に努めてまいりました。

今後の町の対応でございますが、適正に納税されている多くの納税者の納税意欲を失うことがないよう公平な徴収を推し進め、関係機関の協力を得ながら職員が一丸となり、税収の確保に取り組んでまいります。

○議長（板谷定美君） 7番、大島瑠美子君。

○7番（大島瑠美子君） 職員が一生懸命頑張ってやっていますということはよく、もう重々分かっています。ですけれども、令和2年度の滞納繰越しよりも不納欠損額が全部で、お金納めなくてこれでもうなくなってしまうと、納めなくてもいいのだという金額が6,416万5,367円も納めないで、こんなことを言うのは悪いけれども、ずうずうしければ納めなくてもいいのだみたいな、そうすればそのお金を納めなくてもいいのだよなということになっているのですけれども、要するに、ここに行きますと個人だとかというのほうと少ないのです。法人も、今は法人はありませんからいいのですけれども、固定資産税が6,374万110円ということになっているのです。固定資産税は、おじいちゃん死んでしまったから金がないから、あとは息子はもう東京出てしまったから俺は構わないのだよというので、納めないのかなとも思うのですけれども、6,300万ですか、それもあれば、その分が不納欠損になっていなければ、違う人にしてみれば、その金を納めなくてもいいのだよ、俺がもらって、俺は子供に学用品でも買ってやりたいのになということも出てくると思いますので、こんなこと言うのは悪いけれども、固定資産税の大口滞納者というのが何件あって、幾らぐらいかということをお教えしてほしいと思います。

○議長（板谷定美君） 税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（福嶋俊晴君） それでは、大島議員の再質問にお答えさせていただきます。

固定資産税の関係でございますが、先ほど不納欠損の額が高額であるというご指摘をいただいておりますが、令和2年度の不納欠損のうち、そのほとんどを固定資産税が占めております。

個別の案件については、詳細についてはご説明はできませんので、概要を説明申し上げますと、欠損につきまして、令和2年度の固定資産税不納欠損額6,374万110円につきましては28人でございまして、地方税法第15条の7第5項の滞納処分執行停止に係る即時消滅の要件に該当する倒産した法人等の案件も含まれております。なお、即時消滅による固定資産税の不納欠損額は6,167万1,167円で3人となっております。

〔「幾人」と言う人あり〕

○会計管理者兼税務会計課長（福嶋俊晴君） 3人です。

〔「3人だけ」と言う人あり〕

○会計管理者兼税務会計課長（福嶋俊晴君） はい。高額な案件がございまして、そちらは欠損しておりますので、そういった金額、件数ということになります。不納欠損額が高額となった主な説明につきましては以上でございます。

それから、固定資産税の滞納額につきましては、ちょっと今手元に詳細な資料等ございませんので、またその辺につきましては内容を精査いたしまして、滞納が早期に解決できるように努めてまいります。

○7番（大島瑠美子君） はい、分かりました。以上で終わります。

○議長（板谷定美君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時47分

再開 午後 1時00分

○議長（板谷定美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（板谷定美君） 次に、1番、村田光正君の質問を許します。

1番、村田光正君。

○1番（村田光正君） 1番、村田です。4つほど質問をさせていただきます。

観光事業の広域連携について、町長にお尋ねをいたします。花園インターチェンジ近くに大型ショッピングモールができます。そこを訪れる方々が当町にも足を延ばしてくれるように、観光事業に関して近隣団体と広域連携を図るべきだと考えておりますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（板谷定美君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

現在、平成26年10月に締結した花園インターチェンジ拠点整備プロジェクトの観光連携に関する協定に基づき、令和4年度の深谷テラスパーク及びぶかや花園プレミアムアウトレットの開業に向けて、周辺の8つの自治体との広域観光連携を進めているところでございます。

また、協定締結時に立ち上げた花園インターチェンジ拠点整備プロジェクト観光連携協議会における担当者会議におきましても、アウトレット開業後に実施するイベント案や、各自治体が有する観光資源などをどのように活用するかなど、持続的かつ広域的な地域活性化の実現に向け、連携を図っているところでございます。令和4年度の開業時には、各自治体の観光PRブースの設置などが計画されており、様々な事業を継続的に実施していくこととなります。

今後につきましては、各自治体はもとより、地元の観光協会や商工会との連携をさらに強化し、官民一体となって観光客の誘致に努めてまいりたいと考えております。よろしくお伺いいたします。

○議長（板谷定美君） 1番、村田光正君。

○1番（村田光正君） 再質問ということではないのですが、確認をしたくてこの質問をしました。ショッピングモールの横に深谷テラスが公共ゾーンとしてオープンしますが、私はそこを長瀬町が活用して、集客をアピールしてもらいたいなという思いで、この質問をさせていただきました。非常によく理解をしましたので、続けて次の質問に入らせていただきます。

観光と農業の結びつきについて、これもまた町長にお伺いをいたします。町内で生産された農作物は販路が限られているため、やむを得ず自家消費だけにとどめている農家もあるようです。

そこで、観光地の強みを生かし、観光業者と農家とを結びつけて、新たな販路を見いだすことができるのではないかと考えております。この件について町の考えをお伺いいたします。

○議長（板谷定美君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の2番目の質問、観光と農業の結びつきにつきましてご回答させていただきます。

確かに村田議員のご指摘のとおり、観光地の強みを生かした観光事業者と農業の結びつきができれば、農産物の新たな販路となり、農家も意欲を持って取り組んでいける方法の一つであると思います。

現在町で行っている地産地消の推進といたしましては、学校給食での消費を挙げることができますが、品目や消費量については一定のものとなっているのが現状でございます。生産者の意向や生産規模、栽培品目の把握や観光事業者の方のニーズの把握がまず前提となりますが、例えば町内飲食店で地元農産物の消費といった結びつきの形も一つの方法と考えております。

また、観光事業者と農家が協働して、手に取りやすい商品に加工した地元農産物を観光客に購入していただくということも、農産物の販路拡大につながると考えております。

今後も観光事業者や農家からの意見を伺いながら、観光地の強みを生かした観光業者と農業の結びつきの形を模索してまいりたいと思っております。

○議長（板谷定美君） 1番、村田光正君。

○1番（村田光正君） 私がこの質問をさせていただいたのは、観光と農業を本当に結びつけたいという、そういった気持ちでさせていただきました。観光客が好んで、この長瀬でつくられた野菜とか、そういったものを購入していきます。これから、今現在コロナでこういった状況なのですが、優先順位がたくさんあると思いますが、ぜひ町が販路の強化をしていただきたいと。先ほど町長が、前の質問の方の中で、第5次長瀬町総合振興計画に沿ってというお言葉がありましたが、その中でも販路の強化という、販売体制の強化ですか、そういったものが入っております。ぜひこの販路の強化をしていっていただきたいと思っております。

続いて、3つ目の質問をさせていただきます。郷土愛を育む学習の取組について、教育長にお尋ねをいたします。当町は、豊かな自然であるだけでなく、その中でライン下りやラフティングなど、体験学習ができる環境が整っています。体験学習は、後年まで強く印象、記憶に残るため、児童生徒を対象として郷土愛を育むにはよい機会だと思っておりますが、こうしたことを学習の中に取り入れていく考えがあるか、町の考えをお伺いいたします。

○議長（板谷定美君） 教育長。

○教育長（野口 清君） 村田議員のご質問にお答えをいたします。

議員のおっしゃるとおり、長瀬町には体験学習ができる環境が整っておりますので、地元でこうした体験ができることは、児童生徒にとって大変恵まれた環境に育っているとつくづく感じております。

既に学習に取り入れている、主な体験学習についてお知らせをいたします。ふるさと教育として、小学校では2年生生活科「もつとなかよしまちたんけん」で、岩畳商店街や宝登山神社への訪問、3年生社会科「働く人とわたしたちの暮らし」では、ブドウ園やスーパー、町内企業などへの見学、6年生図画工作「郷土を描く美術展」の学習で、武野上神社での写生、また理科「大地のつくり」では、学芸員さんの解説を基に、岩畳、自然の博物館見学などを行っております。そのほかにも、小坂布ぞうりの会による布草履づくり、岩田の神楽体験などがあり、長瀬町の地域の特性を生かした教育を行い、郷土を愛する心を育てております。

中学校では、中学3年生が毎年秩父鉄道さんのご厚意で、ライン下りに乗船させてもらっておりまして、今年も10月7日を予定しております。地元にながら、なかなか乗船体験していない生徒もいるようで、

とてもよい体験学習をする機会を与えていただいております、本当にありがたいことと感謝しております。

また、昨年度は中学2年生が、林間学校の代わりにラフティング体験をして、仲間とのチームワークや地元のよさを感じられる体験ができたと聞いております。そのほかにも、長瀬町のあらゆる場所で夏休みボランティア活動、中学3年生では高砂保育園での保育実習などを行っております。

長瀬町には、アウトドア体験やものづくり体験などができるたくさんの活動のほか、郷土芸能など文化的な体験などもそろっておりますので、そのような体験の機会を設け、ふるさと教育推進のため、郷土愛を育む取組として学習に取り入れております。このような体験学習は、地元のよさや新しい魅力の発見につながるものと考えておりますので、地元の皆様のご協力をいただきながら、引き続き取り入れていけるよう取り組んでまいります。

以上です。

○議長（板谷定美君） 1番、村田光正君。

○1番（村田光正君） 私は、このライン下りやラフティングを体験学習することが、長瀬らしい郷土愛を育む学習でないかと思っております。

長瀬町が作成している第5次長瀬町総合振興計画の中にも、施策の中に豊かな心を育む教育の推進、多様な学習の機会と情報の提供、ふるさと意識の醸成とあらゆる施策が、まだほかにもたくさんありますが、例えば私は小学生が卒業するときにライン下りに乗せてあげる、先ほど中学3年生と言いましたけれども、小学校を卒業する6年生にはライン下りに乗せてあげる。それで、中学校を卒業するときにはラフティングに乗せてあげる、そして社会に出してあげる。長瀬らしいそういった学習、体験というのですか、そういうことが長瀬らしいふるさと意識の醸成だと思うのですが、教育長はいかが思いますか、お尋ねします。

○議長（板谷定美君） 教育長。

○教育長（野口 清君） 村田議員の再質問にお答えを申し上げます。

私も長瀬生まれ、大体長瀬育ちですので、小さい頃からいろんな体験をさせてもらい、それが今に役に立っているのではないかな。特に私は長瀬が一番好きですから、それにはやはり生まれ育ったいろんな体験が、いろんなところで役に立っているのではないかな、そんなことを考えながら、私は長瀬町の子供たちのために、いい体験をさせて、いい経験を積ませて卒業させてやってあげたいな。やがては、子供たちが大きくなって、やっぱり長瀬へ戻るかな、そんな気持ちが出てくるといいな。これについては常々、校長会、教頭会等で先生方にもお願いし、子供たちのために頑張ってもらおうよう指導を続けてまいり、またこのことについては、やっぱり地元の体験については、何といたっても観光関係の皆様方にご支援をいただくことが一番いいのかな。そのようなことも考えながら、またアウトドア体験の機会を設けられるよう、学校にさらに働きかけてまいりたいと思っておりますので、どうぞご理解とご協力をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） 1番、村田光正君。

○1番（村田光正君） ありがとうございます。今の、失礼しました。ありがとうございますではなく、本当に聞いていて、私の思いをそういうふうを受け止めてくれたのだなと思っております。

第5次長瀬町総合振興計画があと1年で、ちょうど前期が終わります。それで、後期に1年後には入ります。そのとき、また政策の展開とか、話し合いがいろいろ持たれるのだと思うのですが、そういったところでも、今私が言ったようなライン下りとかラフティングとかという、そういったものを具体的にこういった意見が議会のほうから出たというようなことを、そういった話し合いの場でお話ししていただける

ように、お考えはありますか。

○教育長（野口 清君） 参考にさせていただきたいと思います。

○1番（村田光正君） では、次の質問に入らせていただきます。

秩父地域おもてなし観光公社の在り方について、町長にお尋ねいたします。秩父地域おもてなし観光公社について、運営費の負担のみだけでなく職員を派遣するなど、町の負担に対して恩恵が少ないと思います。

そこで、公社の今後の在り方について町はどのように考えているか、お伺いをいたします。

○議長（板谷定美君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員のおもてなし観光公社の在り方についてのご質問にお答えさせていただきます。

秩父地域おもてなし観光公社は平成24年4月に設立され、平成26年2月に秩父地域における観光事業を推進し、観光客の誘致及び観光客に対する接遇等の改善を図り、地域文化の向上及び地域産業の発展に寄与することを目的に、一般社団法人に移行され現在に至っております。

この秩父地域おもてなし観光公社は、ちちぶ定住自立圏構想の事業の一つであり、当町にとっての恩恵は少ないと感じておりますが、観光振興は当町だけではなく、秩父地域全体を通じて広域的に取り組むことが重要となっております。

今後の秩父地域おもてなし観光公社の在り方につきましては、今回いただきましたご意見を理事会の席でお伝えするとともに、職員の配置や事業の進め方等について、より効率的な組織運営ができるよう提言をしてまいりたいと考えております。

○議長（板谷定美君） 1番、村田光正君。

○1番（村田光正君） 私は、先日このおもてなしの観光分野だけの事業費をちょっと見せていただいたのですが、大体700万ぐらいあったと思います。それで、それと同時に職員も派遣しているということで、どうも私はこの700万を、観光分野だけなのですけれども、そのほかいろいろな水道や医療とか、そういった分野を抜いて観光だけで、そのくらいの事業費を納めていると思います。当町だけではなくて、皆野も、横瀬も、小鹿野も、約このくらいの事業費を納めて、同じように職員を派遣していると思っています。

先ほど町長が、今後おもてなしの理事会で発言していただけるということなので、私は本当にほっとしています。これから、長瀬の議会でこういった事業費と、それから職員の派遣を見直したらどうだという意見が出たということ、長瀬からおもてなしの理事会でどんどん発信していただきたいと思います。

以上で私の質問は終わります。

○議長（板谷定美君） 以上で通告のあった一般質問は全て終了いたしました。

これをもって町政に対する一般質問を終結いたします。



◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（板谷定美君） 日程第5、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

今回の定例会に町長から提出された議案は、議案第20号から議案第34号までの15件でございます。

議案は、お手元に配付してあるとおりでございます。個々の議案に対する提案理由、その他内容の説明等は、個々の議案が議題に供された際に求めることにいたしますので、ご承知おきいただきたいと思います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。



◎議案第20号の説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 日程第6、議案第20号 長瀬町町長等の給与の特例に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第20号 長瀬町町長等の給与の特例に関する条例の提案理由を申し上げます。

厳しい財政状況を考慮し、町長等特別職の給与月額を減額したいので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 議案の内容等について総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、議案第20号 長瀬町町長等の給与の特例に関する条例につきましてご説明いたします。

町長の提案理由にもありましたとおり、厳しい財政状況を考慮して、町長、副町長及び教育長の給料月額を減額する条例でございます。

長瀬町では、平成29年10月1日から令和3年7月28日まで、町長、副町長及び教育長の町三役が、特例条例を設け給料の減額を行ってきました。今回、三役とも継続して、給料の減額を実施するものでございます。

町長等の諸給与条例第3条各号に規定されている給料月額から、町長にあってはその100分の20に相当する額を減じた額、70万円から56万円に、副町長にあってはその100分の10に相当する額を減じた額、55万円から49万5,000円に、教育長にあってはその100分の15に相当する額を減じた額、54万円から45万9,000円とするものでございます。

ただし、期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、町長等の諸給与条例第3条各号に定める額とするものでございます。

最後に、附則でございますが、第1項は条例の施行期日で、この条例は令和3年10月1日から施行するものでございます。

第2項は条例の失効日で、この条例は町長の任期であります令和7年7月28日限りでその効力を失うものでございます。

以上で、議案第20号の説明とさせていただきます。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

8番、新井利朗君。

○8番（新井利朗君） この特例に関する条例について質問させていただきます。

今、総務課長から少し説明を受けたのですが、さらにもう少し詳しく聞きたいと思ひまして質問をしました。この減額につきまして分かれば、近隣市町村の例をお聞きします。

それから、今この三役のお話しいただきましたけれども、職務別の減額総額、それから今年度に関しては半期分といいますか、年度半分だと思ひますけれども、それから三役の減額の総計額、これをお聞きしたいと思ひます。これがあると何ができるかなというのを考えたいので、よろしくお願ひいたします。

○議長（板谷定美君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、新井議員の質問にお答えいたします。

まず、近隣町村の状況ですけれども、秩父郡市内で申し上げますと、町長等の減額を行っているのが小鹿野町が町長のみ、20%の減額率です。続きまして東秩父村、こちらは村長と教育長で、どちらも30%の減額率でございます。秩父市にあっては、市長のみで90%の減額となっております。

続いて、その総額なのですけれども、この減額をいたしますと、まず町長の任期までの総額で申し上げますと、三役で1,266万5,336円の減額となります。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第20号 長瀬町町長等の給与の特例に関する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第21号の説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 日程第7、議案第21号 長瀬町手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第21号 長瀬町手数料徴収条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 議案の内容等について町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（玉川 真君） 議案第21号 長瀬町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、町長が申し上げたとおりでございます。

一部改正の概要でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、地方公共団体情報システム機構は申請者から個人番号カードの発行手数料を徴収することができ、さらに当該手数料の徴収事務を住所地市町村長に委託することができるとなったことに伴い、長瀬町手数料徴収条例に規定する必要がなくなったため、条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、お手元の参考資料、新旧対照表によりご説明いたします。左側が現行、右側が今回の改正案となり、下線の部分が改正箇所でございます。

第2条第1項中第17号の「個人番号カードの再交付手数料1件につき800円」を削り、第18号を第17号とするものでございます。

議案書にお戻りいただき、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第21号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第21号 長瀬町手数料徴収条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第22号の説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 日程第8、議案第22号 長瀬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第22号 長瀬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する

る基準を定める条例等の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 議案の内容等について健康福祉課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） 議案第22号 長瀬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。

介護保険サービスに係る基準については、国において3年に1度改正が行われます。介護保険法の規定により、指定地域密着型サービス等の人員、設備及び運営に関する基準については、厚生労働省令で定める基準により町の条例で定めることとなっており、このたび指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令により所要の改正が行われたため、関係規定を改正するものでございます。

なお、今回の改正内容については、国基準と同じ内容でございます。

この条例案では、長瀬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例など、4条例を改正することとしており、互いの条例の関連性が高いことから1つの条例案として提案するものでございます。

第1条では、長瀬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正を、第2条では、長瀬町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正を、第3条では、長瀬町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正を、第4条では、長瀬町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正を行うものでございます。

なお、4条例の一括改正であり改正箇所が多く、議案で33ページ、新旧対照表で85ページとページ数も多くなっており、各サービスで同様の改正内容となっている場合など、説明を簡単にさせていただきます。

初めに、本議案全体的に共通しています主な改正内容でございますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や近年相次ぐ災害を受け、感染症対策や業務継続への取組の強化、ICTの活用、ハラスメントの防止、虐待防止となっております。

それでは、各条、各条例ごとにおける主な改正内容について説明いたします。第1条、長瀬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でございます。議案1から16ページ中ほど、参考資料の新旧対照表は1ページから51ページになります。

新旧対照表を御覧ください。新旧対照表の1ページ、目次、3ページにかけてでございますが、地域密着型サービスの個々の事業が第2章から第9章まで示されておりますが、同様の改正となっておりますので、説明が重複する場合は簡単に説明いたします。

新旧対照表4ページの第3条は、指定地域密着型サービスの一般原則に、利用者の人権擁護、虐待の防止等のため、必要な改正の整備を行うとともに、従事者に研修を実施する等の措置を講じるよう求めるもの、またサービスを提供するに当たり、必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めることにより、

ケアの質の向上を図るようを加えるものです。

ここから、目次にあります各サービスについての改正となります。初めに、定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関する改正でございます。新旧対照表6ページの31条は、運営規程の記載事項に虐待防止のための措置に関する事項を加えるものです。

第32条は、ハラスメント対策の方針の明確化に必要な措置に関する事項を加えるものです。

7ページの第32条の2は、第32条の次に感染症や災害が発生した場合でも必要なサービスが継続的に提供できるよう、計画の策定、研修及び訓練の実施に関する事項を加えるものです。

第33条は、感染症の発生及び蔓延等に関する取組の徹底の観点から、委員会の開催、指針の整備、研修や訓練の実施に関する事項を加えるものです。

8ページの第34条は、利用者の利便性向上や事業者の業務負担軽減の観点から、運営規程等の重要事項について、事業所での掲示だけでなく、ファイルなど閲覧可能な形で備え置くことを加えるものです。

第39条は、テレビ電話装置等を活用した協議会の開催を可能とし、感染防止や多職種連携促進の観点から改正するものです。

9ページの第40条の2は、利用者の人権擁護、虐待防止の観点から、虐待の発生または再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修や訓練の実施に関する事項を加えるものです。

次に、夜間対応型訪問介護についての改正で、10ページの47条は、第1項第1号で削られる内容を第3号として、また第4号から第7号は、地域の実情に応じて既存の地域資源、地域人材を活用しながらサービスの実施を可能とする観点から、オペレーター配置基準等の緩和について加えるものです。

12ページの第55条は、運営規程の記載事項に、虐待防止のための措置に関する事項を加えるものです。

13ページの第56条は、夜間対応型訪問介護事業の一部委託について、また14ページはハラスメント対策強化について加えるものでございます。

第57条は、事業所の建物と同一の建物に居住する利用者サービスを提供する場合、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスを行うよう努めることとするもので、サービス付き高齢者住宅等における適正なサービス提供の確保について加えるものです。

次に、地域密着型通所介護についての改正で、15ページの第59条の12は、他と同じく虐待防止のための措置に関する事項を加えるものです。

第59条の13は、第3項に医療、福祉関係の資格を有しない者への認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるため、必要な措置を義務づけるもので、第4項はハラスメント対策強化について加えるものです。

16ページの第59条の15は、避難等の訓練に地域住民の参加が得られるよう連携に努めることを加えるものです。

第59条の16は、感染症対策への取組を加えるものです。

17ページの第59条の17は、テレビ電話装置等を活用した委員会の開催等について改正するものです。

19ページ、第59条の34は、指定療養通所介護事業に虐待防止のための措置に関する事項を加えるものです。

第59条の36は、これもテレビ電話装置等を活用した安全サービス提供委員会の開催について改正するものでございます。

次に、認知症対応型通所介護についての改正で、20ページの第63条から第66条は、従業者、利用定員、管理者について改正するものです。

次に、23ページの第73条は、虐待防止のための措置に関する事項を加えるものです。

次に、小規模多機能型居宅介護についての改正で、第82条第6項及び第83条は、介護老人福祉施設、介護老人保健施設と小規模多機能型居宅介護事業所を併設する場合、管理上支障がない場合、管理者、介護職員の兼務を可能とするものです。

25ページの第87条は、テレビ電話装置等を活用した会議の開催について改正するものでございます。

26ページ、第100条は、虐待防止のための措置に関する事項を加えるものです。

第101条第2項は、過疎地域等におけるサービス提供の観点から、登録定員及び利用定員を超えることを可能とするものでございます。

次に、認知症対応型共同生活介護についての改正で、27から30ページの第110条は、人員基準の見直しについて改正するものです。

第111条は、人材の有効活用により、利用者に身近なサービス提供が可能となるサテライト型事業所の管理者について、その本体の管理者との兼務を可能とするものでございます。

31ページの117条は、テレビ電話装置等を活用及び第三者による外部評価について改正するものです。

第121条は、第111条の管理者との兼務が可能となることから、矛盾が生じないように除外するものでございます。

32ページの第122条は、虐待防止のための措置に関する事項を加えるものです。

第123条は、認知症介護に係る基礎的な研修の受講及びハラスメント対策強化について加えるものです。

次に、地域密着型特定施設入居者生活介護についての改正で、第138条はテレビ電話装置等の活用、34ページの第145条は、虐待防止のための措置に関する事項を加えるものです。

第146条は、認知症介護に係る基礎的な研修の受講及びハラスメント対策強化について加えるものです。

次に、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護についての改正で、第151条は従業者の配置基準について改めるものです。

38ページの第157条及び第158条は、テレビ電話装置等の活用について加えるものです。

39ページの第163条の2は、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うことを求めるものです。

第163条の3は、同じく各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を行うことを求めるものです。

第168条は、虐待防止のための措置に関する事項を加えるもので、40ページの第169条は、認知症介護に係る基礎的な研修の受講及びハラスメント対策強化について加えるものです。

171条及び41ページの第175条は、テレビ電話装置等の活用について加えるものです。

42ページの第180条は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について設備の見直しを、44ページの第182条は、テレビ電話装置等の活用について、第186条は、虐待防止のための措置に関する事項、第187条は、認知症介護に係る基礎的な研修の受講及びハラスメント対策強化について加えるものです。

47、48ページの第10章、雑則については、新たに記録についてを加えるものでございます。

次に、第2条、長瀬町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正でございます。議案16ページ下から23ページ中ほど、参考資料の新旧対照表は52ページから71ページになります。

新旧対照表の52ページ、目次、53ページにかけてでございますが、地域密着型介護予防サービスの個々の事業が第2章から第4章まで示されております。第1条と同じく同様の改正となっておりますので、説

明が重複する場合は簡単に説明いたします。

新旧対照表53ページの第3条は、指定地域密着型介護予防サービスの一般原則に、第1条の改正同様加えるものでございます。

第8条からは、介護予防認知症対応型通所介護についての改正で、55ページの第10条は、管理者の配置基準について、管理上支障がない場合、他の職務との兼務を可能とするものです。

56ページの第27条は、虐待防止のための措置に関する事項を加えるもので、57ページの第28条は、認知症介護に係る基礎的な研修の受講及びハラスメント対策強化について加えるものです。

第28条の2は、第28条の次に業務継続に向けた事項を加えるものです。

58ページの第30条は、非常災害対策として、避難等の訓練に地域住民の参加が得られるよう、連携に努めることを加えるものです。

第31条は、テレビ電話装置等の活用、第32条は、運営規程の重要事項についての掲示に係る見直しについて、59ページの第37条の2は、虐待防止のための措置に関する事項を加えるものです。

次に、介護予防小規模多機能型居宅介護についての改正で、60ページの第44条は、介護老人福祉施設、介護老人保健施設と小規模多機能型居宅介護事業所を併設する場合、管理上支障がない場合、管理者介護職員の兼務を可能とするものです。

62ページの第49条は、テレビ電話装置等を活用した会議等の開催について改正するものです。

63ページの第57条は、虐待防止のための措置に関する事項を加えるものです。

第58条第2項は、過疎地域等におけるサービス提供の観点から、登録定員及び利用定員を超えることを可能とするものです。

次に、介護予防認知症対応型共同生活介護についての改正で、64ページの第71条は、認知症グループホームの夜間職員体制についての見直しを、また利用者に身近なサービス提供が可能となるサテライト型事業所の基準及び介護支援専門員ではない研修修了者を計画作成担当者として配置することを可能とするものです。

67ページの第72条は、サテライト型管理者について、その本体の管理者との兼務を可能とするもので、68ページの第79条は、管理者との兼務が可能となることから矛盾が生じないように除外するものです。

第80条は、虐待防止のための措置に関する事項を加えるもので、69ページの第81条は、認知症介護に係る基礎的な研修の受講及びハラスメント対策強化について加えるものです。

71ページの第5章、雑則については、新たに記録について加えるものです。

次に、第3条、長瀬町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正でございまして。議案23ページ中ほどから26ページ中ほど、参考資料の新旧対照表は72ページから78ページになります。

新旧対照表72ページの第2条は、基本方針に前条の一般原則同様に、利用者の人権擁護、虐待防止等のための必要な体制の整備を行うとともに、従業者に研修を実施する等の措置を講じるよう求めるものです。

73ページの第18条は、虐待防止のための措置に関する事項を加えるもの、第19条は、ハラスメント対策強化について加えるもの、第19条の2は、業務継続に向けた事項を加えるものです。

74ページの第21条の2は、感染症予防の蔓延防止のための事項を加えるものです。

75ページの27条の2は、虐待防止のための措置に関する事項を加えるもの、第31条は、指定介護予防支援の具体的取扱方針を定めたもので、テレビ電話装置等の活用した会議の開催等について加えるものです。

77ページの第7章、雑則については、前2条と同様、新たに加えるものです。

最後に、第4条、長瀬町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でございます。議案26ページ中ほどから30ページ、参考資料の新旧対照表は79ページからになります。

新旧対照表79ページの第2条は、基本方針に他条の一般原則同様、利用者の人権擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に研修を実施する等の措置を講じるよう求めるものです。

第5条は、質の高いケアマネジメント推進のため、公正中立の確保を図る観点から、居宅介護支援事業所にケアプランの内容について、さらに詳しく説明を行うことを求めるものです。

80ページの第14条は、指定居宅介護支援の具体的取扱方針を定めたもので、テレビ電話装置等の活用をした会議の開催等について加えるもの、また81ページの第20条の2は、生活援助の訪問回数の多い利用者への対応を求める改正で、より利用者の意向や将来像に合った訪問介護の提供につなげることのできるケアプランの作成に資するよう、点検、検証の仕組みを新たに導入するものです。

82ページの第19条は、虐待防止のための措置に関する事項を加えるもの、第20条は、ハラスメント対策強化について加えるもの、第20条の2は、業務継続に向けた事項を加えるものです。

83ページの第22条の2は、感染症の予防及び蔓延防止のための事項を加えるもので、第28条の2は、虐待防止のための措置に関する事項を加えるものです。

84ページの第6章、雑則については、他条と同様に新たに加えるものです。

次に、議案に戻っていただきまして、ページ数振っていませんで、申し訳ございません。30ページ、後ろから3枚目、中ほど、附則第1条でございます。この条例の施行については、公布の日から施行するものでございます。ただし、第4条中指定居宅介護支援等の基準条例第14条第20号の次に1号を加える改正は、生活援助の訪問回数の多い利用者への対応を求めるものでございますが、これについては令和3年10月1日から施行するものでございます。

附則第2条以降につきましては、それぞれ経過措置を定めているものでございます。

以上で、議案第22号の説明とさせていただきます。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、莫大な量で改正もたくさんあるので、説明を聞いていてもよく分からないところがあるのですが、要するにというか、ハラスメントとか、虐待防止とか、あとは感染症の蔓延によってテレビ電話とかがよく出てきているわけですが、感染症予防とか、特に今までもテレビ等々はやっていますが、虐待が拘束等でもよく問題になります。だから、家族の同意を得た場合には拘束できるとか、そんなふうなこともあるのですが、そこが分からないのですけれども、もし自分がそうなった場合を考えて、拘束されてとかいうところがありますが、そこについてちょっと分からないので、この中で読み取れないので、もし分かったら説明のほうをお願いしたいと思うのですけれども。

○議長（板谷定美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

まず、感染症予防等については、一般的な事項として今まで加えていなかったものを新たに明文化するといったものでございます。これについては、国の基準と全く変わりはありません。

また、身体的拘束の適正化というのですか、それについては前回改正いたしました平成30年のときに説明いたしております。今日はちょっと細かい資料がございませんので、後で確認してお願いしたいと

思います。

○議長（板谷定美君） よろしいですか。

○5番（村田徹也君） はい。

○議長（板谷定美君） ほかに質疑はございますか。

7番、大島瑠美子君。

○7番（大島瑠美子君） 今この一部改正条例、これ見たけれども、聞いているの嫌になってしまって、それでよく私が考えてみますと、この条例の一部改正というのは、何しろ施設だとか介護をしている職員さんをいじめるような何かことがあったら、俺たちは悪くないよ、行政は悪くない、ただこれでやっているのではないか、それをしないのはお前たちが悪いのかというような改正というのがすごくあるのです。いろんなことをやって、人間と人間なのですからけれども、介護を受ける方とか何かというの、すごく申し訳ないなという気持ちもあります。それから、認知症になった方は何をされているか分からないということもあるので、いろんなことがあるのですけれども、これはこの説明を受けているのを、まあまあ困ったな、どうしようかなと、私なんかはそう思うのです。いろんなことが何にしろ事が起きると、すごく行政は悪くないよ、何も悪くない、そっちが違うのが悪いのだと、そういうふうに言われるのだけれども、こういうのをつくるときについては、給料だからこれだけのことを我慢してくれよ、その代わりに我慢料を出すからねというようなことも含みおいて、そういうふうな討論なり議論なりをしてほしいなと思います。

これは別にいいのですけれども、でも普通、誰もが考えていることが、いろいろ行政か何かに要請するのに、それに対応してお金をくれるとか、介護をしている方については、これだけ我慢している我慢料という、皆さんだってそうでしょう、給料をもらうときに俺はというので、我慢料なのだから、そんなもの少しぐらい課長に怒られたけれども、それはしょうがない、しょうがないと、我慢料なのだから、そうでないと給料もらえないのだからというのと同じで、これも職員だとかなんとかというのにつきましても、我慢料を払うぐらいに国や県も町も考えていただいたほうがいいのではないかなと思って、それは私の希望です。それを言っておきます。

○議長（板谷定美君） 答弁はよろしいですか。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） 大島議員のご質問にお答えいたします。

職員をいじめる改正ってちょっとあれですけども、統一的な基準で運営できるということで、このような基準を厚生労働省令で定めて、それに基づいて運営するという形になっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

また、我慢料と言いましたけれども、これらにつきましては、この基準の改正に合わせて介護報酬も当然改正されていますので、詳細はどこまで反映されているか分かりませんが、これらの改正点を介護報酬の改定に反映させていると聞いております。

以上です。

○議長（板谷定美君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第22号 長瀬町指定密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第23号～議案第26号の説明

○議長（板谷定美君） 日程第9、議案第23号 令和2年度長瀬町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第10、議案第24号 令和2年度長瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第11、議案第25号 令和2年度長瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第12、議案第26号 令和2年度長瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたします。

一括議題についてご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（板谷定美君） 提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第23号から議案第26号までの令和2年度における一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定に基づき、令和3年7月20日付で監査委員に決算審査の依頼をしたところ、令和3年8月20日付で監査委員から令和2年度決算審査に関する意見書が提出されたので、同法同条第3項の規定により議会の認定を賜りたく提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 各会計の歳入歳出決算の概要について、会計管理者兼税務会計課長の説明を求めます。

会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長（福嶋俊晴君） それでは、お手元に配付してございます令和2年度長瀬町一般会計、特別会計歳入歳出決算書により、各会計の決算概要を順次ご説明申し上げます。

決算書の表紙をおめくりいただきまして、目次の次の緑色のページを御覧ください。初めに、一般会計の歳入歳出決算につきましてご説明いたします。

一般会計の歳入決算額は42億3,783万1,107円、歳出決算額は40億6,603万3,979円、歳入歳出差引残額は1億7,179万7,128円でございます。

次に、1ページ、2ページ目を御覧ください。歳入でございますが、表の一番上の欄にございますように、左から款、項、予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較で調整してございます。なお、各特別会計の歳入も同様に調整してございます。

初めに、収入済額の主なものでございますが、第1款町税8億1,585万9,659円、第11款地方交付税13億208万3,000円、3ページ、4ページに移りまして第15款国庫支出金11億8,067万1,523円、第16款県支出金2億852万9,629円、第21款町債2億7,862万9,000円などとなっております。

次に、1ページ、2ページにお戻りいただきまして、不納欠損額でございますが、第1款町税の6,416万5,367円でございます。

次に、収入未済額でございますが、第1款町税の4,841万6,700円、第13款分担金及び負担金の15万6,195円、3ページ、4ページに移りまして、第17款財産収入の177万4,857円、第20款諸収入の179万円となっております。

表の最後の欄の歳入合計でございますが、予算現額は43億6,097万5,000円、調定額は43億5,413万4,226円、収入済額は42億3,783万1,107円、不納欠損額は6,416万5,367円、収入未済額は5,213万7,752円、予算現額と収入済額との比較は1億2,314万3,893円でございます。

次に、歳出でございますが、5ページ、6ページを御覧ください。表の一番上でございますように、左から款、項、予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額、予算現額と支出済額との比較で調整してございます。各特別会計の歳出も同様に調整してございます。

初めに、支出済額の主なものでございますが、第2款総務費の16億1,733万1,451円、第3款民生費の8億4,761万5,200円、第4款衛生費の5億993万1,191円、第8款土木費の1億910万3,359円、7ページ、8ページに移りまして、第9款消防費の1億8,580万1,146円、第10款教育費の3億1,611万8,123円、第12款公債費の3億1,999万6,482円などとなっております。

次に、翌年度繰越額でございますが、5ページ、6ページにお戻りいただきまして、第2款総務費は第2項企画費の1億2,951万1,968円、第4項戸籍住民基本台帳費の638万円、第3款民生費は第2項児童福祉費の70万円、第4款衛生費は第4項公衆衛生費の2,685万2,038円、第8款土木費は第1項道路橋梁費の2,127万7,500円、7ページ、8ページに移りまして、第10款教育費は第2項第一小学校費の80万円、第3項第二小学校費の73万8,620円、第4項中学校費の44万5,000円、第6項社会教育費の252万7,000円でございます。

次に、表の一番下の欄の歳出合計でございますが、予算現額は43億6,097万5,000円、支出済額は40億6,603万3,979円、翌年度繰越額は1億8,923万2,126円、不用額は1億570万8,895円、予算現額と支出済額との比較は2億9,494万1,021円となっております。

次に、一般会計の最後のページになりますが、110ページを御覧ください。一般会計の実質収支に関する調書でございます。1の歳入総額は42億3,783万1,107円、2の歳出総額は40億6,603万3,979円、3の歳入歳出差引額は1億7,179万7,128円、4の翌年度へ繰り越すべき財源は繰越明許費繰越額の3,270万8,126円でございます。5の実質収支額は1億3,908万9,002円となっております。

一般会計につきましては以上でございます。

続きまして、右側のページを御覧ください。次に、国民健康保険特別会計の歳入歳出決算につきましてご説明いたします。国民健康保険特別会計の歳入決算額は7億7,269万4,121円、歳出決算額は7億2,771万1,700円、歳入歳出差引残額は4,498万2,421円でございます。

次に、歳入につきましてご説明いたします。111ページ、112ページを御覧ください。初めに、収入済額の主なものでございますが、第1款国民健康保険税の1億2,437万9,753円、第6款県支出金の5億6,741万5,851円、第8款繰入金の5,453万6,524円、第9款繰越金の2,224万5,959円などとなっております。

次に、表の一番下の欄の歳入合計でございますが、予算現額は7億6,292万2,000円、調定額は7億9,641万2,827円、収入済額は7億7,269万4,121円、不納欠損額の172万1,960円と収入未済額の2,199万6,746円は、いずれも国民健康保険税でございます。

最後に、予算現額と収入済額との比較でございますが、マイナス977万2,121円となっております。

次に、歳出についてご説明いたします。113ページ、114ページを御覧ください。初めに、支出済額の主なものでございますが、第2款保険給付費の5億845万7,140円、第3款国民健康保険事業費納付金の1億6,010万8,666円となっております。

次に、表の一番下の欄、歳出合計でございますが、予算現額は7億6,292万2,000円、支出済額は7億2,771万1,700円、翌年度繰越額はございません。不用額と予算現額と支出済額との比較は、同額の3,521万300円となっております。

次に、少し飛びまして136ページを御覧ください。国民健康保険特別会計の実質収支に関する調書でございます。1の歳入総額は7億7,269万4,121円、2の歳出総額は7億2,771万1,700円、3の歳入歳出差引額は4,498万2,421円、4の翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、5の実質収支の額は3の歳入歳出差引額と同額の4,498万2,421円となっております。

国民健康保険特別会計につきましては、以上でございます。

続きまして、右側のページを御覧ください。介護保険特別会計の歳入歳出決算につきましてご説明いたします。介護保険特別会計の歳入決算額は7億5,418万8,583円、歳出決算額は7億3,181万6,350円、歳入歳出差引残額は2,237万2,233円でございます。

次に、歳入につきましてご説明いたします。137ページ、138ページを御覧ください。初めに、収入済額の主なものでございますが、第1款保険料の1億6,018万6,180円、第2款国庫支出金の1億6,662万5,895円、第3款支払基金交付金の1億9,489万8,587円、第4款県支出金の1億576万2,247円、第6款繰入金の1億668万8,670円などとなっております。

次に、表の一番下の欄の歳入合計でございますが、予算現額は7億5,442万6,000円、調定額は7億5,760万6,183円、収入済額は7億5,418万8,583円、不納欠損額はございません。歳入未済額の341万7,600円は介護保険料でございます。予算現額と収入済額との比較は23万7,417円となっております。

次に、歳出につきましてご説明いたします。139ページ、140ページを御覧ください。初めに、支出済額の主なものでございますが、第2款保険給付費の6億8,238万1,377円、第4款地域支援事業費の3,246万5,622円などとなっております。

次に、表の一番下の欄の歳出合計でございますが、予算現額は7億5,442万6,000円、支出済額は7億3,181万6,350円、翌年度繰越額はございません。不用額と予算現額と支出済額との比較は、同額の2,260万9,650円となっております。

次に、少し飛びまして164ページを御覧ください。介護保険特別会計の実質収支に関する調書でございます。1の歳入総額は7億5,418万8,583円、2の歳出総額は7億3,181万6,350円、3の歳入歳出差引額は2,237万2,233円、4の翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、5の実質収支額は3の歳入歳出差引額と同額の2,237万2,233円となっております。

介護保険特別会計につきましては、以上でございます。

続きまして、右側のページを御覧ください。後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算につきましてご説明いたします。後期高齢者医療特別会計の歳入決算額は1億792万1,670円、歳出決算額は1億745万

8,221円、歳入歳出差引残額は46万3,449円でございます。

次に、歳入についてご説明いたします。165ページ、166ページを御覧ください。初めに、収入済額の主なものでございますが、第1款後期高齢者医療保険料の8,327万9,220円、第3款繰入金の2,297万700円などでございます。

次に、表の一番下の欄の歳入合計でございますが、予算現額は1億971万2,000円、調定額は1億792万6,170円、収入済額は1億792万1,670円、不納欠損額はございません。収入未済額の4,500円は後期高齢者医療保険料でございます。予算現額と収入済額との比較は179万330円となっております。

次に、歳出についてご説明いたします。167ページ、168ページを御覧ください。支出済額の主なものでございますが、第2款後期高齢者医療広域連合納付金の1億641万2,360円でございます。

次に、表の一番下の欄の歳出合計でございますが、予算現額は1億971万2,000円、支出済額は1億745万8,221円、翌年度繰越額はございませんので、不用額と予算現額と支出済額との比較は、同額の225万3,779円となっております。

次に、少し飛びまして178ページを御覧ください。後期高齢者医療特別会計の実質収支に関する調書でございます。1の歳入総額は1億792万1,670円、2の歳出総額は1億745万8,221円、3の歳入歳出差引額は46万3,449円、4の翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、5の実質収支額は3の歳入歳出差引額と同額の46万3,449円となっております。

後期高齢者医療特別会計につきましては、以上でございます。

以上で、令和2年度一般会計及び各特別会計の決算概要の説明とさせていただきます。

○議長（板谷定美君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後2時26分

再開 午後2時40分

○議長（板谷定美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、歳入歳出決算の内容について各所属長の説明を求めます。

最初に、総務課長、お願いいたします。

総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、総務課の令和2年度決算概要につきましてご説明いたします。

お手元の決算書の38、39ページを御覧ください。第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費は、予算現額4億9,565万4,000円で、歳出済額は4億8,870万1,406円でございます。主な支出としては、第1節報酬は、障害者の雇用促進を図るため、パートタイムの会計年度任用職員1名を雇用したための報酬になります。

第2節の給料と第3節の職員手当等、第4節共済費は、次のページにまたがりませんが、町長、副町長ほか再任用職員を含めた町長部局職員65名分の給与や共済費関係のほか、会計年度任用職員の期末手当などの人件費でございます。なお、特別会計職員4名と教育長ほか再任用職員を含めた教育委員会部局職員14名の給与や共済費関係の人件費は、別会計、別科目となっております。

次の40、41ページを御覧ください。第10節需用費は、日刊紙の新聞購読料や加除式図書追録代のほか、

公用車19台の管理として燃料費、修理代などでございます。

第11節役務費は、行政文書の郵送料、職員の健康診断や公用車の車検及び12か月点検の手数料のほか、自賠責保険や任意保険代、また町が所有、管理する施設の瑕疵及び業務遂行上の過失に起因する事故について、法律上の損害賠償責任を負う場合の損害金などを支払う際の総合賠償補償の保険料などでございます。

第12節委託料は、例規システムの運用経費としてのデータ更新委託、職員採用試験等作文採点業務委託及び適性検査業務委託料などでございます。

第13節使用料及び委託料は、有料道路通行料などのほか、例規システム、人事給与システム、個人情報取扱業務ウェブシステムのソフトウェア使用料などでございます。

第18節負担金、補助及び交付金は、一部事務会計への負担金として、特別職、一般職、会計年度任用職員の退職手当負担金や秩父広域市町村圏組合の一般管理分の負担金のほか、加盟団体への負担金、会費や補助金を交付したものでございます。

次に、44、45ページを御覧ください。第7目公平委員会費は、予算現額9,000円ですが、委員会開催はありませんでした。

次に、第8目交通安全対策費でございますが、予算現額115万4,000円で、交通指導員4名の災害補償保険料委託料のほか、交通関係団体への会費、補助金などで57万1,490万円を支出いたしました。

続いて、第9目自治振興対策費でございますが、予算現額590万9,000円で、支出済額は558万1,236万円でございます。主な支出としては、第10節需用費のうち、消耗品費11万9,460円と第11節役務費の手数料16万1,700円ですが、防犯灯の設置を目的としていただいた寄附金を財源に、LED防犯灯9基の設置及び3基の電球交換にかかった費用でございます。

また、第10節需用費の光熱水費は、防犯灯936基分の電気料152万903円でございます。

第18節負担金、補助及び交付金でございますが、コミュニティ協議会への運営補助金及び地域振興対策補助金として、6行政区に対して集会所のトイレの水洗化及び公会堂の修繕等に対して補助金を交付いたしました。また、一般財団法人自治総合センターコミュニティ助成金を受けて、長瀨区がLEDソーラー防犯灯10基を新設整備した事業に対して、助成金250万円を交付したものでございます。

次に、第10目諸費でございますが、予算現額746万3,000円で、支出済額は706万4,637円でございます。主な支出としては、第10節需用費の消耗品は、人権同和団体が開催する研修会の参加資料代や人権啓発用品代などでございます。

第11節役務費は、正副区長72名の災害補償保険料でございます。

次に、46、47ページを御覧ください。第12節委託料は、円滑な行政事務を推進するため、正副区長への行政事務委託料及び区長回覧配布委託料に、町民を対象とした無料法律相談の弁護士への相談委託料でございます。

第18節負担金、補助及び交付金は、防犯や人権同和団体に係る各種構成団体や協議会への負担金でございます。

次に、第14目特別定額給付金給付費でございますが、予算現額7億282万3,000円で、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、給付対象者1人につき10万円の給付金を世帯主に給付したもので、事務費を含め支出済額は7億281万8,103円でございます。

第1節報酬から第13節使用料及び賃借料は、給付事務にかかった会計年度任用職員の人件費や申請書な

どの郵送料に、給付金システム料、機器借上料などの経費でございます。

第18節負担金、補助及び交付金6億9,550万円ですが、対象世帯2,917世帯に対し、2,908世帯から申請があり6,955人に10万円を給付したもので、世帯の給付率は99.7%でありました。

次に、少し飛びますが、54、55ページを御覧ください。すいません、中段になります。第5項選挙費、第1目選挙管理委員会費でございますが、予算現額45万4,000円で、選挙管理委員会の管理経費で委員報酬や選挙関係の図書、法規追録代のほか……

〔「何ページですか」と言う人あり〕

○総務課長（福島賢一君） 54、55ページです。

〔何事か言う人あり〕

○総務課長（福島賢一君） 選挙管理委員会の管理経費や委員報酬、選挙関係の図書、法規追録代のほか、選挙人名簿管理のための電算処理委託料や選挙管理システムソフトレンタル料などで44万9,795円を支出いたしました。

次に、ページがまた少し飛びますが、84、85ページの下段を御覧ください。第9款消防費、第1項消防費、第1目常備消防費でございますが、予算現額1億4,243万9,000円で、支出済額は1億4,243万8,059円でございます。秩父広域市町村圏組合の常備消防への負担金のほか、消防本部の新型コロナウイルス感染予防対策に充てるため、特別負担金を支出しました。また、消防署北分署の敷地に係る負担金を皆野町との協定により支出いたしました。

次に、第2目非常備消防費でございますが、予算現額1,774万4,000円で、消防防災の中核として重要な役割を果たしている消防団の円滑な運営を図るための経費で、1,526万2,006円を支出いたしました。主な支出としては、第1節報酬と第8節旅費は、消防団員81名の報酬及び費用弁償の出動手当で、第7節報償費は、退職消防団員5名への退職報奨金や記念品の額代などでございます。

第10節需用費は、次のページ、86、87ページにまたがりませんが、消防団運営に際しての消耗品や消防車のタイヤ代、燃料費のほか、消防車両や可搬ポンプ等の修繕費、新入団員への被服費などがございます。

第11節役務費は、消防車の車検及び12か月点検手数料のほか、自賠責保険や任意保険代、また団員の福祉共済掛金でございます。

第17節備品購入費421万6,398円は、消防車のバッテリー及び消防団で使用している防災行政無線の移動系アナログ無線機が法改正に伴い使用できなくなることから、消防団設備整備費国庫補助金を活用し、デジタル簡易無線機30台を購入し、消防団に配備したものでございます。

第18節負担金、補助及び交付金は、消防団員の公務災害補償等基金負担金のほか、消防関係団体への負担金及び消防団へ運営費交付金を支出いたしました。

次に、第3目消防施設費は、予算現額226万8,000円で、消防詰所及びコミュニティ消防センター、防火水槽、消火栓などの消防施設の維持管理に伴う費用で、189万1,373円を支出いたしました。主な支出としては、第10節需用費は、消防団詰所の電気、水道代などの光熱水費や詰所の漏水、雨漏り修繕費でございます。

第18節負担金、補助及び交付金は、水道管布設替えに伴い消火栓1基を新設したため、その経費を秩父広域市町村圏組合へ負担金として支払ったものでございます。

次に、第4目防災対策費は、予算現額2,751万円で、防災行政無線の保守委託、防災ハザードマップ作成業務委託、県地上系防災行政無線施設再整備事業負担金のほか、新型コロナウイルス感染症対策臨時特

例交付金を活用し、避難所における新型コロナウイルス感染症対策として、備蓄品や備品の購入などの経費で2,620万9,708円を支出いたしました。主な支出として、第10節需用費は、防災備蓄品としてのアルファ米や乳児用液体ミルクの購入や、避難所用段ボールベッドなどを購入しました。また、防災行政無線の基地局及び放送塔26局の電気料などがございます。

第11節役務費は、県防災行政無線のほか、町と秩父消防本部との放送連動設備及び災害時優先電話などの通信料、また町防災行政無線の放送内容が確認できるフリーアクセスの通話料でございます。

第12節委託料は、町の防災行政無線の保守点検委託料及び平成27年度に作成したハザードマップから新たに土砂災害警戒区域が追加され、また県より当町における浸水想定区域が令和2年5月に公開されたことから、最新情報を掲載した防災ハザードマップを作成したものでございます。

次の88、89ページを御覧ください。第17節備品購入費は、指定避難所に換気用大型送風機及び個室タイプのルームテントを購入、またコロナ禍における分散避難に備え、指定避難所となっていない野上・樋口地区の両コミュニティ集会所にエアコンを設置したものでございます。

第18節負担金、補助及び交付金は、県の地上系防災行政無線が再整備後17年以上が経過し、設備が老朽化していることから、新たに県が全面的な整備を実施した県地上系防災行政無線施設再整備事業に係る負担金として507万1,000円を支出いたしました。また、自主防災組織で安否確認訓練を実施した上長瀬区に対して補助金を交付したものでございます。

以上で、総務課関係の決算概要の説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（板谷定美君） 次に、企画財政課長、お願いいたします。

企画財政課長。

○企画財政課長（大栗 徹君） 企画財政課の歳出決算概要につきまして主なものをご説明いたします。

初めに、決算書の40ページ、41ページを御覧ください。一番下になります。第2款総務費、第1項総務管理費、第2目広報広聴費、予算現額283万3,000円に対しまして、「広報ながとろ」の発行に係る経費として283万2,940円を支出いたしました。

1枚おめくりいただきまして、42ページ、43ページを御覧ください。第3目財政管理費、予算現額118万5,000円に対しまして、連結財務書類作成システム利用料として55万円、固定資産管理システム利用料で39万6,000円などを支出し、合計で116万5,344円を支出いたしました。

第4目財政調整基金費は、地方財政法第7条に基づき7,994万8,000円を積み立てました。

1つ飛びまして、第6目財産管理費についてご説明いたします。当該目では、公有財産の管理や庁舎の維持管理、物品の管理などに係る経費を計上しております。予算現額9,010万9,000円に対しまして、8,649万1,706円を支出いたしました。

次のページ、44、45ページに記載がございますが、庁舎空調設備更新工事で6,177万2,700円、同工事の管理業務委託料で184万8,000円を支出したことなどにより、目全体の支出済額は前年度に比べて約2,600万円の増加となっております。

続きまして、46ページ、47ページを御覧ください。中ほどにございます第11目減債基金費は、減債基金に6,000円を積み立てました。

第12目ふるさと長瀬応援基金費についてですが、楽天さとふるのふるさと納税サイトに加えて、令和2年12月からふるさとチョイスでも受付を開始いたしました。また、返礼品の種類を増やすなど、工夫を重ねた結果、令和2年度には412件、1,331万1,000円の寄附金が寄せられました。基金利子の2,043円と合わ

せました歳入の総額から、返礼品の諸経費等に係る費用を除きまして、714万7,688円をふるさと長瀬応援基金に積み立てました。なお、令和2年度の残額は9月補正予算に計上し、積み立てる予定でございます。

第13目公共施設整備基金費は、公共施設整備基金に5,000万円を積み立てました。

次に、48ページ、49ページを御覧ください。第2項企画費、第1目企画総務費でございますが、予算現額1億2,627万円に対しまして、1億1,852万2,636円を支出いたしました。当該目で計上している予算は、総合行政ネットワークなどの内部情報系システムの運用に係る経費、住民、税務、財務等の基幹系システムの運用に係る経費、移住定住促進事業、住宅取得奨励補助金、ちちぶ定住自立圏の負担金をはじめとした各種負担金などでございます。

この中で、第10節需用費のうち消耗品費401万2,427円となっておりますが、このうち392万8,827円をふるさと納税の返礼品の代金等として支出しております。

同じように、第11節役務費のうち手数料225万9,736円がございますが、このうち171万3,696円をふるさと納税の手数料として、さとふるなどへ支出しております。

第12節委託料2,582万47円のうち、主なものをご説明いたします。備考欄の中ほどにあります地域公共交通計画事業支援業務委託料165万円ですが、行田市にあるものづくり大学に委託し、当町での公共交通導入について検討を進めてきた結果として、長瀬町地域公共交通計画を策定したものでございます。内容としましては、交通環境の現状や令和元年度に行いました実証実験の結果分析、それらを踏まえた交通弱者の移手段確保策などを盛り込んでおります。

その3つ下、地域おこし協力隊員委託料834万9,118円は、暮林隊員、清水隊員、坂口隊員の3名の地域おこし協力隊員に対する委託料でございます。暮林隊員については、令和元年11月から地元食材を生かしたお土産品の開発に、清水隊員については、令和2年10月から町の魅力発信に、坂口隊員については、令和2年11月から町のPRにそれぞれ取り組んでいただいております。なお、隊員1人当たり年間440万円を上限に特別交付税が交付されております。

備考欄の一番下、移住プロモーション業務委託料800万円ですが、県のふるさと創造資金を活用し、主に都心部の若者や子育て世帯をターゲットとしたプロモーションを行ったものでございます。具体的には、ドラマ仕立てのPR動画を作成し、YouTubeを使って宣伝したほか、その動画や移住体験漫画などを掲載したプロモーションサイトの構築、ウェブアンケートの実施、各種メディアへの記事掲載を行いました。

次のページ、50ページ、51ページを御覧ください。第18節負担金、補助及び交付金6,103万2,596円ですが、備考欄のうち上から4行目、ちちぶ定住自立圏包括支援負担金1,459万6,000円は、共生ビジョンに基づき協定を締結している医療、教育、産業振興などの10の分野で政策を実施するために、中心市である秩父市へ支払う負担金でございます。なお、当該負担金については、全額特別交付税が交付されております。

備考欄の中ほど、定住促進事業住宅取得奨励補助金1,055万円は、引き続き定住人口の増加と地域の活性化を図ることを目的に、新たな住宅を取得する費用の一部を助成するものでございます。令和2年度は14世帯、45名の方を対象に補助金を交付いたしました。

備考欄の下側、学校臨時休業に伴う家計負担支援給付金からの6行は、新型コロナウイルス感染症対策として実施した事業でございます。このうち、学校臨時休業に伴う家計負担支援給付金222万円は、小中学生1人につき5,000円を支給、次の子育て世帯家計負担支援給付金848万円は、高校3年生までの子供1人につき1万円を支給したものでございます。

次に、第2目新型コロナウイルス感染症対策費でございますが、こちらは3月補正予算で編成した新型コロナ関連事業を計上しており、予算現額1億3,788万1,000円のうち、1億2,951万1,968円は令和3年度に繰越しをしております。令和2年度中に支出したものとしましては、第11節役務費、通信運搬費4,032円、こちらが新高校1年生1人につき3万円を支給する、高校入学特別祝金のお知らせを発送したものでございます。

第18節負担金、補助及び交付金836万5,000円は、秩父鉄道のICカード導入事業に対して、沿線自治体で組織する協議会が行う支援事業に係る負担金でございます。ICカードの導入は令和4年3月の予定となっており、各自治体からの負担金は協議会のほうで令和3年度に繰越しを行っております。

2枚おめくりいただきまして、54ページ、55ページを御覧ください。下段になります。第6項統計調査費ですが、項全体の予算現額412万3,000円に対しまして、377万7,345円を支出いたしました。主な内容でございますが、第2目人口統計調査費が大部分を占めておりまして、こちらは5年に一度の国勢調査に係る費用となっております。統計調査員等の報酬など、合計371万7,531円を支出しておりますが、基本的には全額国の負担となっております。

飛びまして、106ページ、107ページを御覧ください。下段になります。第12款公債費は、予算現額3億2,130万5,000円でございますが、備考欄に記載の内訳のとおり、町債の元金及び利子を合計3億1,999万6,482円償還いたしました。

次のページ、108ページ、109ページを御覧ください。第13款予備費、当初予算額500万円のうち、126万5,000円を充用いたしました。充用した内容ですが、第一小学校の校舎において水漏れが発生していたため、緊急に屋上防水改修工事を行う必要が生じたことから予備費を充用したものでございます。

以上が、企画財政課関係の決算概要でございます。

○議長（板谷定美君） 次に、税務会計課長、お願いいたします。

税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（福嶋俊晴君） それでは、税務会計課関係の歳入歳出決算につきまして、お手元の決算書に基づきご説明申し上げます。

初めに、歳入の町税についてご説明いたします。決算書の10ページ、11ページを御覧ください。第1款町税の調定額は9億2,844万1,726円で、対前年度増減率はマイナス1.9%、1,820万2,275円の減額となりました。これに対します町税の収入済額は8億1,585万9,659円で、収納率は87.9%となり、前年度より1.0ポイント減少いたしました。

次に、税目ごとの増減理由と収納率でございますが、第1項町民税、第1目個人、第1節現年課税分の調定額は3億2,680万2,377円で、個人所得や土地の譲渡所得などが減少したことにより、対前年度比マイナス2.9%、987万1,537円の減額となりました。これに対します収入済額は3億2,471万4,531円で、収納率は99.4%でございます。

第2節個人の滞納繰越分の調定額は624万7,024円で、対前年度比1.6%、10万416円の増額となりました。これに対します収入済額は204万8,300円で、収納率は32.8%でございます。

次に、第2目法人でございますが、第1節現年課税分の調定額は2,874万3,900円で、法人税割の税率が引き下げられたことや、一部企業の純利益の減少により対前年度比マイナス47.1%、2,554万3,700円の減額となりました。これに対します収入済額は2,787万3,100円で、収納率は97.0%でございます。

第2節法人の滞納繰越分の調定額は70万円で、対前年度比マイナス24.2%、22万3,500円の減額となり

ました。これに対します収入済額は52万円で、収納率は74.3%でございます。第1目個人と第2目法人を合わせた第1項町民税の調定額は3億6,249万3,301円となり、これに対します収入済額は3億5,515万5,931円で、収納率は98.0%でございます。

次に、第2項固定資産税、第1目固定資産税でございますが、第1節現年課税分の調定額は4億618万400円で、対前年度比1.0%、393万8,800円の増額となりました。令和2年度は、固定資産の評価替えの第3年度に当たり、価格の据置き年度でございましたが、土地については引き続き地価が下落していることにより時点修正を行ったため、対前年度比マイナス1.6%、家屋については滅失による減少はあったものの、新築棟数が24棟あったことにより、対前年度比1.5%の増、償却資産は総務大臣配分及び県知事配分の償却資産や、店舗や工場等の新設に伴う設備投資等が増加したことにより、対前年度比4.8%の増となりました。これに対します収入済額は3億8,199万4,434円で、収納率は94.0%でございます。

第2節滞納繰越分の調定額は9,425万9,761円で、倒産した企業の高額滞納案件等の影響により、対前年度比18.2%、1,450万8,993円の増額となりました。これに対します収入済額は1,453万5,900円で、収納率は15.4%でございます。

次に、第2目国有資産等所在市町村交付金でございますが、第1節現年課税分の調定額は前年度と同額の171万600円となりました。これに対します収入済額は調定額と同額の171万600円で、収納率は100%でございます。第1目固定資産税と第2目国有資産等所在市町村交付金を合わせた第2項固定資産税の調定額は5億215万761円で、対前年度比3.8%、1,844万7,793円の増額となりました。これに対します収入済額は3億9,824万934円で、収納率は79.3%でございます。

次に、第3項軽自動車税、第1目種別割につきましては、第1節現年課税分の調定額は2,613万100円で、原付や二輪の登録台数はここ数年減少しておりますが、重課税車両の増加及び新税率車種の登録数が増加したことにより、対前年度比3.3%、83万6,000円の増額となりました。これに対します収入済額は2,577万1,000円で、収納率は98.6%でございます。

第2節滞納繰越分の調定額は129万7,270円で、対前年度比18.2%、19万9,100円の増額となりました。これに対します収入済額は32万1,500円で、収納率は24.8%でございます。

次に、第2目環境性能割でございますが、第1節現年課税分の調定額は86万4,500円で、これに対します収入済額も同額の86万4,500円で、収納率は100%でございます。第1目種別割と第2目環境性能割を合わせた第3項軽自動車税の調定額は2,829万1,870円で、対前年度比6.8%、179万600円の増額となりました。これに対します収入済額は2,695万7,000円で、収納率は95.3%でございます。

次に、第4項たばこ税、第1目たばこ税でございますが、第1節現年課税分の調定額は3,550万5,794円で、令和2年10月に実施された増税による買い控えや近年の健康志向による喫煙者の減少等により、町内における製造たばこの販売本数が減少したことにより、対前年度比マイナス7.6%、290万2,347円の減額となりました。これに対します収入済額は3,550万5,794円で、収納率は100%でございます。

次に、町税の不納欠損額につきましてご説明いたします。引き続き、11ページの不納欠損額の欄を御覧ください。初めに、町税の不納欠損額の総額でございますが、一番上の行になりますが、6,416万5,367円で、対前年度比2,866.2%、6,200万2,132円の増額となりました。増額となった主な理由でございますが、法人の倒産等により滞納となっていた固定資産税について、法律に基づき欠損処分を行ったことから増額となったものでございます。

次に、税目ごとの不納欠損額に対する人数と期別件数でございますが、個人住民税の滞納繰越分の38万

4,387円は8人で28件、固定資産税の現年課税分の132万3,000円は2人で8件、滞納繰越分の2,241万7,110円は26人で57件、軽自動車税種別割の滞納繰越分の4万870円は5人で9件となっております。この4税を合わせた延べ41人、期別件数302件、6,416万5,367円を不納欠損として処分いたしました。

次に、続きまして、11ページの一番上の行でございますが、現年課税分と滞納繰越分を合計いたしました町税全体の調定額9億2,844万1,726円から、収入済額8億1,585万9,659円と不納欠損額6,416万5,367円を差し引いた収入未済額4,841万6,700円が翌年度に繰り越されます町税全体の滞納額となっております。

町税の説明につきましては以上でございます。

続きまして、税務会計課が所管する町税以外の主な歳入につきましてご説明いたします。18、19ページを御覧ください。上段でございますが、第1目総務手数料、第1節税務手数料のうち、督促手数料の2,870円は、滞納者に督促状を発送する行政手数料として1件当たり70円を徴収していたもので、平成22年度を最後に廃止されておりますが、それ以前の滞納額に付随して徴収した41期分の督促手数料でございます。その下の税務手数料の41万4,760円は、窓口で交付した各種証明書や土地台帳等の閲覧に係る手数料でございます。

少し飛びまして、26ページ、27ページを御覧ください。中段の第3項県委託金、第1目総務費県委託金、第2節徴税費県委託金の個人県民税徴収県委託金の1,082万8,935円は、町が個人県民税の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用等を県が補填するもので、納税義務者1人当たり3,000円で算定された金額となっております。

次に、28ページ、29ページを御覧ください。上段の第17款財産収入、第1項財産運用収入、第2目基金利子、第1節基金利子の8万9,350円は、財政調整基金をはじめとする各種基金を埼玉りそな銀行やJAちちぶ、埼玉信用組合に定期預金として半年または1年間預け入れた預金利子の合計額でございます。

続きまして、30ページ、31ページを御覧ください。上段の第20款諸収入、第1項延滞金、加算金及び過料、第1目延滞金、第1節延滞金の149万9,578円は、税金を滞納した場合に、その納付遅延に対して課せられる徴収金でございます。この延滞金の年率につきましては、滞納額に対して14.6%と法律で定められておりますが、現在特例措置により年率8.8%となっております。また、納期限の翌日から一月を経過する日までの間については、年率が2.5%と低率に抑えられております。

続きまして、下段の第5項雑入、第2目雑入、第1節県収入証紙売りさばき手数料のうち、県収入証紙売りさばき手数料の2万3,100円は、令和2年度に購入した県収入証紙の買受け代金の3.3%に相当する額となっております。その下の県収入証紙売りさばき収入の70万2,550円は、会計担当窓口において販売した県収入証紙の販売代金でございます。

歳入につきましては以上でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。42ページ、43ページを御覧ください。中段の第5目会計管理費の予算現額は118万2,000円で、支出済額は105万5,883円でございます。業務の内容でございますが、交付金の収入、支出、手続の審査、確認業務をはじめ資金運用、決算の調製、県収入証紙の売りさばきなどの業務を行うものでございます。

主な支出といたしましては、第10節需用費のうち消耗品費の73万2,843円は、県収入証紙買受け代金の70万円とゴム印や源泉徴収票の用紙などの事務用品代でございます。その下の印刷製本費の7万5,680円は、決算書の印刷代でございます。

第11節役務費のうち通信運搬費の3万9,592円は、指定金融機関である埼玉りそな銀行へ支払いデータ

を送信するためのE Bシステム利用に係る電話回線使用料でございます。その下の手数料の20万7,768円は、E Bシステム利用サービスの取扱手数料や役場の公共料金の支払いを口座振替で行う公振くんの使用手数料等でございます。

続きまして、50ページ、51ページを御覧ください。下段の第3項徴税費でございますが、予算現額3,582万4,000円に対しまして、支出済額は3,497万9,918円で、不用額は84万4,082円となりました。

第1目税務総務費の予算現額は144万8,000円で、支出済額は95万8,832円でございます。業務の内容でございますが、税務事務の管理的業務をはじめ、固定資産評価審査委員会や固定資産評価委員の設置を行うものでございます。

主な支出といたしましては、第1節報酬は固定資産評価委員の報酬と会計年度任用職員の報酬でございます。

第10節需用費の消耗品費は、加除式例規の追録代や参考図書代でございます。

次の52ページ、53ページを御覧ください。第18節負担金、補助及び交付金は、備考欄にございますとおり税務関係団体への負担金や会費でございます。

次に、中段の第2目賦課徴収費の予算現額は3,437万6,000円で、支出済額は3,402万1,086円でございます。業務の内容でございますが、町税の公平かつ適正な賦課徴収を行い、安定した財源を確保するためのものでございます。

主な支出といたしましては、第10節需用費の消耗品費は、賦課徴収事務に使用する日付印ですとか、カラープリンター用のトナー代でございます。その下の印刷製本費は、各種帳票類の印刷代でございます。

第11節役務費の通信運搬費は、コンビニ収納システムに係るデータ取得用の電話代でございます。その下の手数料は、口座振替やコンビニ収納、軽自動車情報提供サービス等の手数料でございます。

第12節委託料は、税目ごとの課税データを一括管理し、適正かつ迅速に処理するための電算業務委託料をはじめ、固定資産の正確な把握と適正な評価を行うための各種業務委託料等でございます。

第13節使用料及び賃借料は、賦課徴収事務の効率化を図る上で必要不可欠な税目別システムのソフトウェア利用料や地方税電子申告サービス利用料等でございます。

第22節償還金、利子及び割引料は、過年度に賦課徴収した町税に係る過誤納還付金及び還付加算金でございます。

税務会計課関係の説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（板谷定美君） 次に、町民課長、お願いいたします。

町民課長。

○町民課長（玉川 真君） それでは、町民課関係の決算につきまして、歳入歳出決算事項別明細書により説明させていただきます。

決算書の52、53ページを御覧ください。第2款総務費、第4項第1目戸籍住民基本台帳費は、予算現額が2,395万3,000円、支出済額は1,723万2,380円で、主な事業といたしましては、戸籍法に基づく戸籍の記載処理業務、外国人登録、印鑑登録、住民基本台帳に基づく住民の居住の管理業務などに係る費用でございます。

第12節委託料は、戸籍総合システム、住民基本台帳ネットワークなどの各種システムの保守委託料と個人番号制度の導入に伴うシステム改修費でございます。

次に、54、55ページを御覧ください。第13節使用料及び賃借料は、戸籍総合システム、住基システム、

住民基本台帳ネットワーク機器の借上料でございます。

第18節負担金、補助及び交付金の旅券発給事務負担金は、事務委任を行っております秩父市パスポート発給業務等に係る負担金でございます。

次に、60、61ページを御覧ください。第3款民生費、第1項社会福祉費、第3目社会保険費は、予算現額が7,580万5,000円、支出済額は7,266万190円で、主な事業といたしましては、国民健康保険特別会計への円滑な運営を図るための繰出しを行う国民健康保険事業、重度心身障害者やその家族の経済的負担を軽減し、福祉の増進を図る重度心身障害者医療費支給事業、独り親家庭等に対して医療費の一部を支給するひとり親家庭等医療費支給事業でございます。

第19節扶助費は、重度心身障害者医療給付費及びひとり親家庭等医療給付費に要した費用でございます。

第27節繰出金は、国保特別会計への保険基盤安定事務費、出産育児一時金、財政安定化支援事業に係る繰出しを行ったものでございます。

次に、第4目老人保健費は、予算現額が1億863万4,000円、支出済額は1億858万5,576円で、主な事業といたしましては、後期高齢者医療制度の一般会計分の経費の負担を行う後期高齢者医療事業でございます。

第18節負担金、補助及び交付金は、後期高齢者医療制度を運営する埼玉県後期高齢者医療広域連合への事務費や療育給付費に係る負担金でございます。

第27節繰出金は、65歳以上で一定の障害のある方を含む75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度に必要な経費として、保険基盤安定分と事務費分を繰り出したものでございます。

次に、64、65ページの下段を御覧ください。第3款民生費、第2項児童福祉費、第2目児童扶助費は、予算現額が2,023万円、支出済額は1,496万9,738円で、ゼロ歳児から高校卒業までの子供の医療費を支給し、経済的負担及び福祉の向上を図るこども医療費支給事業に伴う費用でございます。

第19節扶助費は、こども医療給付費に要した費用でございます。

次に、第3款民生費、第3項国民年金費、第1目国民年金総務費は、予算現額が32万円、支出済額は29万7,478円で、国民年金制度に係る事務のうち、厚生労働省からの法定受託事務として国民年金制度の啓発や申請などに係る費用でございます。

第13節使用料及び賃借料は、国民年金システムソフト使用料でございます。

次に66、67ページを御覧ください。第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目衛生総務費は、予算現額が822万9,000円、支出済額は779万6,655円で、主な事業といたしましては、狂犬病予防法に基づく犬の登録管理や狂犬病予防注射などを実施している衛生一般事業、町内のごみの減量化、リサイクルの向上や生活環境の悪化を防止するため、散乱ごみのパトロールや撤去などを行う廃棄物一般事業に係る費用でございます。なお、令和2年度は台風19号に係る被災民有地内災害廃棄物撤去補助事業も実施いたしました。

第7節報償費は、有価物を回収した団体に回収物1キロにつき報償金3.5円を交付したものでございます。

第12節委託料は、岩畳周辺や国県道、町道、林道などのごみの散乱が激しい場所の清掃や、不法投棄パトロールを長瀬町シルバー人材センターに委託したものでございます。

次に、第2目環境衛生費は、予算現額が1,276万2,000円、支出済額は1,248万9,205円で、主な事業といたしましては、公害防止を推進している環境衛生事業、急速充電器の維持管理を行う温暖化対策事業、自然歩道の適正な維持管理を行う首都圏自然歩道管理事業、埼玉県自然公園条例に基づき申請業務、現地調

査、巡視パトロールなどを行う県立自然公園特別地域保護管理事業、秩父広域市町村圏組合の火葬場の共同処理事業でございます。

第18節負担金、補助及び交付金は、秩父広域市町村圏組合で共同処理を行っている斎場費分の負担金でございます。

次に、68、69ページの中段を御覧ください。第2項清掃費、第1目塵芥処理費は、予算現額が5,030万5,000円、支出済額も同額で、秩父広域市町村圏組合で共同処理を行っている清掃事業に係る経費でございます。

第18節負担金、補助及び交付金は、秩父広域市町村圏組合の清掃費に係る負担金で、処理されたごみの重さに基づき算定された費用を負担したものでございます。

次に、第2目し尿処理費は、予算現額が2億8,838万円、支出済額は2億8,755万888円で、主な事業といたしましては、皆野・長瀬下水道組合の特定環境保全公共下水道事業の整備を推進している下水道事業や、し尿処理に係るし尿処理事業のほか、公共下水道の認可区域外において合併処理浄化槽の設置を進める合併処理浄化槽設置整備事業でございます。

第18節負担金、補助及び交付金は、これらの事業を実施するため負担金などの支払いを行ったものでございます。なお、浄化槽市町村整備型分は、公共下水道の認可区域外におきまして、平成24年度から実施しております浄化槽市町村整備型事業に係るもので、4基分の負担金でございます。

次に、第3項第1目上水道費は、予算現額が8,960万2,000円、支出済額は8,957万4,000円で、秩父広域市町村圏組合で共同処理を行っている上水道事業に係る経費でございます。

第18節負担金、補助及び交付金は、秩父広域水道高料金対策補助金や簡易水道に関する不採算経費補助金などでございます。

第23節投資及び出資金は、旧宮沢地区簡易水道統合事業に対する簡易水道償還元金出資金や生活基盤施設耐震化事業出資金は、秩父圏域の上水道の安定供給を図るため、繰り出し基準に基づき出資を行ったものでございます。

一般会計分の説明につきましては以上でございます。

続きまして、国民健康保険特別会計についてご説明申し上げます。国民健康保険につきましては、平成30年4月から財政運営の責任主体が市町村から県に移行しております。また、令和3年3月末現在の被保険者数につきましては、前年度と比べまして78人減の1,759人でございます。

それでは、令和2年度の国民健康保険特別会計歳入歳出決算事項別計算書に明細書に基づいてご説明いたします。決算書の116、117ページを御覧ください。初めに、歳入でございますが、第1款第1項国民健康保険税は、予算現額1億2,248万6,000円、調定額1億4,809万8,459円、収入済額1億2,437万9,753円、不納欠損額172万1,960円となり、国保歳入の全体の16.1%を占めております。

次に、118、119ページ、中段を御覧ください。第6款県支出金、第1項県補助金でございますが、予算現額5億6,191万7,000円、調定額、収入済額は同額の5億6,741万5,851円で、普通交付金と特別交付金とになってございます。普通交付金は、市町村が行う保険給付の実績に基づいて交付されるもので、特別交付金は、糖尿病などの重症化予防事業や保険税収納率向上などに対して交付されるものでございます。

第8款繰入金、第1項一般会計繰入金は、予算現額が5,453万9,000円、調定額、収入済額は同額の5,453万6,524円で、安定した国保運営を図るため一般会計から繰り入れられたものでございます。詳細につきましては、120、121ページ、備考欄にお示ししてあるとおりでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。124、125ページを御覧ください。第1款総務費、第1項総務管理者、第1目一般管理費は、予算現額2,682万円、支出済額2,547万8,200円で、主な事業といたしましては、国民健康保険事業に従事する職員に係る一般管理事業などに係る費用でございます。内訳でございますが、職員の給料、手当のほか、第11節役務費は、被保険者証の郵送料や国保連合会電算処理に係る手数料でございます。

第12節委託料は、医療機関から請求されるレセプトの内容点検の業務委託などを行う経費でございます。

次に、126、127ページを御覧ください。第2款保険給付費、第1項療養諸費は、予算現額4億6,734万円、支出済額は4億4,133万3,016円で、第1目一般被保険者療養給付費は、被保険者の疾病や負傷の治療を目的とした一連の医療サービスに対する保険者負担分の給付を行ったものでございます。

第3目一般被保険者療養費は、補装具などを作製した場合や整骨院などを受診した際に給付を行ったものでございます。

次に、第2項高額療養費は、予算現額6,800万8,000円、支出済額6,615万3,914円で、被保険者の過重な負担の軽減を図るために設けられたもので、被保険者の1か月の一部負担金が自己負担限度額を超えた場合に、その超えた額を支給したものでございます。

次に、128、129ページ、下段を御覧ください。第3款国民健康保険事業費納付金の主な内容は、市町村が支払う保険給付費などの全額を県が市町村に交付する保険給付費等交付金の財源として、県が市町村から徴収するものでございます。

第1項医療給付費分は、予算現額9,934万9,000円、支出済額は9,934万8,361円で、医療給付費の費用に充てるため埼玉県へ納付したものでございます。

次に、130、131ページを御覧ください。第2項後期高齢者支援金等分は、予算現額4,714万5,000円、支出済額4,714万4,599円で、後期高齢者支援金の費用に充てるため埼玉県へ納付したものでございます。

次に、第3項介護納付金分は、予算現額1,361万6,000円、支出済額1,361万5,706円で、介護保険の財源として埼玉県へ納付したものでございます。

次に、第5款保健事業費、第1項保健事業費、第2目健康マイレージ事業費は、予算現額35万3,000円、支出済額34万400円で、健康寿命の伸長と医療費の削減を目的にした健康マイレージに関連した費用でございます。

第2項特定健康診査等事業費、第1目特定健康診査等事業費は、予算現額809万2,000円、支出済額695万1,184円で、生活習慣病などの疾病予防と医療費の伸びを抑制することを目的に実施する健康診査、保健指導に要した費用でございます。

次に、132、133ページ、上段を御覧ください。第12節委託料は、秩父郡市医師会などで行った特定健康診査委託料及び委託契約を締結している医療機関で、人間ドックを受診した際に支払う生活習慣病予防検診委託料でございます。

第18節負担金、補助及び交付金は、委託契約を締結していない医療機関で人間ドックを受診した際に支払う生活習慣病予防検診補助金でございます。

第6款第1項基金積立金は、予算現額1,860万9,000円、支出済額は同額で、国民健康保険財政調整基金へ積立てを行ったものでございます。

次に、ページは飛びますが、183ページを御覧ください。5の国民健康保険の基金の運用状況でございますが、(1)、国民健康保険財政調整基金の前年度末現在高は9,594万5,000円で、積立てを1,860万9,000円

行った結果、年度末現在高は1億1,455万4,000円となっております。

(2)、高額療養費支払資金貸付基金は、令和2年度末現在高は100万円となっており、令和2年度中に貸付けは行っておりません。

実質収支に関する調書につきましては、会計管理者が説明したとおりでございますので、省略させていただきます。

以上で、長瀬町国民健康保険特別会計の説明とさせていただきます。

続きまして、後期高齢者医療特別会計について御説明申し上げます。決算書の170、171ページを御覧ください。令和3年3月末現在の被保険者数でございますが、前年度末と比べまして31人減の1,374人となっております。

まず、歳入でございますが、第1款第1項後期高齢者医療保険料は、予算現額8,491万2,000円、調定額8,328万3,720円、収入済額8,327万9,220円で、歳入全体の77.2%を占めております。また、保険料の均等割軽減措置を919名の方、66.9%の方が受けております。収納率につきましては、現年賦課分は前年比0.2%増となります99.9%でございました。滞納繰越分の20万8,200円は全額収納してございます。

第3款繰入金、第1項第1目一般会計繰入金は、予算現額2,297万1,000円、調定額、収入済額は同額の2,297万700円で、第2節保険基盤安定繰入金は、高齢者の医療の確保に関する法律第99条第1項で、保険料の減額賦課に基づき減額した額の総額を基礎として算出した額を、後期高齢者医療に関する特別会計に繰り入れなければならないと定められており、これに基づいて行ったものでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。174、175ページを御覧ください。第1款総務費は、予算現額111万2,000円、支出済額97万9,391円で、主な事業といたしましては、後期高齢者医療事業を円滑に運営するための保険料の徴収、被保険者証の交付、被保険者からの給付などに関する事務に要する経費でございます。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金は、予算現額1億739万5,000円、支出済額1億641万2,360円で、町で徴収した保険料や保険基盤安定負担金を広域連合へ納付したもので、歳出全体の99%を占めるものでございます。

なお、実質収支に関する調書につきましては、会計管理者が説明したとおりでございますので、省略させていただきます。

以上で、町民課関係の決算の説明を終わらせていただきます。

○議長（板谷定美君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後3時55分

再開 午後4時05分

○議長（板谷定美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、健康福祉課長、お願いいたします。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、健康福祉課関係につきまして、決算書に基づき説明させていただきます。

詳細につきましては、歳入歳出決算事項別明細書により、主なものについて説明させていただきます。初めに、歳入でございますが、決算書の14、15ページを御覧ください。第13款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目民生費負担金でございますが、調定額から収入済額及び不納欠損額を差し引いた収入未済額は、保育園保護者負担金、放課後児童クラブ保護者負担金などの民生費負担金ではございませんでした。

次に、民生費関係、歳出についてご説明いたします。決算書、56、57ページを御覧ください。第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費でございますが、予算現額2億1,101万9,000円で、支出済額は2億105万9,526円でございます。

主な内容についてご説明いたします。第1節報酬12万7,700円でございますが、福祉関係の計画策定について審議いただきました健康福祉推進委員会委員報酬でございます。

第7節報償費6万2,952円でございますが、知的及び身体障害者相談員2名及び100歳祝いの花代でございます。

第12節委託料1,161万122円、58、59ページにかけてでございますが、高齢者障がい者いきいきセンター指定管理委託料、福祉3計画策定委託料などがございます。

第13節使用料及び賃借料116万5,560円でございますが、障害者システムなどのソフトウェア使用料及びひのくち館のAEDリース料でございます。

第18節負担金、補助及び交付金1億7,541万6,724円でございますが、障害者自立支援法に基づく介護給付費・訓練等給付費負担金、障害児通所給付費等負担金、自立支援医療（更生医療）費負担金、秩父市社会福祉事業団が寺尾地内に建設した多機能型福祉施設に対する補助、民生委員協議会や社会福祉協議会、シルバー人材センター、また令和3年1月に開設した基幹相談支援センター負担金などがございます。

第19節扶助費561万5,418円でございますが、日常生活用具給付費、在宅重度心身障害手当の支給、補装具費に対する給付などがございます。

次に、60、61ページにかけてでございます。第2目老人福祉費でございますが、予算現額983万5,000円で、支出済額は772万8,994円でございます。

主な内容についてご説明いたします。第12節委託料292万2,740円でございますが、老人保護措置委託料や緊急通報システム管理委託料でございます。

第13節使用料及び賃借料358万9,877円でございますが、特別養護老人ホームながとろ苑敷地に係る土地借上料及び緊急通報システム機器借上料でございます。

第18節負担金、補助及び交付金93万5,312円でございますが、老人クラブ連合会及び単位老人クラブへの補助金でございます。

第19節扶助費24万8,000円でございますが、寝たきり老人及びその介護者への手当でございます。

60、61ページの下部を御覧ください。第5目介護保険費でございますが、予算現額1億266万円で、支出済額は1億206万9,105円でございます。

主な内容についてご説明いたします。62、63ページを御覧ください。第27節繰出金1億157万4,670円は法定負担分として、また事業の運営に要する事務費等の介護保険特別会計への繰出金でございます。

次に、第2項児童福祉費、第1目児童福祉費でございますが、予算現額3億4,605万2,000円で、支出済額は3億4,024万4,593円でございます。

主な内容についてご説明いたします。第1節報酬1,267万2,542円でございますが、放課後児童クラブ室指導員、子育て支援員報酬及び要保護児童対策地域協議会委員報酬でございます。

第2節給料192万1,200円でございますが、多世代ふれ愛ベース長瀬の会計年度任用職員給与でございます。

第7節報償費135万5,600円でございますが、子育て相談事業の臨床心理士や子育て支援事業に伴う協力員等に係る費用でございます。

第10節需用費350万7,838円でございますが、事業実施や施設管理のための消耗品、印刷製本費、光熱水費及び放課後児童クラブ室に係る新型コロナウイルス感染予防、感染拡大防止用品でございます。

第12節委託料2億486万6,056円でございますが、保育所及び認定こども園施設型給付費、民間の放課後児童クラブへの委託料、子育て世帯への臨時特別給付金に伴うシステム改修委託料などでございます。

次に、64、65ページを御覧ください。第14節工事請負費120万でございますが、長瀬一小放課後児童クラブ室拡張工事に係る費用でございます。

第18節負担金、補助及び交付金2,773万4,080円でございますが、子育て世帯の経済的負担を軽減するための子育て支援金、保育園への一時預かり、延長保育、障害児保育などへの補助金に加え、新型コロナウイルス関連として保育園への感染拡大防止対策に係る補助金、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯への臨時特別給付金及び国の特別定額給付金基準日の翌日以降に出生した子供への新生児子育て応援特別給付金などがございます。なお、児童福祉費の繰越明許70万円でございますが、新生児子育て応援特別給付金でございます。

第19節扶助費7,929万50円でございますが、児童手当等に係る費用でございます。

次に、衛生費関係、歳出についてご説明いたします。66、67ページを御覧ください。第4款衛生費、第1項保健衛生費、第3目保健費でございますが、予算現額1,863万9,000円で、支出済額は1,847万7,780円でございます。

主な内容についてご説明いたします。第10節需用費118万340円でございますが、保健センターの電気、ガス、上下水道代や施設修繕等でございます。

68、69ページを御覧ください。第12節委託料60万2,960円でございますが、保健センターの清掃や設備の保守、警備委託料でございます。

第13節使用料及び賃借料189万5,120円でございますが、保健センター敷地借上料や健康管理システムソフトウェアレンタル料、AEDリース料でございます。

第18節負担金、補助及び交付金1,467万9,000円でございますが、秩父広域市町村圏組合への救急医療施設費やちちぶ医療協議会の負担金などがございます。

次に、70、71ページを御覧ください。第4項公衆衛生費、第1目予防費でございますが、予算現額7,438万4,000円で、支出済額は4,373万7,663円でございます。

主な内容についてご説明いたします。第1節報酬103万2,700円でございますが、高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業実施に係る保健師の費用でございます。

第7節報償費146万8,000円でございますが、がん検診事業などの医師、看護師等に係る費用でございます。

第10節需用費347万5,942円でございますが、乳幼児健診や健康マイレージ歩数計など事業実施のための消耗品費、印刷製本費に加え、令和2年度はアルコール消毒液、ハンドソープなどの感染予防、感染拡大防止に係る物品の購入や、介護事業所へ配付したPCR検査キット購入などの費用でございます。

第11節役務費70万3,550円でございますが、各種がん検診等に係る郵送料、後期高齢者健診に係る国民

健康保険団体連合会への手数料でございます。

第12節委託料2,835万8,618円でございますが、各種がん検診、後期高齢者健診、後期高齢者人間ドック、妊婦健診、各種予防接種などに係る費用のほか、72、73ページを御覧ください。新型コロナワクチン接種に係る健康管理システム改修費用でございます。

第17節備品購入費106万2,828円でございますが、新型コロナウイルス感染症対策として、空気清浄機及びサーマルカメラを、また新型コロナウイルスワクチン接種会場用のつい立てを購入したものでございます。

第18節負担金、補助及び交付金701万2,197円でございますが、秩父広域市町村圏組合への結核予防費やコバトン健康マイレージ事業への負担金、不妊治療や新生児聴覚検査費への補助金などのほか、新型コロナウイルス感染症対策としての医療機関への支援給付金、PCR検査等への助成金、妊産婦応援給付金及び新型コロナウイルスワクチン接種に係るコールセンター及び予約システムに係る費用でございます。

なお、繰越明許費でございますが、新型コロナウイルス感染症対策事業、妊産婦応援給付金事業、新型コロナウイルス感染症検査費助成事業、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業、オンライン妊産婦支援事業でございます。

以上で、一般会計の説明を終わらせていただきます。

続きまして、特別会計でございます。136ページの次の緑色のページを御覧いただきたいと思っております。決算書の介護保険特別会計の表紙でございます。歳入決算額が7億5,418万8,583円、歳出決算額が7億3,181万6,350円、歳入歳出差引残額2,237万2,233円ございました。

詳細につきましては、歳入歳出決算事項別明細書により説明させていただきます。142、143ページを御覧ください。初めに歳入、第1款保険料、第1項介護保険料、第1目第1号被保険者保険料でございますが、調定額は1億6,360万3,780円で、内訳は第1節現年課税分1億6,049万6,440円、第2節滞納繰越分310万7,340円でございます。収入済額は1億6,018万6,180円で、内訳は第1節現年課税分1億5,988万9,840円、第2節滞納繰越分29万6,340円で、収納率は97.9%ございました。この数値は昨年度の収納率と比較して0.2ポイント減となっております。不納欠損額はございませんでした。収入未済額は341万7,600円で、昨年と比べまして29万5,860円の増となっております。

次に、第2款国庫支出金は、調定額、収入済額とも1億6,662万5,895円で、保険給付費、介護予防や任意事業に係る地域支援事業、また包括支援センターの運営事業費等の事業として、それぞれの法定割合分に応じ交付されるものでございます。

次に、第3款支払基金交付金は、調定額、収入済額とも1億9,489万8,587円で、第2号被保険者負担分として、社会保険診療報酬支払基金から保険給付費や地域支援事業費の財源として、法定割合分が交付されたものでございます。

次に、144、145ページを御覧ください。第4款県支出金は、調定額、収入済額とも1億576万2,247円で、保険給付費や介護予防、任意事業に係る地域支援事業の財源として、法定割合分に応じ県から交付されたものでございます。

次に、第6款繰入金は、調定額、収入済額とも1億668万8,670円で、保険給付費や地域支援事業の各種介護予防事業、任意事業等の実施に係るための財源として、町の法定割合分及び事務費に係る費用を一般会計から繰り入れたほか、介護保険給付費支払基金からの繰入れでございます。

続きまして、歳出でございますが、150、151ページを御覧ください。第1款総務費、第1項総務管理費、

第1目一般管理費は、予算現額195万4,000円、支出済額187万5,677円で、介護保険システムソフトウェア使用料や介護報酬改定に伴うシステム改修業務委託料などでございます。

第2項徴収費、第1目賦課徴収費は、予算現額64万1,000円、支出済額が56万7,658円でございますが、保険料賦課徴収のための電算処理業務委託料や郵送費などでございます。

第3項介護認定審査会費、第1目認定調査費は、予算現額256万2,000円、支出済額が232万3,544円で、介護保険サービスを受けるために必要な主治医意見書の手数料や認定調査員の報酬などでございます。

152、153ページを御覧ください。第2目認定審査会共同設置負担金は、秩父広域市町村圏組合に共同設置しています介護認定審査会負担金で、予算現額440万8,000円で、支出済額は同額でございます。

第2款保険給付費、第1項介護保険サービス等諸費は、要介護者の皆さん方が介護サービスを受けた場合に係る介護給付費となっております。

主な内容についてご説明いたします。第1目居宅介護サービス給付費は、訪問介護や通所介護などの居宅で受けた給付費で、予算現額2億471万5,000円で、支出済額が2億101万3,698円でございます。

第2目地域密着型介護サービス給付費は、住み慣れた地域を離れずに生活が続けられるように、地域の特性に応じた体制で提供するための給付費で、予算現額7,773万8,000円で、支出済額が7,704万1,078円でございます。

第3目施設介護サービス給付費は、特別養護老人ホームや老人保健施設等に要した給付費で、予算現額3億1,659万5,000円で、支出済額が3億1,180万4,368円でございます。

第6目居宅介護サービス計画給付費は、居宅介護支援事業者がケアプランを立てた場合に給付される費用で、予算現額2,543万9,000円で、支出済額が2,522万8,114円でございます。

次に、第2項介護予防サービス等諸費は、要支援者の皆さんが介護予防サービスを受けた場合に係る費用となっております。

主な内容についてご説明いたします。第1目介護予防サービス給付費は、通所介護予防などを利用した場合の費用で、予算現額1,718万6,000円、支出済額が1,659万3,062円でございます。

154、155ページを御覧ください。第5目介護予防サービス計画給付費は、地域包括支援センターや委託を受けた民間介護支援事業者がケアプランを立てた場合に係る費用で、予算現額322万1,000円、支出済額が311万8,410円でございます。

第4項高額介護サービス等費は、介護にかかった費用が高額となった場合に係る費用となっております。第1目高額介護サービス等費は、要介護者や要支援者が支払った額が一定額を超えた場合、高額介護サービスとして超えた分が払い戻される費用で、予算現額1,520万8,000円、支出済額が1,482万895円でございます。

第5項高額医療合算介護サービス等費は、介護及び医療にかかった費用が高額となった場合に係る費用となっております。第1目高額医療合算介護サービス等費は、高額医療と高額介護サービスとして支払った額が一定額を超えた場合払い戻される費用で、予算現額230万円、支出済額が175万3,753円でございます。

次に、第6項特定入所者介護サービス等費は、施設入所の際の負担限度額に係る費用となっております。第1目特定入所者介護サービス等費は、低所得者の認定者が施設サービスまたは短期入所サービスを利用した際の食費、居住費について、国が定めた基準費用額から利用者の所得段階などに応じた負担限度額の差額に係る費用で、予算現額2,888万7,000円、支出済額が2,755万1,844円でございます。

156、157ページを御覧ください。第4款地域支援事業費、第1項介護予防・生活支援サービス事業費は、訪問や通所で何らかのサービスを受ける場合に係る費用となっております。

第1目介護予防・生活支援サービス事業費は、サービス提供事業所を訪れてサービスを受けた場合や、居宅を訪問してサービスを受けた場合に係る費用で、予算現額1,820万3,000円、支出済額が1,567万4,171円でございます。

第2項一般介護予防事業費は、介護予防事業に係る費用となっております。第1目一般介護予防事業費は、65歳以上の高齢者を対象に元気モリモリ体操、足腰らくらく教室及び歌の教室などの予防事業の実施に要した費用で、予算現額264万2,000円、支出済額172万2,185円でございます。

次に、158、159ページにかけてでございますが、第3項包括的支援事業・任意事業費は、地域包括支援センター、高齢者配食サービスや生活支援体制整備事業などに係る費用となっております。

第1目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費は、地域包括支援センターに配置している職員給与等で、予算現額829万2,000円、支出済額798万4,714円でございます。

第2目任意事業費、158、159ページに入っています。任意事業費は、紙おむつ支給事業や高齢者配食サービスに係る費用で、予算現額104万4,000円、支出済額36万4,299円でございます。

第4目生活支援体制整備事業費は、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けるため、地域で支え合いのできる町を目指す事業に係る費用で、予算現額381万5,000円、支出済額380万円でございます。

次に、160、161ページにかけてでございますが、第5目認知症総合支援事業費は、認知症カフェの開催や認知症ケア向上などに関する費用で、予算現額63万1,000円、支出済額14万5,689円でございます。

第5款基金積立金、第1項基金積立金、第1目介護保険給付費支払基金積立金は、介護保険事業に要する費用の不足に充てるため設置している基金に係る費用で、予算現額2万円、支出済額は同額でございます。なお、令和2年度末現在高は1億2,154万7,000円でございます。

次に、164ページ、実質収支でございますが、翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、歳入歳出差引額が実質収支額となります。

以上で、健康福祉課関係の説明を終わらせていただきます。

○議長（板谷定美君） 次に、産業観光課長、お願いいたします。

産業観光課長。

○産業観光課長（相馬孝好君） それでは、産業観光課関係の歳出決算につきまして、お手元の決算書に基づきご説明申し上げます。

初めに、労働費関係につきましてご説明いたします。決算書の72、73ページを御覧ください。中段の第5款労働費、第1項労働諸費、第1目労働諸費の予算現額11万5,000円に対しまして、支出済額は3万8,844円でございます。この費目は、労働者の雇用の安定と拡大を図るための経費でございます。

主な支出といたしましては、第18節負担金、補助及び交付金の3万8,844円は、備考欄にあります労働関係団体への会費や補助金でございます。

次に、農林水産業費関係についてご説明いたします。引き続き、72、73ページ、下段を御覧ください。第6款農林水産業費、第1項農業費、第1目農業委員会費の予算現額396万8,000円に対しまして、支出済額は384万3,926円でございます。この費目は、農業委員会の全般的な運営をはじめ、農業者年金の加入促進及び受託事務、ふるさと農園の維持管理等の経費でございます。

主な支出といたしましては、第1節報酬の247万6,983円は、農業委員13名分の報酬と、農地利用最適化

推進委員4名分の報酬でございます。

次の74、75ページに移りまして、上段の第12節委託料の58万7,500円のうち、農業委員総会議事録作成業務委託料の42万3,500円は、年12回開催いたしました定期総会の議事録の作成を業者に委託したものでございます。

その下の農地利用状況調査図面作成業務委託料の11万円は、農地利用状況調査で使用する航空写真を利用した図面を作成したものでございます。

第13節使用料及び賃借料の農業行政システムソフトウェア使用料の52万8,000円は、農業行政システムを稼働するためのソフトウェアレンタル料でございます。

中段の第2目農業総務費の予算現額57万2,000円に対しまして、支出済額は56万5,000円でございます。この費目は、農業関係団体の構成員として、それぞれの活動を通じて農業振興を図るための経費でございます。

主な支出といたしましては、第18節負担金、補助及び交付金の56万5,000円は、備考欄にあります農業関係団体への会費や負担金でございます。

その下の第3目農業振興費の予算現額246万3,000円に対しまして、支出済額は160万4,441円でございます。この費目は、生産団体や新規就農者等の育成、支援をはじめ、有害鳥獣対策や種苗費、農業施設整備等への助成など、町の総合的な農業振興を図るための経費でございます。

主な支出といたしましては、第12節委託料の有害鳥獣捕獲事業委託料の40万円は、有害鳥獣から農作物を守るため有害鳥獣の捕獲及び駆除を長瀬狩猟クラブへ委託したものでございます。

第18節負担金、補助及び交付金の102万5,017円のうち、備考欄の中段にございます新規就農者等支援事業補助金の50万円は、既存の農業施設の拡張を行った農業従事者1人に対して施設の改修費を助成したものでございます。

備考欄の下から2番目にございます遊休農地活用促進費補助金の5万円は、桑畑の桑を抜根し、普通畑に戻した農業従事者へ補助金を交付したものでございます。そのほか、有害鳥獣対策関係では、防護柵等の設置費に対する補助金が5人で計12万1,000円、捕獲事業従事者の登録費用に対する補助金が15人で計19万1,000円ございました。

下段の第4目緑の村管理費の予算現額1,021万2,000円に対しまして、支出済額は1,021万832円ございました。この費目は、緑の村関連施設等の維持管理をはじめ、住民参加型の花づくり活動を支援するための経費でございます。

主な支出といたしましては、第12節委託料の625万8,000円のうち、宝登山地域周辺維持管理業務委託料の210万円は、緑の村関連施設周辺の環境を保全するため、除草作業等をシルバー人材センターへ委託したものでございます。

その下の緑の村野外運動施設等除却工事設計業務委託料の415万8,000円は、営業を休止しておりました流水プール及びお祭り広場内の工作物等の除却工事に係る設計業務委託を業者に委託したものでございます。

次の76、77ページに移りまして、第13節使用料及び賃借料の343万713円は、主に緑の村の用地として賃貸借しております約2万5,000平米の土地の借上料でございます。

第18節負担金、補助及び交付金の49万円は、住民参加型の花づくり活動を推進するため、花の里づくり実行委員会に交付した事業運営費補助金でございます。

第2項林業費、第1目林業総務費の予算現額122万6,000円に対しまして、支出済額は121万2,000円でございます。この費目は、森林緑化をはじめ宝登山「園地四季の丘」の維持管理など、森林保全のための経費でございます。

主な支出といたしましては、第12節委託料の園地四季の丘管理業務委託料の40万7,000円は、宝登山山頂付近の園地四季の丘周辺の環境を保全するため、除草作業等を宝登興業へ委託したものでございます。

第13節使用料及び賃借料の18万1,000円は、宝登山にございます企業の森の用地として、平成19年度から借用しております共有林30.7ヘクタールの借上料でございます。

第18節負担金、補助及び交付金の48万4,000円は、緑の少年団への活動費の助成をはじめ、備考欄にあります林業関係団体への会費でございます。

次に、第2目林業振興費の予算現額1,884万7,000円に対しまして、支出済額は1,884万2,101円でございます。この費目は、松枯れ防止や森林の景観向上など、景勝地長瀬の景観を維持するための経費でございます。

主な支出といたしましては、第12節委託料の1,842万2,840円のうち、松くい虫予防薬剤注入業務委託料の42万2,840円は、松くい虫から松を守るため通り抜けの桜付近の自生する松18本に、松くい虫予防薬剤124本を注入したものでございます。

その下の里山・平地林再生事業業務委託料の1,800万円は、県の補助事業を活用し森林の持つ公益的機能を回復させるため、井戸地区内と長瀬地区内の山林の枯損木等の除去と下草刈りを秩父広域森林組合に委託したものでございます。

第18節負担金、補助及び交付金の22万1,261円は、秩父管内における森林の意識調査を実施していただいた秩父地域森林林業活性化協議会集約化分科会への負担金でございます。当町においては、井戸地区の55件の意識調査を実施しております。

第3目林道費、予算現額90万3,000円に対しまして、支出済額は79万4,000円でございます。この費目は、町が所管する林道の維持管理をするための経費でございます。

主な支出といたしましては、第10節需用費の施設修繕費39万6,000円は、林道榎峠線と葉原支線の舗装修繕を行ったものでございます。

第11節役務費の手数料の19万8,000円は、台風等の影響により堆積した土砂等の撤去作業を行ったものでございます。

第12節委託料の林道除草作業等業務委託料の20万円は、林道の除草作業等をシルバー人材センターに委託をしたものでございます。

第4目森林環境整備基金費の予算現額241万9,000円に対しまして、支出済額は241万6,748円でございます。この費目は、国から交付された森林環境譲与税を森林環境整備基金に積み立てて、基金がたまり次第意向調査の結果に基づいた森林保全事業を実施するためのものでございます。

主な支出といたしましては、第24節積立金の森林環境整備基金積立金241万6,748円は、国から交付された森林環境譲与税の大半を森林環境整備基金へ積み立てたものでございます。

次に、商工費関係についてご説明いたします。78、79ページを御覧ください。第7款商工費、第1項商工費、第1目商工総務費の予算現額1,205万3,000円に対しまして、支出済額は1,141万3,636円でございます。この費目は、商工業の振興と町内の中小企業の経営安定に資するための経費でございます。

主な支出といたしましては、第7節報償費の報償金25万円は、経営革新計画を作成し、県知事の承認を

受けた中小企業に対し、1件当たり5万円の経営革新計画承認奨励金を給付したものでございます。

第12節委託料の消費生活相談業務委託料の17万3,000円は、消費生活被害の改善、向上を図るため、消費生活相談業務を秩父市に委託したものでございます。

第18節負担金、補助及び交付金の1,099万636円のうち、小規模事業指導費補助金の500万円は、町内の中小企業の経営安定を図るため、長瀬町商工会へ交付した事業運営費補助金でございます。

その下の中小企業融資制度資金借入利子補給金の247万3,636円は、町内の中小企業者が日本政策金融公庫から借り入れた利子の一部を利子補給金として支援したものでございます。

その下の住宅リフォーム等資金援助事業補助金の25万円は、町内産業の活性化及び町民の居住環境の向上を図るため、町内業者を利用して20万円以上の住宅の改修工事を行った住宅所有者の交付申請に基づき、予算の範囲内で1件当たり5万円の助成を行ったものでございます。

その下の企業誘致奨励金の326万7,000円は、新たに町内で起業した1企業と設備投資を行った1企業へ交付した奨励金でございます。

このほか、新型コロナウイルス感染症関連の各種補助事業につきましては、企画総務費に計上してございますので、少しお戻りいただきまして、50、51ページを御覧ください。上段の第18節負担金、補助及び交付金の備考欄の最後の3つが産業観光課が所管いたしました支援事業でございます。

まず1つ目として、中小企業・個人事業主支援金の875万円は、新型コロナウイルス感染症により営業上の影響を受けている町内中小企業・個人事業主の事業継続や事業再開に向けた取組を支援することを目的とし、休業している中小企業・個人事業主に対し支援金を交付したものでございます。

その下の新型コロナ感染症対策生活支援臨時給付金の28万5,000円は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、給与収入が減り通常の生活に支障を来している住民に対し給付金を支給したものでございます。

最後の町内事業需要喚起推進事業補助金の499万5,000円は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により疲弊した町内の消費を回復させるため、事前に登録された取扱店舗で利用できる2,000円分の商品券を町内の全世帯に配布し、期限内に使用された商品券の換金額でございます。換金率は85.94%でございます。

次に、観光費でございますが、78、79ページにお戻りください。第2目観光費の予算現額6,263万5,000円に対しまして、支出済額は6,059万4,237円でございます。この費目は、観光施設の維持管理をはじめ、インフォメーションや観光振興を行う各種団体への助成などの経費でございます。

主な支出といたしましては、第10節需用費の431万5,682円のうち、消耗品費の107万9,333円は花いっぱい運動を推進するための資材や花の苗代の69万9,884円をはじめ、コロナ対策の一環として観光事業者に配付したフェースシールド代の9万8,340円や、お宝発掘スタンプラリーの商品代の22万9,030円等でございます。

その下の水道光熱費の220万2,624円は、観光施設に係る電気料の131万1,199円と、上下水道料の89万1,425円でございます。

その下の施設修繕費の55万7,425円は、観光トイレ5か所と観光情報館等の施設修繕費でございます。

第11節役務費の13万6,074円のうち手数料の13万4,310円は、公衆トイレの浄化槽の保守点検やくみ取り料等でございます。

第12節委託料の3,758万286円のうち、観光用公衆トイレ清掃等業務委託料、それから長瀬町観光情報館

指定管理業務委託料、それから桜管理業務委託料は、それぞれ長瀬町観光協会へ委託したものでございます。

それから、地域おこし協力隊員委託料の217万8,886円は、観光振興を目的に特産品の開発やイベントの展開、観光PR動画配信などの事業を地域おこし協力隊員1名に委託したものでございます。

その下の「宝の町長瀬」お宝発掘スタンプラリーシステム構築・運用業務委託料の169万4,000円は、観光振興とコロナ対策の両立を目指し、非接触型のウェブスタンプラリーの構築と運用を業者に委託したものでございます。

その下の観光復興支援事業PR業務委託料の658万5,700円は、町が実施する観光復興支援事業を広くPRするための特設ウェブサイトの作成と、広告宣伝業務を業者に委託したものでございます。

その下の誘客多角化等のための魅力的な滞在コンテンツ造成実証事業業務委託料の2,000万円は、岩畳とデジタルアートを融合し、冬の夜に誘客できるコンテンツの造成を委託し、光の長瀬デジタル掛け軸を実施したものでございます。

第13節使用料及び賃借料の土地借上料49万1,520円は、長瀬駅構内にある観光情報館及びサイクルステーションの駅構内営業料と大型観光誘導看板3基の敷地借上料でございます。

第14節工事請負費の247万8,300円のうち、武野上神社公衆トイレ除却工事の52万3,600円は、老朽化した公衆トイレの撤去を実施したものでございます。

その下の岩畳観光階段補修工事の195万4,700円は、台風被害により破損した岩畳観光階段の手すりと階段の補修を実施したものでございます。

18節負担金、補助及び交付金1,556万5,635円は、観光関係団体への負担金や補助金等でございます。

次の80、81ページに移りまして、上段の備考欄にございます船玉まつり実行委員会補助金につきましては、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により祭典のみの開催となったため、実費分の48万4,335円を助成したものでございます。

その下の観光復興支援事業補助金の925万6,500円は、川下りやラフティング等のアクティビティを利用した観光客に、町内の飲食店等で利用できる1人当たり1,000円分の商品券を1万冊配布し、期限内に利用された商品券の換金額でございます。換金率は92.57%でございました。

最後に、災害復旧費関係につきましてご説明いたします。少し飛びまして、106、107ページを御覧ください。第11款災害復旧費、第1項農林水産施設災害復旧費、第2目林業用施設災害復旧費の予算現額810万1,000円に対しまして、支出済額は695万2,000円でございます。この費目は、台風等の自然災害により林道等の林業施設に発生した被害を復旧するための経費でございます。

主な支出といたしましては、第12節委託料の56万8,700円は、令和元年の台風19号で被災した林道葉原線及び榎峠線の2路線の災害復旧工事に係る測量設計業務委託料でございます。

第14節工事請負費の638万3,300円は、令和元年度の台風19号で被災した林道葉原線、谷津線及び榎峠線の3路線の災害復旧工事を実施したものでございます。

以上で、産業観光課関係の説明を終わります。



◎延会について

○議長（板谷定美君） お諮りいたします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれで延会することに決定いたしました。

ご苦労さまでございます。またあした、よろしく願いいたします。



◎次会日程の報告

○議長（板谷定美君） 次会の日程をご報告いたします。

明日15日は、午前9時から本会議を開きますので、定刻までに議場へご参集くださいますようお願い申し上げます。

なお、議事日程は、開議時刻までに印刷して配付いたしますので、ご了承ください。



◎延会の宣告

○議長（板谷定美君） これをもちまして本日の会議を閉じ、延会いたします。

ご苦労さまでした。

延会 午後4時56分

令和3年第4回長瀬町議会定例会 第2日

令和3年9月15日（水曜日）

議事日程（第2号）

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、議事日程の報告

1、議案第23号～議案第26号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第27号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第28号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第29号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第30号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第31号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第32号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第33号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第34号の説明、質疑、討論、採決

1、委員会付託の陳情審査報告及び上程

1、陳情第3号の委員長報告、質疑、討論、採決

1、議員提出議案の報告及び上程

1、発議第4号の説明、質疑、討論、採決

1、議会運営委員会及び総務教育常任委員会の閉会中の継続調査の件

1、閉会について

1、町長挨拶

1、閉 会

午前9時開議

出席議員（9名）

1番	村田光正君	2番	板谷定美君
3番	井上悟史君	4番	野原隆男君
5番	村田徹也君	6番	野口健二君
7番	大島瑠美子君	8番	新井利朗君
9番	染野光谷君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大澤夕キ江君	副町長	齊藤英夫君
教育長	野口清君	総務課長	福島賢一君
企画財政課長	大栗徹君	会管理者兼計 会務税務会計長	福嶋俊晴君
町民課長	玉川真君	健康福祉課長	中畝康雄君
産業観光課長	相馬孝好君	建設課長	若林智君
教育次長	内田千栄子君	代 監査委員	田島毅君

事務局職員出席者

事務局長	枋原秀樹	書記	石川正木
------	------	----	------

◎開議の宣告

(午前9時)

○議長(板谷定美君) 皆さん、おはようございます。

本日は、前日に引き続きご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は9名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

上着の着脱はご自由をお願いいたします。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長(板谷定美君) 本日の会議において地方自治法第121条の規定により提出議案等の説明のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎議事日程の報告

○議長(板谷定美君) 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元に配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、よろしくご了承願います。



◎議案第23号～議案第26号の説明、質疑、討論、採決

○議長(板谷定美君) 日程第1、議案第23号 令和2年度長瀬町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第2、議案第24号 令和2年度長瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第3、議案第25号 令和2年度長瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について及び日程第4、議案第26号 令和2年度長瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたします。

前日に引き続き、歳入歳出決算の内容について各所属長の説明を求めます。

建設課長、お願いいたします。

建設課長。

○建設課長(若林 智君) おはようございます。それでは、建設課関係につきまして、歳入歳出決算事項別明細書に基づきご説明させていただきます。

決算書の80、81ページを御覧ください。第8款土木費、第1項道路橋梁費、第1目道路橋梁総務費でございますが、予算現額が698万9,000円で、支出済額が610万7,203円となっております。主な事業でございますが、測量設計積算システム等の保守業務を行う道路橋梁総務事業や、道路照明灯の維持管理を行う道路照明灯事業を行いました。

主な支出といたしまして、第10節需用費224万1,037円のうち、光熱水費171万8,447円は、町内の町で管

理する道路照明灯138基分の電気料でございます。

第13節使用料及び賃借料99万3,816円のうち、土木積算システムリース料50万6,736円は、道路工事測量設計委託業務等の設計書作成に必要な積算システムの賃借料でございます。

第14節工事請負費144万9,250円でございますが、町内にあります既設の道路照明灯のうち、水銀灯を使用した道路照明灯をLED灯に交換するため、5基分の交換工事を行ったものでございます。

次に、第2目道路維持費でございますが、予算現額が5,196万5,000円、支出済額が3,543万8,829円で、主な事業でございますが、道路の維持管理、町道補修工事、交通安全施設整備、行政区からの要望に基づき行う原材料等支給事業、道路台帳作成事業、道路愛護保全管理事業、道路施設点検事業、橋梁修繕事業など、町道を維持していくための事業を行いました。

主な支出といたしまして、第10節需用費128万7,972円のうち施設修繕費98万2,300円につきましては、大字野上下郷地内幹線30号線のほか4か所の修繕を行いました。

第12節委託料1,730万6,265円のうち、道路台帳補正業務委託料509万3,000円は、令和元年度に実施した道路改良工事箇所及び道路境界確定箇所の道路台帳補正を行い、道路改良箇所の境界点を再現し、境界標柱の設置を実施いたしました。路面性状調査業務委託料178万2,000円は、町で管理する主要幹線道路について路面性状調査を実施することで舗装の健全度を評価し、効率的かつ効果的に維持管理を行うため、路面性状調査を実施いたしました。橋梁点検業務委託料748万円は、道路法の改正により5年に1度道路橋の定期点検が義務づけられたため、2巡目の点検として29橋の点検を業務委託により実施いたしました。

次に、82、83ページを御覧ください。第14節工事請負費1,461万4,600円のうち、橋梁修繕工事762万8,500円でございますが、橋梁長寿命化修繕計画に基づき町で管理する全105橋のうち、健全度が低く早急な対応を要する大字中野上唐沢地内にあります無名58号橋の橋梁修繕工事を実施いたしました。

また、生活関連道路整備工事211万7,500円は令和2年度からの事業で、町道の未舗装部分の簡易舗装を行うもので、3行政区3路線の舗装工事を実施し、町道橋梁補修工事費180万円9,500円でございますが、大字長瀬地内のまねき橋のほか2か所の補修工事を実施し、橋梁復旧工事費129万8,000円でございますが、町道矢那瀬4号線に架かる無名84号橋で腐食により落橋した橋の復旧工事を実施いたしました。

交通安全施設整備工事費176万1,100円は、区画線、グリーンベルトの設置、道路反射鏡の設置、立入り防止柵及び転落防止柵の設置工事を実施いたしました。

第15節原材料費96万3,152円でございますが、9行政区から砕石等の支給申請が12件あり、申請に基づき支給を実施いたしました。

続きまして、第3目道路新設改良費でございますが、予算現額が5,093万4,000円、支出済額が3,850万1,272円で、主な事業といたしまして町道の新設改良、測量設計等の事業を実施いたしました。

第12節委託料459万1,878円は、長瀬23号線ほか2路線の物件再積算業務、分筆登記業務、本中117号線路線測量、詳細設計業務でございます。

第14節工事請負費2,823万7,000円は、町道新設改良工事2路線で、岩田6号線、幹線1号線の改良工事、歩道整備工事を実施いたしました。

第16節公有財産購入費251万6,292円、第21節補償、補填及び賠償金315万6,102円は、幹線1号線、長瀬23号線ほか2路線、岩田6号線道路改良工事に伴う用地購入費、物件補償費でございます。

次に、第4目まちづくり推進費でございますが、予算現額が179万2,000円、支出済額が63万8,409円となっております。主な事業でございますが、建築確認申請の受付事務、埼玉県条例に基づく接道規定によ

るセットバック部分の用地測量、用地買収、分筆登記を実施いたしました。

主な支出といたしまして、第12節委託料42万2,025円は、道路後退部分3件分の用地測量、分筆登記業務を行い、第16節公有財産購入費20万9,384円は、道路後退部分3件分の用地購入費でございます。

続きまして、第2項河川費、第1目河川総務費でございますが、予算現額が1,610万3,000円、支出済額が1,584万9,369円で、主な事業は河川の維持管理、水路の整備業務を実施いたしました。主な支出といたしまして、第14節工事請負費1,434万6,200円は、大字井戸地内銅の入沢護岸整備工事、大字岩田地内樋口水路側溝整備工事を実施いたしました。

第16節公有財産購入費128万1,169円は、銅の入沢護岸整備工事に伴う用地購入費でございます。

次に、第3項住宅費、第1目住宅管理費でございますが、予算現額が1,054万1,000円、支出済額が1,032万5,355円となっております。主な事業でございますが、1枚おめくりいただき、84、85ページを御覧ください。町が管理しております町内4か所84戸の町営住宅の維持管理、運営を行う住宅管理事業、町営住宅長寿命化改善事業を実施いたしました。

主な支出といたしまして、第10節需用費349万2,642円のうち、施設修繕費288万7,221円につきましては、建築後、年数が経過しております塚越・袋団地の給排水設備の修繕や、退去後の各部屋の床の張り替え、壁紙の張り替え等を実施いたしました。

第13節使用料及び賃借料513万6,163円は、町営塚越団地及び県営白鳥団地の敷地賃借料で、民有地4件と県営白鳥団地の敷地1件分の賃借料でございます。

次に、第4項公園費、第1目公園管理費でございますが、予算現額が235万4,000円、支出済額が224万2,922円で、主な事業でございますが、町内にございます長瀬地区公園、岩田地区公園、井戸地区公園、蓬萊島公園の維持管理業務を行いました。

主な支出といたしましては、第12節委託料133万8,765円でございますが、各公園の除草作業やトイレの清掃業務委託料となっております。

以上で、建設課関係の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（板谷定美君） 次に、教育次長、お願いたします。

教育次長。

○教育次長（内田千栄子君） 続きまして、教育委員会関係について歳入歳出決算事項別明細書に基づきご説明させていただきます。

88、89ページを御覧ください。第10款教育費でございますが、全体で3億4,772万6,000円の予算額に対しまして、支出済額は3億1,611万8,123円で、繰越明許費が451万620円、不用額が2,709万7,257円となっております。繰越明許費でございますが、令和3年3月議会定例会で補正予算が承認されまして、年度内に執行しない予算を令和3年度に繰越しをしたもので、内容につきましては該当する項目ごとに説明させていただきます。

また、不用額でございますが、主なものとしまして職員の人事異動等に伴う事務局費の職員手当等共済費の残金や会計年度任用職員の報酬、委託料、工事請負費や負担金、補助及び交付金など、また育英費の育英奨学資金の貸付金、小中学校の学校管理費及び社会教育費の公民館費や学校給食費の光熱費などの残金や保健体育総務費の負担金、補助及び交付金、その他全体の事業執行後の残金が積み上がったものでございます。

第1項教育費、第1目教育委員会費でございますが、教育委員会を運営するために必要な経費で、教育

委員の報酬や旅費、負担金など総額で53万1,529円を支出しました。

次の第2日事務局費でございますが、2億786万8,384円の支出額で、教育委員会事務局の運営、学校教育の円滑な運営と推進のために必要な経費でございます。

第1節の報酬は、学校のあり方検討委員会委員や就学支援委員会委員など各委員報酬、会計年度任用職員として雇用した学校教育指導員、中学校配置相談員、特別支援教育学校支援員、放課後子供教室指導員、放課後子供教室や中学生学力アップ教室の計画、実施を行ったコーディネーター、GIGAスクールサポーター、また新型コロナウイルス感染拡大による学校の臨時休業による学習の遅れなどに対応するための学習指導員、感染対策として教室の消毒業務などを行うためにスクール・サポート・スタッフの雇用など、短時間の雇用も含め計23名の報酬としまして1,113万962円を支出しました。

第2節の給料から第4節の共済費までは、教育長のほか再任用職員を含めた教育委員会部局職員14名、会計年度任用職員などの期末手当や社会保険料などの支出でございます。

第7節の報償費でございますが、学習習慣の確立と数学、英語の基礎学力の定着を目指して、中学3年生を対象に開設した中学生学力アップ教室の講師謝金や、建設業組合が行う学校施設の補修作業への謝金などとしまして61万2,000円を支出しました。

90、91ページを御覧ください。第8節の旅費、費用弁償は会計年度任用職員12人分の通勤手当でございます。

第10節の需用費は、放課後子供教室で使用する文房具、タブレット画面をテレビモニターに投映するための道具や感染対策用のマスク、熱中症予防の冷感タオルなどの消耗品や矢那瀬地区児童送迎車の燃料費などでございます。

第11節の役務費の手数料ですが、児童生徒の健康診断時に使用する機器の点検検査手数料や養護教諭のB型肝炎抗体検査手数料、1人1台タブレット導入に際しグーグルのドメインを取得するための手数料、傷害保険料として放課後子供教室学力アップ教室の参加者保険料などでございます。

第12節の委託料は、学校職員の健康診査委託料や第一小学校・中学校公務員派遣業務、小中学校への英語指導助手派遣業務委託料や、矢那瀬地区児童の登下校の安全対策として児童登校時安全対策委託料、5年ごとに作成をする小学3、4年生向けの社会科副読本作成業務委託料などを支出しました。また、児童生徒に整備した1人1台タブレットを有効活用するために、学校における環境整備の初期対応やサポートを行うGIGAスクールサポーター配置業務委託料、各学校に大容量の通信ネットワーク環境の整備工事をするための設計業務委託料などを支出しました。

第13節使用料及び賃借料は、小中学校、中央公民館に1台ずつ設置しているAED4台分のリース料や、小中学校で使用するパソコン機器を5年リースを基本に、3校合わせて児童生徒用と教師用を整備しており、そのリース料及びソフト使用料などの経費、矢那瀬地区児童の登下校で使用する車両のリース料など603万4,598円を支出しました。

次の第14節工事請負費でございますが、学校情報通信ネットワーク環境施設整備工事として、1人1台端末に対応できる高速大容量の通信ネットワーク環境の整備を図るための工事のほか、小中学校の施設改修工事を施工しました。不用額が多い理由ですが、ネットワーク環境整備工事関連の事業は令和元年度予算を繰り越ししての事業でございますので、執行残の予算を減額補正することができない理由によるものでございます。

第17節備品購入費につきましては、児童生徒への1人1台端末整備として、端末に付随する設定なども

含めた端末購入費や、遠隔授業に活用するためのカメラやマスクなどの購入費、また熱中症対策として高速製氷機などの購入費として支出をしました。

第18節負担金、補助及び交付金につきましては、92、93ページにわたりますが、加盟団体への負担金などの支出と小中学校修学旅行補助金や、町内の幼稚園、保育園への国際理解教育費補助金、中学生・高校生電車通学費補助金、小中学校入学祝金、小中学生を対象とした英検・数検受験料補助金を交付したほか、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、未就学児から小中学生までの家庭におけるWi-Fi環境整備に係る経費に対し、オンライン学習通信環境整備費補助金を交付するとともに、給食費等応援給付金として町外の小中学校に通う児童生徒のいる子育て世帯に対して、町内小中学生の給食費保護者負担分の無償化分と同額を給付金として交付したものでございます。

第19節扶助費は、経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して、要保護・準要保護児童生徒援助費として学用品費、修学旅行費など133万2,941円を、また特別支援学級に就学している児童生徒の保護者に対して、就学奨励費として学用品費や修学旅行費など13万3,044円を支出しました。昨年度と比較して支出額が大きく減額している理由としましては、給食費の保護者負担分を令和2年度は全額無償化したため、援助費や奨励費の対象者についても保護者負担がなくなったことから、扶助費としての支出額が減ったものでございます。

また、第3目育英費でございますが、大学等への入学準備金と育英奨学資金の貸与事業で、実績としましては入学準備金が私立大学の1名40万円、育英奨学資金が高校新規分2名と大学継続分2名で108万円、合計148万円を貸与いたしました。

次に、92ページから99ページにかけての第2項第一小学校費、第3項第二小学校費及び第4項中学校費につきましては、それぞれの学校を維持していくために必要な消耗品や光熱水費をはじめ、施設修繕や保守点検、児童生徒の健康診断の業務委託料や学校備品、各種加盟団体への負担金等の支出や児童生徒用図書や教師用指導書などを購入したものでございます。なお、それぞれの学校管理費に繰越明許費が計上されておりますが、令和3年3月議会定例会に承認いただきました感染対策を図りながら教育活動を継続するための予算で、各校ともに80万円の予算を計上し、令和2年度に執行しなかった予算を令和3年度に繰り越ししたものでございます。

それでは、92、93ページを御覧ください。第2項第一小学校費は、1,269万5,500円を支出しました。

第10節需用費でございますが、消耗品費が例年よりも大幅に増額しておりますが、理由としまして新型コロナウイルス感染予防対策のために必要な非接触型体温計、消毒液や石けんなどの消耗品を購入したことによるもので、ほかの2校においても同様の理由でございます。

94、95ページを御覧ください。第13節使用料及び賃借料でございますが、土地借上料とありますのは、校門前の駐車場の土地借上料28万7,748円、バス借上料は修学旅行や社会科見学での移動時の密を避けるため、バスを増便して借り上げたものでございます。

第17節備品購入費の機械器具購入費でございますが、新型コロナウイルス感染予防対策として空気清浄機、つい立て、簡易ベッド、設置型体温計などを購入し、図書購入費は指導者用デジタル教科書の購入、被服費は夏休み期間短縮による給食提供開始が8月中旬からになったことに伴う給食センター調理員の熱中症対策として、ファンつき白衣を購入したものでございます。被服費につきましては、各校ともに同様に支出をしております。

第2目教育振興費、第17節備品購入費の図書購入費でございますが、児童用図書や令和2年度の小学校

学習指導要領改定により、指導上必要な教員用指導書などを購入したものでございます。

次に、第3項第二小学校費は、981万8,658円を支出しました。

96、97ページを御覧ください。第13節使用料及び賃借料の土地借上料5万円とありますのは、農業体験学習に使用するための畑の借上料でございます。

第17節備品購入費でございますが、新型コロナウイルス感染予防対策として空気清浄機、ベッド、テレビ台、つい立てや大型扇風機、石油ストーブなどの購入をしたものでございます。

第2目教育振興費、第17節備品購入費の図書購入費につきましては、第一小学校と同様の理由のものでございます。

第4項中学校費は、1,160万8,533円を支出しました。

96ページ、97ページの一番下の段から98、99ページにかけて御覧ください。第13節使用料及び賃借料の土地借上料58万7,812円は、テニスコート部分の土地借上料、バス借上料は修学旅行中の移動時の密を避けるため、バスを増便して借上げたものでございます。

第17節備品購入費でございますが、新型コロナウイルス感染症の予防対策として大型扇風機、空気清浄機、少人数グループに分かれて実験するために理科実験用装置などを購入したものでございます。

第2目教育振興費の第17節備品購入費の庁用器具購入費は音楽室暗幕の購入、機械器具購入費はウォータークーラー1台、ジェットヒーター1台を購入しました。これらの備品は、平成28年度に中学校の教育及びスポーツの振興を目的に寄附をいただき、積立てをした教育振興基金を利用して購入したものでございます。

次に、第6項社会教育費は1,702万3,647円の支出額で、繰越明許費252万7,000円は令和3年3月議会定例会で承認いただきました旧新井家住宅の消防設備、給水管布設替え工事の予算を繰り越したものでございます。

第1目社会教育総務費は、社会教育委員の委員報酬や人権教育事業、成人式祝賀会事業、家庭教育学級事業の実施に伴う報償費や需用費などの支出と、第18節負担金、補助及び交付金では、人権教育研修会への参加負担金の支出や、文化団体連合会と人権教育推進協議会へ補助金を交付したものでございます。

次に、第2目公民館費でございますが、中央公民館、勤労青少年ホーム及びコミュニティセンターそれぞれの運営や施設の維持管理に必要な経費、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策に係る備品購入などを支出しました。

100、101ページを御覧ください。第10節の需用費の消耗品費でございますが、各部屋の換気を図るために網戸を設置しましたので、例年よりも支出額が多くなっております。

第12節委託料でございますが、施設を維持管理していく上で必要な施設管理委託料476万9,099円を支出しました。

第13節使用料及び賃借料の土地借上料280万5,500円は、中央公民館の敷地及び駐車場の土地借上料を支払ったものでございます。

第17節備品購入費でございますが、体育室暖房用のジェットヒーター、草刈り機、換気用の大型扇風機の購入やコミュニティ集會室にエアコンを設置したものでございます。

次に、第3目文化財費でございますが、文化財保護審議会委員への委員報酬をはじめ、文化財保存事業や旧新井家住宅及び郷土資料館の施設維持管理のために必要な光熱水費や委託料などを支出いたしました。

第10節の需用費の施設修繕費といたしまして、旧新井家住宅及び郷土資料館の竹垣や板石塔婆、石材採掘遺跡の説明看板を修繕いたしました。

102、103ページを御覧ください。第12節委託料としまして、施設管理業務委託などのほかに旧新井家住宅の板屋根清掃等業務委託料を支出しました。

第18節負担金、補助及び交付金として、加盟協議会等への負担金の支出や、宝登山神社及び岩田神楽団へそれぞれ5万円の補助金を交付したものでございます。

次に、第4目青少年健全育成費でございますが、第7節報償費は非行防止夜間パトロールなどを行う青少年育成推進員4名への謝金と、第18節負担金、補助及び交付金として青少年健全育成長瀬町民会議及び青少年育成会連絡協議会へ補助金を交付したものでございます。

次に、第7項保健体育費でございますが、スポーツ推進に関わる事業や施設の整備、維持管理、また学校給食の提供のための人件費や施設維持管理、整備に係る経費として5,498万6,372円を支出しました。

第1目保健体育総務費でございますが、スポーツ推進審議会委員及びスポーツ推進委員への委員報酬や、報償金としてスポーツ教室の開催に伴う講師謝金及びスポーツ賞表彰時の記念品を購入したものでございます。

第18節負担金、補助及び交付金については、町スポーツ協会及び町スポーツ少年団へ補助金の交付などをしたものでございます。

第2目体育施設費でございますが、104から105ページにかけて御覧ください。総合グラウンドの草刈りや社会体育施設の維持管理のための需要費や委託料などでございます。

第3目学校給食費でございますが、学校給食センターの会計年度任用技能労務職12名の給料や期末、通勤手当や社会保険料、施設の維持管理に必要な需用費や委託料などでございます。

第10節需用費、賄い材料費の2,266万1,011円でございますが、学校給食の食材購入費で、児童生徒及び教職員499人に対して年間8万8,343食の給食を提供いたしました。

第11節の役務費の手数料の108万3,159円でございますが、調理員をはじめ小中学校校務員など、給食従事者が毎月2回実施する保菌検査や、年2回実施するノロウイルス検査、施設内の水質検査料などでございます。

第12節委託料は、施設を維持していく上で必要な設備の保守点検委託料など、合わせて37万9,940円のほか、警備委託料、害虫駆除消毒業務委託料や給食センターの建物の状態を詳細に調査し、今後の維持管理の方向性を見定めるため学校給食センター建物詳細調査業務委託料として588万5,000円を支出しました。

第13節使用料及び賃借料は、献立作成に必要な給食情報システム使用料や、複合機レンタル料などを支出しました。

第17節備品購入費の機械器具購入費207万9,000円は、食器消毒保管庫の老朽化により新しいものに入替えをしたものでございます。

106、107ページを御覧ください。第4目町民プール管理費につきましては、保健センター隣接の町民プールの管理棟部分の土地借上料で、9万7,700円を支出したものでございます。

以上で、教育委員会関係の説明を終わります。

○議長（板谷定美君） 以上で、各所属長の説明が終わりました。

ここで、決算審査に関する報告について、代表監査委員の田島毅君にお願いいたします。

田島毅君。

○代表監査委員（田島 毅君） おはようございます。代表監査委員の田島毅でございます。決算審査結果の報告の前に、私ごとで恐縮でございますが、半年前に病気を患い、薬の副作用によりこのような姿で登壇することにつきまして、議長をはじめ皆様のお許しをいただいたことにつきまして、感謝申し上げます。誠にありがとうございます。

また、今後の監査委員としての職務につきましては、体調に気をつけながら全うしていく所存でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速でございますが、令和2年度における長瀬町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の審査結果、審査意見につきまして、監査委員を代表してご報告させていただきます。なお、審査結果、審査意見につきましては、長瀬町監査委員に関する条例第7条の規定に基づき、審査意見書として令和3年8月20日付で町長に提出しておりますので、この意見書に沿ってご報告させていただきます。

それでは、意見書の1ページを御覧ください。審査対象につきましては、記載のとおりでございます。審査期間は令和3年8月10日から8月11日について、同じく監査委員であります井上議員様とともに審査を行いました。

審査方法ですが、一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書における事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書につきまして、関係書類により決算計数の正確性を確認するとともに、関係職員に説明を求める方法で審査を実施いたしました。この審査方法に基づき審査した結果、いずれも関係法令に準拠して作成されており、決算における計数も正確であることを認めます。

一般会計と特別会計を併せた決算の総括につきまして、審査意見書の2ページをお開きください。中段、(2) 決算額の比較の表を御覧ください。令和2年度歳入総額7,263万5,481円に対し、歳出総額は56億3,302万250円で、歳入歳出差引額は2億3,961万5,231円でございます。この歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源である3,270万8,126円を差し引いた実質収支額は2億690万7,105円の黒字で、前年度と比較すると2,855万8,665円、16.01%増加しており、全体としておおむね健全に堅持されたと認められます。

続きまして、一般会計における歳入歳出決算でございますが、まず歳入について、審査意見書の5ページの款別歳入決算状況の表を御覧ください。一般会計の歳入決算額は42億3,783万1,107円で、前年度と比較すると9億6,407万4,117円、29.45%増加しております。これは、主に繰入金、町税、分担金及び負担金が減少したものの、国庫支出金が大幅に増加したことに加え、町債及び地方交付税も増加したことによるものでございます。

次に、歳出ですが、審査意見書の6ページ、7ページの款別歳出決算状況の表を御覧ください。一般会計の歳出決算額は40億6,603万3,979円で、前年度と比較すると9億3,601万8,447円、29.90%増加しております。これは、主に公債費が減少したものの総務費が大幅に増加したことに加え、教育費、衛生費、商工費及び消防費も増加したことによるものでございます。

一般会計の歳入決算額、歳出決算額ともに、前年度と比較すると9億円以上増加しておりますが、これは新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関連の財源や経費として、単年度的に増加したものと考えられます。

次に、国民健康保険特別会計における決算につきましては、まず歳入でございますが、審査意見書の9ページ、款別歳入決算状況の表を御覧ください。国民健康保険特別会計の歳入決算額は7億7,269万4,121円

で、前年度と比較すると4,390万8,182円、5.38%減少しております。これは、主に県支出金、国民健康保険税及び繰入金が減少したことによるものでございます。

次に、歳出ですが、審査意見書の10ページの款別歳出決算状況の表を御覧ください。国民健康保険特別会計の歳出決算額は7億2,771万1,700円で、前年度と比較すると6,664万4,644円、8.39%減少しております。これは、主に保険給付費、国民健康保険事業費納付金、基金積立金及び総務費が減少したことによるものでございます。

続きまして、介護保険特別会計における決算でございます。まず、歳入ですが、審査意見書の12ページ、款別歳入決算状況の表を御覧ください。介護保険特別会計の歳入決算額は7億5,418万8,583円で、前年度と比較すると744万4,474円、0.98%減少しております。これは、主に支払基金交付金及び繰入金が増加したものの、繰越金が減少したことによるものでございます。

次に、歳出ですが、審査意見書の13ページの款別歳出決算状況の表を御覧ください。介護保険特別会計の歳出決算額は7億3,181万6,350円で、前年度と比較すると1,026万7,364円、1.38%減少しております。これは、主に保険給付費が増加したものの、諸支出金及び基金積立金が減少したことによるものでございます。

後期高齢者医療特別会計における決算に移ります。まず、歳入ですが、審査意見書の15ページ、款別歳入決算状況の表を御覧ください。後期高齢者医療特別会計の歳入決算額は1億792万1,670円で、前年度と比較すると362万1,494円、3.47%増加しております。これは、主に後期高齢者医療保険料が増加したことによるものでございます。

次に、歳出でございますが、審査意見書の16ページの款別歳出決算状況の表を御覧ください。後期高齢者医療特別会計の歳出決算額は1億745万8,221円で、前年度と比較すると468万2,725円、4.56%増加しております。これは、主に後期高齢者医療広域連合納付金が増加したことによるものでございます。

最後に、審査意見のまとめといたしまして、審査意見書の最後のページ、21ページを御覧ください。現在国内の景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にある中、歳入の柱である町税収入額は前年度を下回っており、今後も新型コロナウイルス感染症の影響による減収が予想されます。さらに、景気低迷による個人所得、法人収益や消費の落ち込みなども予想され、安定的な歳入の確保は厳しい状況でございます。

また、歳出に当たっては、住民福祉のための社会保障、老朽化した公共施設の維持管理、予期せぬ災害へのリスク対策など、これまで以上の行政需要に加え、新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応する経費もあることから歳出の増加も懸念され、極めて厳しい財政運営が見込まれる状況でございます。

こうした状況を踏まえ、事業の実施に当たっては、町、職員の一人一人が現在の財政状況を十分に認識し、業務の手法を抜本的に見直すとともに、新たな財源の確保を積極的に行うなど、引き続き行政改革に取り組み、一層の効率化と費用対効果を重視した事業実施を推進し、持続可能な財政構造の構築を望むものでございます。

以上、拙い説明でございましたが、令和2年度における長瀬町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の審査結果、審査意見に関するご報告とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（板谷定美君） これより各議案に対する一括質疑に入ります。質疑はございますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） マスクを取らせていただきます。それでは、ページごとに質問のほうをさせていた

だきます。

まず、歳入のほうで1ページから3ページ、地方交付税と国庫支出金が昨年までと大きく変わっているという点については、これは新型コロナ対策で来ている予算ということで考えますが、特にこれは質問ということでなくて前置きとしてというために、全体の予算構造が変わってきているのかなという観点で質問をさせていただきます。

では、歳入歳出決算書のほうで行きますので、29ページ、これは単純なことです、財産貸付収入というのが29ページにあります。この貸家50万7,000円と貸地65万7,680円というのがありますが、これは何か所かにわたっているのか、ちょっとどこに当たるのかということをお尋ねしたいと思います。

それから総務費、これはほかも兼ねてになりますが、多分これも29ページだったと思います。職員給与等がありますが……29ページではなかったかな。

〔発言する人あり〕

○5番（村田徹也君） 37ページになります。失礼しました。

〔「37……」と言う人あり〕

○5番（村田徹也君） 37もない、38になるかな。職員給与、では全体についてということによろしいですか。まず総務のほうで、それから教育委員会、国保のほうと分かれていると思うのですが、この決算額というのは、特別職、一般職、会計年度職、それから再任用職と分かれています、この額はもう出ているのですけれども、特別職、一般職、会計年度職で、会計年度職に再任用職は入っているのかなと思いますけれども、この人数内訳が、総務、それから教育委員会、国保、分かたらお願いしたいと思います。

次に、これ総務なのですけれども、前年度職員採用試験に関わる費用から本年度に比較してみると、約50%ぐらいになっているのです。18万9,540円だったのが、本年度、要するに令和2年度9万6,250円、これ計算するとほぼ50%になっているのですが、同じ職員採用試験でどうしてこれだけ差額があるのかなという点について伺います。

それとともに、同じように人事評価研修業務委託料というのがありますが、この研修に22人参加と多分こちらの行政報告書のほうに載っていたのですけれども、これはどういう、人事評価をするのに役場職員の一般職員の方たちも含めて、その人事評価を行うための研修に参加したのかどうかという点について。

続いて、47ページに行きますが、マスコットキャラクター業務委託料予算というのが367万8,000円ありました。これは、いろいろあって昨年度やるというわけだったのがなくなった。この消えた予算というのは、ちょっと分からなかったのか、どこへ流用されたのか。または繰越しというのはないと思うのですけれども、残金で翌年にいったのか、そのことについて。これつくってもらわなくてよかったのですけれども。

続いて、飛んでしまつてすみません。45ページ、庁舎空調設備更新工事のところがあります。このところで、これも額分かっているのですが、予算現額と執行額が比較してみると、計算すると62.47%だと思います。工事監理業務委託料、要するにそちらのほうは計算すると96.7%になっているのです。この同じ庁舎の空調設備の更新工事で、何でこれだけ値段が違うのだろうと、片や工事のほうは62.47%、監理業務が96.7%、ちょっとこの違いがどうしてなのかなというのが分かりませんので、この点について。

続いて、ページが企画財政になると思いますけれども、49ページだと思います。企画総務費の委託料に移住プロモーション業務委託料で800万円ありました。これをご説明いただきましたけれども、多分この予算立てをするときに、課長、もしかしたら町長だったか記憶にないのですけれども、お試し移住は一月

または1週間をこちらに来て移住体験をしていただくと、そのために貸家をというふうなお話が、この予算のとき出たと思うのです。これ私の記憶違いなら記憶違いですと言ってください。これがなぜこういうふうなプロモーション事業になってしまったのか、この移住のときの話でそういうお試し移住をというふうな話があったので、それが入っていないという点について。

それから、51ページで、もう一覧表でいただいて先ほどからも出ていますが、新型コロナウイルス感染症対策費のうちで繰越明許費が非常に多いと、1億2,951万1,968円ですか、これについては新型コロナウイルス感染症対策費ですから、内容も少し見てみたのですが、早急にやらなければいけないこと、それから継続してここに繰越明許とあると思うのですが、例えば学校のところなんかのほうを見てもらうと、ちょっと学校によって繰越明許、使った額と違ったりしているわけなのです。この繰越明許になったのだから仕方ないでしょうけれども、速やかに行うべきことだったのが繰り越しされているので、その理由というところをお尋ねしたいと思います。

あと、55ページの個人番号通知書・個人番号カード等のところについてなのですが、この予算が1.8倍になりました。昨年と比べると多分1.8倍です。この値段はいいとして、住民の何割が番号発行されているのか、分かったらこのところをお尋ねします。

それから、細かい点は抜いて、今度は健康福祉課になると思いますが、59ページ、福祉3法ということで計画がありましたよね、この計画が900万だったので、594万円ということで、66%で計画を策定していると。かなり66%で安いというか、これどういうことかということについてお尋ねします。

それから、同じ59ページです。民生児童委員の活動費等の補助金、これまず一昨年は決算が266万3,000円で、昨年度予算が230万3,000円、決算が213万7,000円ということは、昨年度民生委員の人員確保ということが難しかったのかなというふうなことです。これについてはやはり地域のいろいろな民生事業ということを考えてみると、早急に行っておかなければならなかったことではないのかなと、これ人員が不足というか、いない区があったので、こんな決算になったのかということ。

それから、61ページ、老人福祉の委託料で緊急情報システムとかいろいろありますが、この中で健康福祉課で独居高齢者世帯数を掌握していたら、その人数をお願いしたいと。

なお、この61ページのところで補助金等が、給付費があるのですが、重度心身障害者医療費というのが161人、独り親家庭が118人とあるのですが、独り親家庭の医療費、昨年については53世帯ということで、世帯数で答えていただいたのです。118人ということになっていますので、もし世帯数が分かれば、世帯数をお願いしたいと思います。

あと、67ページ、空家対策協議会委員報酬1万6,200円、非常に少額なのですが、何人いて会議をどのくらいやったのかと。また、このときこれは多分調べて回っているのではないから分からないだろうけれども、現在の長瀬町の空き家戸数、分かっていたらここを教えてくださいたいと思います。

次、多分産業観光課になると思うのですが、75ページ、農業振興費の予算が246万3,000円で、85万8,559円、不用額が非常に多いのです。35%になっています。もう少し農業振興ということで、これ使い道がなかったのかなと、35%不用。どうして不用額がこれだけになってしまったのか。

次に、商工費のほうで79ページ、小規模事業指導費補助金というのが500万円、商工会のほうへ補助されたというふうなことなのです。これ商工会に補助されたのですが、この指導費というのがちょっと分からないので、もしこの指導費という内容が分かったらお尋ねしたいと思います。

それから、同じページになるかな、「宝の町長瀬」お宝発掘スタンプラリー、これ11月1日から2月28日

に実施したと。商品代は別に32万7,370円ということで、これは商品はもうなくなったのだろうけれども、これ現在もお宝スタンプラリー自体は続いているのか、そうではなくてこのときの2月28日で、はい、終わりですという事業なのか、その点分かったらお願いします。

あと、誘客多角化のための魅力的な滞在コンテンツ、ここ2,000万円の予算かけて行いましたが、この費用対効果ということは非常に難しいと思うのですが、もし今現在これだけの人が来て、これが今後の冬場の観光につながったということが見越せたら、お願いします。

続いて土木費、81ページ、光熱水費のところで、防犯灯が936基ということで先ほど説明していただいたのですが、多分昨年870基と言われたような気がするのです。もし私のチェックミスだとしたらあれなのですが、これ50基ぐらい増えたのかな、ちょっとこのところ、今年の936がそのままなら結構です。街路灯については138基でよろしいわけですね。

あと、81ページの路面性状調査業務委託料というのがあるのですが、これも内容は先ほど説明で分かりました。ただ、これ調査費に178万2,000円かかっているのです。私も町道というところで、家の近くでも大分舗装が悪くなったりとか、そういうところあるのですけれども、そういうのが建設課のほうで、ここは舗装面が荒れていて修理しなければいけないというのが行っているのかどうか。とにかく178万2,000円、これだけの費用ではそう全部見られないよということで、だったら各区から、要するに要請を上げていただいて、178万2,000円あれば、結構簡単な補修はできると思うのだけれども、これは私の意見を言っただけで、考えなのですから。

次、87ページのハザードマップ作成業務委託料、これは229万9,000円、これを世帯数で割ると多分1冊660円なのです。あのハザードマップ、各戸配布したものと考えると、660円というのは非常に安いかなと、これから災害ということを見ると。この私の計算した660円前後でいいのかどうかということについてお伺いします。

それから、今度は教育費のほうで89ページ、放課後子供教室運営委員会の委員報酬、中学生学力アップ教室推進委員会委員報酬、これ8,100円と1万3,500円があるのですが、これは子供たちに実際に教えたりとかそういうのではなくて、委員さんというのがいるわけですね、何人いて何をやっているのだろうということで、お伺いします。

それから、決算書になかったのですが、私の見落としかもしれません。報酬のところでは予算化されている移住問題対策連絡協議会委員報酬2万5,000円、移住問題専門委員会委員報酬1万1,000円、この歳出がないような気がするのですけれども、これやらなかったのか。やらないとしたらまずいのではないですか。もし見落としだったら申し訳ありません。何回この委員会を開いたのか、お伺いします。

あと、103ページの新井家住宅について、これ歳入が減ったという理由は、5か月休館したからということに起因するのだなと思いますが、一昨年から、冬場の平日休館にするというふうなこともやっていたのですが、昨年もこれやったのかどうか。

あと、105ページに町民プールの土地借上げ9万7,700円、これ保健センターの土地借上料と別に出ていますので、これは多分町民プールとして9万7,700円、全く使っていない町民プール、これはあと何年度までというのは期限があるのかどうか。解体も費用かかるとは思いますが、使っていない、これから今後使う予定がないということであれば、これは特に公共施設の長寿命化計画にも入っていないのです。多分町民プールというの、あの欄見たらなかったのですけれども、これ私のチェックミスか分かりませんが、それがどうなっているのか。

あと最後、教育委員会に戻りますが、103ページ、スポーツ推進委員の報酬というのが6万8,900円とありますが、これ多分全員で6万8,900円かなと、ここ何人いらっしゃるのかと。特にこれは、かくある委員さんの中でも会議をやるとかいうのではなくて、実質的に運動関係に指導に行ったり補助したりとか、いろいろなことがあると思うのですが、それにしても嫌にこれ少額過ぎるのではないかなと。これは事業がなかったからか、もし事業がなかったからでなければ、仕事量からしてこの決算額は非常に少ないのではないかと。

多岐にわたりましたが、回答のほうをできるところでお願いします。

○議長（板谷定美君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、村田議員の総務課関係の質問に対してお答えいたします。

まず、39ページの職員の人数なのですけれども、こちらは私のほうで教育委員会、あと特別会計職員、全体を含めて合計人数で発表させていただきます。まず、特別職は町長、副町長、教育長で3人です。一般職なのですけれども、一般職員が77人、続きまして再任用職員6人、続きまして会計年度任用職員、こちらは先ほど言いました給食センター全体を含めまして、去年は61人です。職員関係の人数になります。

続きまして、採用試験の委託料が前年より50%増額しているという……

〔「低くなっているんじゃない」と言う人あり〕

○総務課長（福島賢一君） こちらですと、昨年よりは上がっているのですけれども。というのは、前年度、令和元年度が採用試験のほう人数が8人、その適性検査8人、作文試験8人ということです。この令和2年度は、作文試験のほう13人のプラス役場の中で希望昇任試験というのがありまして、主査から主幹に上がるときに希望昇級試験をやるのですけれども、そのときにこちらの作文のほうも行いますので、こちらのほうも含めまして合計で16人、それと適性検査のほうは、去年の新採用が13人を受験しております。ですので、昨年度よりはやっぱり上がっているのですけれども。

続きまして、人事評価者研修なのですけれども、こちらのほうは評価を行う主幹以上の職員の研修を行いました。主幹以上の職員が24人いるうち、22人参加して研修を行いました。

続きまして、防犯灯なのですけれども、昨年度は私のほうでは927基というふうに答弁させてもらっています。令和2年度にいただいた寄附金を活用いたしまして9基新規でつけまして、合計で936基となっております。

最後に、ハザードマップなのですけれども、こちらのほうは4,000部作りました。転入者、あとは関係機関等も含めて、毎戸のほかに予備として4,000部作りまして、1冊当たり575円になると思います。

総務課関係は以上です。

○議長（板谷定美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（大栗 徹君） 村田徹也議員のご質問にお答えいたします。

まず、決算書29ページ、財産貸付収入の備考欄、貸家、貸地がそれぞれ1件なのか複数なのかというご質問でございます。貸家、家のほうにつきましては1か所、国道沿いの元診療所の建物を貸しているものになります。貸地のほうにつきましては、町内町有地の4か所をそれぞれ別の方にお貸ししているものの合計となります。

続きまして、決算書には表れないのですけれども、マスコットキャラの作成費というか、予算がどこに流用だったり繰越しをされたのかというご質問でございます。こちらについては、当初予算で418万円計上していたのですけれども、3月補正予算の時点で事業自体中止ということで、全て減額の補正をさせて

いただいております。なので、支出もありませんし、翌年度に繰越しということもありません。

続いて、決算書45ページ、空調設備更新工事のまず工事のほうが予算に対して62.7%、監理業務の委託料が予算に対して96.7%ということで、この差が大きいのではないかというご指摘でございます。空調工事のほうに関しましては、契約を結ぶ際にもご議決をいただいておりますけれども、そのときとちょっと同じ説明になってしまうのですが、当初予算を組んだ段階では、設計が全て完了までいってなくて、概算で予算を組まざるを得なかったという状況にあります。そこから入札をかけるに当たって、予定価格を定めるのですけれども、その段階で精査した時点である程度予算から落ちてきて、その落ちた額を基準にして入札をかけた結果、さらに落ちたということで、2段階落ちがあったので62.7%という比較的低い執行率といえますか、予算に対しての割合になっております。

一方で、監理業務委託につきましては、きちんとした見積もりといえますか、設計を予算上組みまして、それに対して入札をかけた結果、96.7%という落札率だったということになりますので、そのようにご承知おきいただければと思います。

続いて、49ページ、移住プロモーション業務委託料、こちらが予算を組んだ段階でお話し移住の話だったのではないかというご質問でございますが、私の記憶ではそのような説明はいたしておりませんで、今回の移住プロモーション業務800万円に関しましては、動画ですとか漫画、そういったものを通じて、主に都心の方をターゲットにはしているのですけれども、広く長瀬町を移住先として認知してもらうためのPRをさせていただきたいということでご説明を申し上げたと思っております。実際行った業務も、昨日説明したとおりでございます。

また、51ページ、新型コロナウイルス感染症対策費の繰越明許費のご質問でございます。議員おっしゃるとおり、速やかにやるべきことで、かつ継続してやるべきことということで、繰越明許費に設定をさせていただいたということでございます。主にというか、全て3月の補正予算で編成をさせていただきまして、3月補正予算ですので、それが成立した時点で、もう執行を開始できるというものになっております。なので、例えばおっしゃられた各学校の費用なんかにつきましても、もう3月の段階から使えますよということでご案内申し上げて、それぞれの実情に応じて、すぐに欲しいものは買っていただきましたし、まだ来年使いたいということで全額繰越しをしたりとか、そういうことで実情に応じた繰越しをさせていただいております。

企画財政課関係は以上でございます。

○議長（板谷定美君） 町民課長。

○町民課長（玉川 真君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、ページ数でいきますと55ページの個人番号関係の住民の何割の方がマイナンバーカードを取得しているかということでございますが、9月現在ですが、申請数が2,080件で30.6%、交付数につきましては1,812件の26.7%となっております。

続きまして、61ページになります。独り親の人数の関係でございます。118人の支給ということで何世帯かということでございますが、この関係につきましては申請者イコール世帯主ということでございまして、世帯数と同数になります。

それから、67ページ、空き家対策の関係でございます。こちらにつきましては、現在委員の数と支払者数、それから空き家数だったかと思うのですけれども、委員さんにつきましては9名の方が委嘱させてもらっております。支払いにつきましては、3名の方、区長会長さん、司法書士さん、土地家屋調査士さん

への支払を行ってございます。委員会の回数でございますが、令和2年度中につきましては2回実施してございます。空き家の数でございますが158件、特定空家が6件ということになってございます。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

まず、福祉3計画の策定の関係でございますが、これについては3計画一括した形での入札による執行という形で、安く落札でき執行できたものでございます。3計画を一遍にということですので、共通経費であるとか、そういうところが多少安くなったのかなと思われま。

次に、民生委員の補助金の減のご質問だったと思います。民生委員につきましては、令和元年12月から新たな任期ということで、現在3人の欠員がござい。このため、令和2年度については、欠員があるということで、補助金のほうが人数に応じた形で削られたということで、少なくなっているというものでございます。これらについては、引き続き民生委員のほうについては、昨年度も当該行政区長等にお話をしてお話を願うということ調整はしたのですが、未だ欠員となっております。引き続き、欠員補充に努めてまいります。

次に、独居高齢者の世帯数でございますが、全数の調査というものにつきましては国勢調査以外はございませんので、これは昨年令和2年の国勢調査、この数がまだ公表されてい。前回5年前、平成27年ですと348、世帯数の13.2%が高齢独居世帯という形になります。ちなみに、その5年前については279、平成17年は217ということで、高齢独居世帯については増えているのが分かっております。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） 建設課長。

○建設課長（若林 智君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

光熱水費の関係ですけれども、道路照明灯に関しましては、昨年と同じ138基でございます。防犯灯のほうは、管理が総務課のほうになっておりますので、防犯灯のほうは138基でございます。LED灯に交換した結果、約38万円ほど電気料のほう削減されております。一応ナトリウム灯と、今後はLED灯ということで管理のほうをさせていただければというふうに考えております。

それから、路面性状調査業務委託料でございますが、先ほどもちょっとご説明をさせていただきましたが、町の主要幹線道路、幹線1号線から9号線の9路線を委託により実施いたしました。この路面性状調査を実施することで、長寿命化計画というものが国のほうから定められてお。舗装の個別の修繕計画というものを立てなさいということになっておりますので、この結果を基に、昨年職員のほうで舗装の修繕計画を作成させていただきました。

委託のほうでは主要幹線だけでしたので、ほかの町道に関しては委託ではやっておらないのですけれども、先ほど議員のほうがおっしゃったとおり、悪い箇所に関しましては道路愛護のほうと、それから職員のほうで巡回をさせていただきまして、その都度修繕のほうをさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） 産業観光課長。

○産業観光課長（相馬孝好君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

農業振興費の不用額が35%あるが、ほかに使えなかったかというようなご質問でござい。この不

用額につきましては、ほとんどが補助金の未執行によるものでございまして、年度末まで交付申請の可能性がございましたので、減額できなかつたというものでございます。ただ、反省点といたしましては、P R不足という点がありますので、今年度以降P Rのほうを一生懸命やっていきたいというふうに考えております。

それから、2つ目として、商工会の補助金の500万円を支払っているが、補助金の名称の小規模事業指導費補助金の指導費とは何かということでございますが、補助金を支払う目的といたしまして、商工業の振興に資するため商工業者の経営改善等の指導、それから各種融資制度による融資の取扱い、研修事業、福祉事業等の活動を行う商工会へ助成を行っているものでございまして、先ほど申し上げましたとおり経営改善等の指導を行っているというところで、ここに指導費というのが入っております。

それから、お宝スタンプラリーですが、こちらについてはもう既に終了しております。

それと、4つ目の誘客多角化等のための魅力的な滞在コンテンツ造成実証事業、業務委託料の費用対効果ということでございますが、3月の議会で答弁した内容といたしましては、この事業を実施したことによる成果、それから効果、実施に当たっての反省点といたしまして、紅葉の時期からロウバイまでの観光客が減少する時期に今回のような事業を実施することで、新たな観光客の来町につながることを確認できました。今後の事業展開によっては、今まで来町が少なかった時期に、大勢の観光客が見込めるのではないかと確信をしたところでございます。

それから、反省点といたしましては、この事業に当たって観光協会ですとか、商工会ですとか、そういったところと連携がうまくいかなかったという反省点はあるようですが、その点は今後に生かしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（板谷定美君） 教育次長。

○教育次長（内田千栄子君） 村田議員の質問にお答えいたします。

まず、89ページ、放課後子供教室と学力アップ教室の委員についてですけれども、何人いて何をしているかということなのですが、放課後子供教室の委員につきましては16名おります。教育長をはじめ、学校長ですとか小学校のP T A関係者、それから放課後子供教室のほうの指導員ですとか、学童クラブのほうとも連携を図りますので学童関係者、あと行政のほうで健康福祉課のほうも入っていただいております。

それから、学力アップ教室のほうですが、これも委員長を教育長としまして、委員として中学校の校長、それから社会教育関係の方と学校のP T A関係と、あと教育委員会のほうの事務局でも委員として私や指導主事が入っております。

こちらどちらもなのですけれども、内容といたしましては、この教室等の運営とか計画についての検討ですとか、今までやってきたことの検証などをしまして、今年度どうやっていこうかということの話合いなどをしております。委員の中でも行政関係ですとか、あとは学童関係もおりますので、そのときにその業務に就いていない方ですとか、あとP T A関係の方について報酬を支払っているものでございます。

それから、いじめ問題対策連絡協議会の委員報酬と専門委員会の歳出がないということなのですが、専門委員会のほうにつきましては、重大事故が起きた場合に開く委員会ですので、こちらは支出はないほうがいいというものでございます。しかしながら、対策連絡協議会の委員につきましては、これはいじめについて何かないように研修をしたり、共通認識を持ったりする協議会になっておりますので、これをしていないというのはまずいというのは、議員ご指摘のとおりだと思います。

昨年度中やろうという意向はあったのですが、緊急事態宣言が出たり、ちょっとタイミングがなかなか、やろうという計画はしたのですが、できなかったという実情がございます。今年度は、そういったことのないように、きちんと取組をしていきたいと考えております。

それから、新井家の冬場の休館についてなのですが、冬場につきましては、年始につきましては開館したのですが、1月8日から3月21日までが緊急事態宣言の期間になっておりましたので、その間は休館ということで、ずっと休館をしておりました。また、4月、5月も同様に、緊急事態宣言等の関係で休館をいたしましたので、かなりの期間、閉館する期間が多くなりまして、入場者が少ない状況となりました。

次に、プールの管理棟のところの土地の借上料ということなのですが、このプールにつきましては平成17年度に休止をしてから、中学校の散水、大分土ぼこりが立つということで、散水のための給水ポイントとして利用しております。このプールを休止した理由につきましては、老朽化によるところもありますが、収入が見込めない中、維持管理経費がかさむということで、財政難の中で継続ができないということで決定したものでございます。今後プールを改修して使うということは、難しいということになってくると思います。また、ここ長寿命化計画にも入っておりませんで、これを直して長寿命化を図るという施設でもございません。

今後、現状かかっている経費は、管理棟部分の土地借り上げ代が予算としてのつてくると、あと散水の、時々水をためてポンプを稼働させるための電気代のみになっております。これが有効な活用と言えるかどうかは分かりませんが、今のところはなるべく経費をかけずに活用しているとは考えております。これ耐用年数が過ぎまして、今後解体するにも費用が多額となるため、現状では厳しい財政状況の中、難しいと考えています。ただ、今後この土地を有効的に活用するためには、ほかの公共施設の管理計画と絡めて、しっかりと検討していくことになると思っております。

それから、103ページのスポーツ推進委員の報酬につきましてですが、委員の人数がまず今6人おります。令和2年度なのですが、令和2年度から委員の報酬が、委員長が半日で2,900円、委員さんにつきましては2,700円ということとなりまして、委員長が7回出席してもらっています。委員さんは、延べ18回出席してもらっております。

この辺いろんなスポーツの教室ですとか、いろんな支援に回っていただくのに少ないのかなということなのですが、昨年度計画した教室なども新型コロナの関係で中止になったことがありまして、また各いろんなところに出向く研修や大会なども全部中止になってしまいまして、その辺もありませんので、出席する回数が少なくなりましたものでございます。

以上でよろしいでしょうか、よろしくお願いいたします。



◎発言の訂正

○議長（板谷定美君） 町民課長。

○町民課長（玉川 真君） 村田議員への先ほどの回答の中で一部誤りがありましたので、ここで訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、訂正させていただくのは、独り親の支給世帯数の関係でございます。118人がイコールそのまま

世帯主ということでお答えさせていただいたのですけれども、118人につきましては支給されている子供の数ということでございまして、世帯の数につきましては47世帯ということでございます。よろしくお願いいたします。失礼します。

○議長（板谷定美君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） では、簡単に何点かだけについてお伺いします。

概略分かったので、企画財政課でお答えした移住プロモーション事業、これについてはもしかしたら町長との一般質問で私が質問したところで、空き家対策等というところでお答えになったのではないのかなと、私の勘違いでそういう質問になったと思います。また、このことについては、だからそういうことも当然業者にプロモーションでお金出すだけでなくということが必要ではないかなと思います。

宝の町のスタンプラリーについては、中止になってしまった。景品は出さなくても、そのまま継続にして、その事業というかはできているのかなと、そここのところはちょっと中止で、私もカメラなんかで撮りに行きましたが、あれももう取り外してしまったということですか。そここのところが、せっかくそういうことで、そのとき11月から2月28日で、はい、終わりという予算にってしまったのではなくて、そういう継続できるようなことなのではないのかなと、せっかくの。でも、そここのところ本当にやめてしまったのかどうかと。

あと、路面性状調査のことについては、インフラ整備等によって、これ公共施設の長寿命化計画の中でも、これから長瀬町では公共施設とインフラ整備について5億7,000万円ずつかかってきますよという答申というか、出ていますよね、長寿命化計画の中にも。非常にこれお金がかかっていくということは分かっていると思うのですが、この178万2,000円で、それ以外は職員の目とかいうふうなお話だったのですけれども、これ区長会等でやっぱりしっかり補修箇所等については見ていただかないと、その旨をある程度会議のときでも言っていたかかないと、私が気がついているところでも、細かいこれ直せるのにといいところ3点ばかりあるのですが、議員がそれやるより、区長さんに言って、区長さんから申請というのが正規な申請だと思いますので、一応そういう話はしているのですけれども、そっちへ届いているのかどうか分からないわけなのです。だから、そういうことをもう少し円滑に回れば、そんなにかからないでできるのではないかと、その点について。

あと、先ほど教育委員会のいじめ問題対策連絡協議会委員報酬の昨年度ゼロ回だったということについて、問題ではなかったかという私の質疑はちょっと言い過ぎかもしれませんが、東京都でも今現在問題になってテレビで取り上げていますよね、小学6年生の子が自殺をしたということで。これは、いや、いじめではなかったと、またこれが文部科学省が東京都の協議会を招集して、テレビでも毎日放送しています。1人の子供の命に関わることということで、当町でもそれが起きないということは、絶対ないわけなのです。ですから、やはりこれはそれを前提として、起きなければいいということでぜひ計画して、これをやったから止められるとかいう問題ではないと思いますが、最低限これだけは必要なのではないかなと思います。

あと、プールについて最後になのですが、これ今散水機も故障していますよね、これも直さなければということだと思うのです。プールから引いている分が原因かどうか、そこも分かりませんが、やは

りそれでもこれお金がかかっていくということで、プールの見直しというのは、次長も言われましたが、長寿命化計画にこれ入っていないで、どこに入っているのだろうと、何で入っていないのだろうと、それは抜きにしても、このプールのこれから散水機と絡めて、ぜひ教育委員会で検討できるかどうか、以上の点について再質問をお願いします。

○議長（板谷定美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（大栗 徹君） 村田徹也議員の再質問にお答えいたします。

移住プロモーションの関係で、お試し住宅などを行ったほうがよいのではないかというお話をいただきました。当然企画財政課の中でも、お試し住宅も含めて様々な取組、移住定住の促進に向けた対策を進めなければいけないというふうには考えておりますので、いただいたご意見も踏まえながら、何が有効かよく考えて、今後も対策を進めていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（板谷定美君） 産業観光課長。

○産業観光課長（相馬孝好君） それでは、村田議員の再質問にお答えいたします。

お宝発掘スタンプラリーにつきましては、議員がおっしゃるとおり期間で終了しております。その実績についてご報告申し上げますと、総閲覧者数が1,732人、総参加者数が356人、総スタンプ数が969個、それから特典応募数が74個となっております。スポット別のスタンプ数の上位は、岩畳が128個で1位、それから宝登山山頂が97個で2位、宝登山ロープウエーが85個で3位となりました。

景品につきましては、スタンプを20個以上集めた方を対象に長生館のペア宿泊券、これが5名、それからスタンプ15個以上集めた方を対象に福島農園のイチゴスイーツ詰め合わせセット、これが11名、それとスタンプを10個以上集めた方を対象に長瀬紅茶の緑茶セット、これが3名、それとスタンプ5個以上集めた方を対象に長瀬ラインくだりの乗舟券ペアチケット、これは8名の方に贈呈しております。総額が22万9,030円となっております、予算のほうはこれの倍以上ありましたので、今考えますともっと高額の商品を皆さんにお配りできたらよかったなというふうには思っております。

以上です。

○議長（板谷定美君） 教育次長。

○教育次長（内田千栄子君） 村田議員の再質問にお答えいたします。

いじめ問題対策連絡協議会については、しっかり取り組んでいってほしいということですが、そのように取り組んでまいりたいと思っております。

プールの散水機についてなのですが、そこも故障しているということで具合が悪い中、プールの水を送ってもうまくまけないのではないかと、どのように検討するのかということだったと思いますが、散水機の具合が悪いことにつきましては、散水機を設置しました業者のほうにいろいろ相談を今しております。その中で、プールの水がある程度たまっていないと水圧がなくて、水がうまく送られないのではないかと、また設備そのものがうまく動かないのはどういったことかということで、今いろいろ探っているところなのですが、プールの水を抜いて漏れているところを探してみたりですとか、そんなことをやっているところです。ただ、土ぼこりが上がった場合の対応が何とかしなければならぬということで、今年はホースで水をまくなど、職員のほうが対応いたしました。費用もかかることですので、その辺よく業者のほうと相談をしたり、また当初予算要求のときにでも、どんなふうにしていくか、ちょっと方向性を考えていかなければならぬということで考えているところです。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） 建設課長。

○建設課長（若林 智君） 村田議員の再質問にお答えいたします。

区長会等にも、いつも4月の例年一番初めの区長会のときに、原材料支給ですとか生活関連道路の関係のご説明もさせていただいております。何件か今年度も申請がございますので、そういったところを今後きちんと説明ができるように、建設課のほうでも対応していきたいと思っておりますので、ご了承いただければと思います。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前11時00分

○議長（板谷定美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はございますか。

7番、大島瑠美子君。

○7番（大島瑠美子君） それでは質問します。

まず、行政報告書の27ページ、一番下のほうの届出事件数、戸籍住民の出生が50件あります。次に、今度は妊娠というところで、54ページの妊娠届出数が29人です。そうしますと、この届出事件数というのは、町外でも子供が生まれると、本籍がこちらにあるときには、これが多分来ているから出生が多くなると思うのですが、この妊娠届出数が29人とかということになってきますと、これから小中学校に子供たちが入ってくる人数が大体分かっていると思うのですが、これから合併とか何かいろいろなことが問題になってくると思っておりますけれども、これはこのままでいくのかどうか、そのところを教えてくださいたいと思っております。

それから、58ページのちちぶお茶のみ体操（茶トレ）の普及というのがあるのですが、これが実人数123人で延べ1,653人の方に実施してもらいました。だけれども、このお茶のみの体操の茶トレというのについては、これお茶ぐらい飲むときには、もうこの年齢の方が集まるのですから、お茶菓子ぐらいは持っていったりとかしてするので、この費用とか何かというのは役場のほうで出すのですか、それとも来る人たちが自発的に、今度は当番だからおまえが煎餅でも買ってこいなというのでしょうか、それをお聞きしたいと思います。

それから、健康長寿市町村支援事業として、令和2年度健康長寿優秀市町村というので、長瀬町が元気モリモリ体操で元気はつらつということで表彰されたのです。それで、このところに出ていますのに、お金が来るということになって、優秀賞が5市町村ありまして、お金が、交付額が900万円来ているわけなのです。だけれども、その900万円というのが、この予算書にはどこに入っているのか、多分お金は入ってきていると思うのですが、そのところどこに入っていますかということをお教えしてほしいと思っております。

以上です。

○議長（板谷定美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） 大島議員のご質問にお答えいたします。

戸籍の出生数につきましては町民課の所管でございますが、妊娠届出の数は29、それから出生した方に子育て支援金を交付しておりますが、それも同じ、たまたま同数だったのですけれども、29人でございます。妊娠の場合は、議員ご承知のとおりこれから生まれる方の数ですので、戸籍の出生と当然イコールではございません。ですが前年、元年の出生、子育て支援金の交付が11件でございましたので、今回令和2年度につきましては29件ということで、多少持ち直したのかなと思っております。

それから、次にお茶のみ体操の関係でございます。これにつきましては、お茶を飲むとか、お茶菓子食うという意味ではないのです。そういう気軽にできるということの意味でございます。これについては、長瀬町はもともと元気モリモリ体操をずっと続けていましたので、この手順でやっておりまして、お茶のみ体操はほかの町から比べると、いまいちという感じになっております。当然地域でやってもらっているもの、そこでお茶を飲んで何かするのは、その方たちの費用でやっています。ただ、コロナ禍ということもありまして、お茶を飲んだり物を食べたりというのは今自粛していると、会自体も開けていないというところもあると聞いておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

それから、モリモリ体操のほうの表彰のほうでございますが、表彰につきましては、令和3年度の表彰という形になっているのですが、費用につきましては、令和2年度に既に交付されております。国保の交付金の中で900万円というものが既に入っているのですけれども、全体で幾らという形で入っておりますので、この900万円につきましては、少し決算書上隠れているというような状況となっております。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） 7番、大島瑠美子君。

○7番（大島瑠美子君） そうしますと、これは県の補助金でというので、県の補助金でくれているわけですね。そうしますと、皆目どこに入っているのだから見当がつかないのです。だから、これはそうしますと、県の支出金ということになると、県の補助金で保険給付費と交付金の中に入っているわけ、そうではなくて普通交付金の中に入っているのですか。

○議長（板谷定美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） 大島議員の再質問にお答えします。

失礼いたしました。入っているのは国民健康保険特別会計、決算書でいきますと119ページ、6款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金の中、節でいきますと2特別交付金の中、右側の備考欄のちょうど5行あります真ん中、都道府県繰入金（2号分）4,596万8,000円の中の一つの支払いの項目として、900万円が交付されているというような状況でありまして、非常に分かりにくいですが、ここに900万円が既に入っております。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） 7番、大島瑠美子君。

○7番（大島瑠美子君） すごく健康長寿ということがいいことなのです。町長は、これについて胸を張って、皆さんにPRするとか何かということをしたほうがいいと思うのですけれども、今の気持ちをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（板谷定美君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 大島議員のご質問にお答えさせていただきます。

大変お褒めのお言葉をいただきまして、ありがとうございます。昨日も、各議員さんからご質問があり

ました中でもお話をさせていただきましたけれども、長瀬町も高齢化が進む中で、こうした職員、そしてまた町民の方たちが一生懸命努力をさせていただいて、お年寄りが元気で長生きをしていただける、そのようなまちづくりを今後も進めさせていただきたいと思っております。皆様方にも、ぜひご協力をお願いしたいと思います。

今回の件につきましては、私も本当に胸を張って皆様方にもお話をさせていただいているところでございます。大島議員におかれましても、ぜひ皆さんにこうした取組が県のほうで認められたというお話をさせていただいたらありがたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（板谷定美君） ほかに質疑ございますか。

8番、新井利朗君。

○8番（新井利朗君） 昨日、不納欠損額につきまして説明をいただいた部分があるのですがけれども、まだまだ概略的でありましたので、もう少し詳細にその内訳、業種、業態等を含めてお知らせいただきたいと、ご回答いただきたいと思っております。

それから、決算書の17ページに学校給食費等の収入未済額がありますけれども、前に結構たまっていたこともありましたので、早めにごこれを解消しておくのがよろしいかと思うので、今の状況を、3年度に入ってから収まったとかいうのもあるかと思うのですが、そういう点についてお伺いしたいと思います。

それから、同じく31ページで、これは入学準備金とか奨学金のことで179万円の収入未済額ありますけれども、こういうものも結構長引きますので、早めに対処したほうがよろしいかと思って、現状をお聞きしたいと思います。

それから、81ページになるか、83ページになるか、土木のほうで、道路維持費の先ほど説明聞いている中では、83ページの交通安全施設整備工事の費用に該当してくるのかなと思うのですが、今町内、町道を歩いてみますと、非常に「止まれ」という表示が消えてしまったり何かしているところが結構あります。それから、停止線が消えてしまっているところ、そのために、また1か所気づいたのは、「止まれ」の三角の表示もないし停止線もないので、この間結構勢いよく長瀬地区で車両が飛び出してきたのがありました。そんなふうなことがありますので、長瀬地内、町内全体もそうですけれども、結構よそのナンバーが走っています。そういうふうな面からも町民を守るためにも、そういうふうな道路標識というものも非常に大事かと思っておりますので、その点のことにつきまして、もっと徹底していただけたらということで、ちょっと費用も残っていますけれども、計画外、また点検した上で探していただきたいと思っております。

それから、先ほど性状調査をしたという橋梁のありましたけれども、非常に幹線4号の宝登山道に近いところにつきましては、小路沢の橋ですか、あれは非常に路面が傷んでおります。そういうふうに、何回も何回も職員、またはシルバー人材センター等で委託したものが改良されているのですが、その辺をもう根本的にしっかり直さなくてはいけない部分あるかと思っておりますので、予定はもうされていますというのであればよろしいのですが、その辺のところをお願いしたいと思います。

それから、もう一か所といいますか、もう一つ、中学校のいわゆるテニスコート、また野球のピッチング場とかいうところが、校舎の周りも幾らかあれですけれども、特に部活動等に使われる校庭の隅といますか、そういう場が非常に雑草がとといいますか、草が茂ってしまったりしている。それから、いわゆる国道沿いにあるほこりよけであり防球ネット等になっている、その木も大分茂ってしまったりしていますけれども、ああいうところの中学校関係は、特に手入れどうなのでしょう、その辺のところをお聞き

したいと思います。

それ去年までか、またその一昨年までは、民生委員とか、いろんな町内のボランティア団体が協力して学校の整備事業をしていたことがありましたけれども、その辺のところにつきましてご回答いただきたいと思います。

以上です。

○議長（板谷定美君） 税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（福嶋俊晴君） それでは、新井議員のご質問にお答えいたします。

不納欠損の内訳等についてのご質問でございますが、昨日も大島議員にお答えをさせていただいたところでございますが、詳細につきましては、小さい町でございますが、個人が特定されるおそれもございしますので、概略での説明になりますことをご了承いただきたいと思っております。

こちらの不納欠損額6,374万110円、28人というご説明をさせていただきましたが、これにつきましては法人等の案件等も含めた金額となっております。そういったことで、金額のほうは高額なものになっております。

また、固定資産税の収入済額が、令和元年度と比較いたしますと約一千何万円ですか、増えているかと思うのですが、こちらにつきましても交付要求をしておりましたものが令和2年度中に配当がございましたので、そういったものを固定資産税のほうへ充当いたしまして、処分停止に該当するものは処分停止を行いまして、欠損のほうをさせていただいたということでございます。

説明につきましては以上でございます。

○議長（板谷定美君） 建設課長。

○建設課長（若林 智君） それから、新井議員のご質問にお答えいたします。

まず、交通安全施設整備、「止まれ」の標識の関係なのですが、こちらは警察のほうを設置することになっていると思っておりますので、町では設置のほうはしておりません。ただし、停止線に関しましては町のほうで引くことができますので、町内を巡回させていただきまして、必要な箇所につきましては手当てをしていきたいというふうに考えております。

それから、小路沢の橋の傷んでいる件でございますが、現在のところそこを修繕するという計画は今ではございません。橋の点検を今2巡目を行っているのですが、その中には、まず早急に修繕しなくてはいけない橋を先にやりたいと思っておりますので、現在のところはその小路沢の橋については行う予定ではございません。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） 教育次長。

○教育次長（内田千栄子君） 新井議員のご質問にお答えいたします。

最初に、給食費の収入未済額についてですが、令和2年度の決算では15万6,195円ということで、前年度、令和元年度の収入未済が50万210円ということで、2年度の督促によりまして、大分そこは減らしたということになったかと思っております。

内訳ですが、5世帯8人分、46件分です。こちらなのですが、一番古いもので平成16年の分が残っております。最近のものについてはないです。みんな収納しております。ただ、こういったなかなか納められない方というのは、税金のほうも滞納額がかなりあるという方でして、税のほうと協力しながら督促のほうを進めていきたいと思っております。今のところ、今まで入れなかった方も少しずつでもということで

月々1,000円とか、そういう形でも入れてもらうようにしていますので、だんだん減っていくように努力をしているところです。

それから、中学校のテニスコートですとか野球のところ回りだとかが大分雑草が茂っているということなのですが、夏場にかけてなののですが、中学校のほうで県費のほうで採用している障害者雇用の職員がおりますので、一生懸命作業のほうをしております、きれいにしていただいたのですが、また雨が続きたり、雨が降って太陽が出ると一気に雑草も茂ってしまいますので、今現在は大分雑草が学校の周りに生えているような状況になっております。その辺も、まただんだん取組をしていって、いつもきれいでいるのが一番なのですが、そういったところも手入れをちゃんとしていけるように指導のほうをしていきたいと思っております。

また、国道のほうの樹木ですか、茂っているということなのですが、昨年度中学校のほうに予算をつけて、大分上に伸びている分について、小さく丈を短く切ってもらった作業をしました。大分よくなりましたが、自然のもので、伸びたりしております。そういったところを夏休み中に建設組合の作業のときなんか、作業として手入れをしてもらったりはしたのですが、手の行き届かないところにつきましては、また職員のほうで対応してもらおうようになると思うのですが、生徒の活動に悪影響がないように取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第23号 令和2年度長瀬町一般会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。討論はございますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 令和2年度決算、コロナ禍の状況で、例年とはかなり比較しにくい状況ではありますが、歳入においては、法人税、固定資産税の滞納率がやや高く、町税収入、歳入も年々減少し、自主財源の確保が厳しい状況となっております。そんな中で、社会保障経費、社会保障施策に要する経費が予算の約38.1%を占めている決算状況で、今後ますます社会保障費が増えることが見込まれます。

歳出面では、総務費に占める割合が39.8%と大分高くなっており、民生費、衛生費の占める割合が低下しております。このことは、町民の福祉に関わる費用支出が今後苦しくなる、つまり町民の安心安全の基本となる扶助費がおろそかな決算になってしまっていると考えられます。

また、補助金、負担金の率が30%を超えていて、行政サービスの補完や町民活動の活性化に有効な予算ではありますが、財源は税金です。特に見直しや交付効果の検証が見えず、例年どおりの既得権的補助事業になっているので、一度町民の共有認識を得る必要があるのではないかと思います。

このような視点から、本決算について反対の立場を表明しますので、皆様方にも熟慮、決定していただきたく思います。

○議長（板谷定美君） 次に、賛成討論を許します。

8番、新井利朗君。

○8番（新井利朗君） 令和2年度一般会計決算の認定について、賛成の立場から発言させていただきます。

令和元年度の年度末、いわゆる令和2年度の初頭の新型コロナウイルス感染症の拡大のために、非常に

いろんな分野で行動が制限されたり、また感染におびえたり不安を覚えた中で、いろいろと政府からの臨時対策の費用が出てきたり、またその対策、何をどのようにしたらいいのかというふうなことで戸惑ったこともあったかと思います。そういうふうなことも含めて、令和2年度は手探りのような状態にありながら、また経済活動も再開できるようといいますか、進行できるようしなければならなかった、大変難しいかじ取りの1年であったかと思います。

そういうふうなことも含めて、学校教育にいたしましても、いわゆる年度末または年度当初、卒業式もできなかつたり、また入学式もできなかつたりというようなことも含めて、学校関係にいたしましても非常に混乱をいたしました。そのほかいろんな面での混乱を、町民に新型コロナ感染による犠牲者等も出なく、感染者も非常に少なく済ませてもらったということは、町、執行部一丸となつてのいろんな結果だと思ひます。そういうふうなことも含めて、まだまだこれから諸問題もありますけれども、令和2年度決算といたしましては、非常に事業を細かく丁寧にしっかりと努めていただいたというところから、認定について賛成させていただきます。

以上です。

○議長（板谷定美君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第23号 令和2年度長瀬町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（板谷定美君） 起立多数によって、議案第23号は認定することに決定いたしました。

これより議案第24号 令和2年度長瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第24号 令和2年度長瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よつて、議案第24号は認定することに決定いたしました。

これより議案第25号 令和2年度長瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第25号 令和2年度長瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたしま

す。

本案を認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号は認定することに決定いたしました。

これより議案第26号 令和2年度長瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第26号 令和2年度長瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号は認定することに決定いたしました。



◎議案第27号の説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 日程第5、議案第27号 令和3年度長瀬町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第27号 令和3年度長瀬町一般会計補正予算（第5号）の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億702万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を34億7,201万8,000円にしようとするものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 議案の内容等について、企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（大栗 徹君） 議案第27号 令和3年度長瀬町一般会計補正予算（第5号）につきましてご説明いたします。

補正予算書の1ページを御覧ください。第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、今回3億702万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を34億7,201万8,000円にしようとするものでございます。

第2条の繰越明許費の設定及び第3条の地方債の補正につきましては、後ほど説明いたします。

次に、補正予算の内容につきましてご説明いたします。12ページ、13ページを御覧ください。まず、歳

入の補正について主なものをご説明いたします。第10款地方特例交付金、第1項地方特例交付金、第1目地方特例交付金の補正額305万9,000円と、第11款地方交付税、第1項地方交付税、第1目地方交付税の補正額3億3,746万2,000円は、それぞれの交付決定額が当初予算の見込みを上回ったため増額するものです。

第15款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費国庫負担金の補正額98万8,000円は、補装具に対する補助など、障害者自立支援給付費の増額に伴う国の負担金の増及び過年度分の精算に伴う増でございます。

第2目衛生費国庫負担金の補正額1,170万1,000円は、新型コロナウイルスワクチン接種に要する費用のうち、ワクチン接種対象年齢の拡大及び休日時間外接種委託料の加算に係る費用の増でございます。

第2項国庫補助金、第1目総務費国庫補助金の補正額3,235万1,000円は、後ほど説明いたします新型コロナ対策事業に関する経費について、地方創生臨時交付金を活用するため増額するものです。

第3目衛生費国庫補助金の補正額325万2,000円は、健診結果の利活用に向けたシステム改修に対する補助金の増及びワクチン接種に要する費用のうち、コールセンターや集団接種会場の設置期間延長などに係る費用の増でございます。

第6目教育費国庫補助金の補正額78万6,000円は、当初予算に計上しましたICT支援員に係る費用の一部が補助対象経費として認められたため増額するものです。

1段飛ばしまして、第16款県支出金、第2項県補助金、第3目農林水産業費県補助金の補正額718万6,000円は、埼玉県の実業である産地パワーアップ事業及び里山・平地林整備事業に係る補助金の増でございます。

14ページ、15ページを御覧ください。第17款財産収入、第2項財産売却収入、第2目物品売却収入の補正額13万4,000円は、庁用車2台を売却したことによる増でございます。

第19款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金の補正額8,908万9,000円は、令和2年度決算における実質収支額と、令和3年度当初予算で見込んでいた繰越金との差額について増額するものです。

1段飛ばしまして、第21款町債、第1項町債、第4目臨時財政対策債の補正額マイナス3,401万4,000円は、今年度の発行限度額が当初予算の見込みを下回ったため増額するものです。

第22款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金の補正額マイナス1億2,400万9,000円と、第2目減債基金繰入金の補正額マイナス2,999万9,000円は、地方交付税が見込みを上回ったことなどにより、当初予算において基金から繰り入れていた財源を繰り戻すものでございます。

続きまして、歳出の補正について主なものをご説明いたします。16ページ、17ページを御覧ください。第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費の補正額231万円は、個人情報保護法の改正に伴い、個人情報保護制度が大きく見直されることとなり、町の例規も多数の改正が必要となるため、例規の整備支援業務を委託するものです。

第4目財政調整基金費の補正額1億24万1,000円と、2つ下、第13目公共施設整備基金費の補正額1億4,000万円ですが、令和2年度決算及び地方交付税等の交付額決定に伴い積立金を増額するものです。

第2項企画費、第2目新型コロナウイルス感染症対策費の補正額3,235万1,000円につきましては、別の資料でご説明いたします。お手数ですが、A4一枚、左上に「参考資料（議案第27号）」と書いてある資料を御覧ください。こちらの資料で、新型コロナウイルス感染症対策費の事業内容をご説明いたします。

1つ目、デジタル簡易無線戸別受信機整備事業、予算額2,301万8,000円は、新型コロナの影響で防災無線による情報伝達が増加している中、ワクチン接種の予約方法や災害時の避難情報など、必要な情報を速

やかに伝達するため、高齢者のみ世帯など放送内容が聞き取りづらい状況にある家庭や施設に対し、戸別受信機を貸与するものです。

2つ目、地域健康増進活動団体感染防止用品支給事業、予算額27万7,000円は、元気モリモリ体操など地域で健康増進に取り組む団体が、新型コロナ禍においても安心安全に活動できるように、アルコール消毒液やハンドソープなどを支給するものです。

3つ目、就業改善センター空調設備改修事業、予算額239万7,000円は、就業改善センターを利用する町民や団体の感染リスクを低減するため、空調設備を換気機能つき、または空気清浄機能つきの機器に更新するものです。

4つ目、公立学校情報機器整備事業、予算額211万2,000円は、新型コロナの拡大などにより、自宅でのオンライン学習が可能な環境を整備する必要性がさらに高まっているため、昨年度調達したタブレット端末を自宅で充電する場合に使用する急速充電器を調達するものです。

5つ目、オンライン学習通信環境整備費補助事業、予算額30万円は、同じく自宅でのオンライン学習環境の整備を促進するため、小中学生のいる世帯がWi-Fi環境を整備する費用に対し、上限1万円を補助するものです。

6つ目、中央公民館図書室パワーアップ事業、予算額424万7,000円は、外出自粛が続いている町民が自宅ですら少しでも豊かな時間を過ごせるように、図書室の蔵書を増やすとともに図書システムを導入し、非接触での貸出し、返却を可能にするものです。

なお、6つの事業の予算額3,235万1,000円の全額に地方創生臨時交付金を充てております。

お手数ですが、補正予算書の16ページ、17ページにお戻りください。第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費の補正額300万4,000円は、障害者自立支援給付費のうち補装具に係る費用などに不足が生じる見込みであることから、役務費及び扶助費を増額するほか、令和2年度の実績報告に基づく国、県への返還金を計上するものです。

18ページ、19ページを御覧ください。第3目社会保険費の補正額マイナス161万7,000円と、第4目老人保健費の補正額33万7,000円、第5目介護保険費の補正額マイナス250万2,000円のうち、繰出金マイナス260万3,000円は、それぞれ特別会計への繰出金について、令和2年度決算に伴い減額または増額するものです。

第2項児童福祉費、第1目児童福祉費の補正額405万7,000円ですが、主に令和2年度の実績報告に基づく国、県への返還金を計上するものです。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第3目保健費の補正額149万6,000円は、健診結果等の電子化した情報について、転居時に市町村間で引き継がれる仕組みや、個人が一元的に確認できる仕組みを構築するため、システムの改修を委託するものです。

第4項公衆衛生費、第1目予防費の補正額1,512万4,000円は、ワクチン接種対象年齢の拡大及び休日時間外接種委託料を加算することとなったこと、コールセンターや集団接種会場の設置期間を11月末まで延長することなどに伴い、ワクチン接種に係る費用を増額するものです。そのほか、令和2年度の実績報告に基づく国、県への返還金を計上しております。

20ページ、21ページを御覧ください。第6款農林水産業費、第1項農業費、第3目農業振興費の補正額474万2,000円は、埼玉県産地パワーアップ事業の対象となった秩父ぶどう組合連絡協議会に加盟するブドウ園に対し、補助金を交付するものです。

1 段飛ばしにして、第 2 項林業費、第 2 目林業振興費の補正額374万4,000円ですが、委託料の244万4,000円は、里山・平地林整備事業として宝登山にあります企業の森や岩畳付近の竹林の整備を委託するものです。

また、工事請負費の130万円は、木材利用を促進するため四季の丘の遊歩道を改修するものでございます。森林環境譲与税を活用するため、森林環境整備基金への積立金を130万円減額しております。

第 9 款消防費、第 1 項消防費、第 3 目消防施設費の補正額45万6,000円ですが、需用費15万3,000円は消防団詰所の水道配管を修繕するものです。

また、委託料30万3,000円は、矢那瀬地区の消防団詰所の移設先候補地について、不動産鑑定を委託するものでございます。

22ページ、23ページを御覧ください。第10款教育費、第 1 項教育総務費、第 2 目事務局費の補正額7万8,000円は、教職員が扱う成績処理や出欠記録などの情報を電子化、一元管理し業務の効率化を図るため、小中学校に校務支援システムを導入するものです。今年度は準備期間とし、令和 4 年度から本格運用する予定となっております。

第 6 項社会教育費、第 2 目公民館費の補正額174万4,000円は、中央公民館の空調設備が故障し、部品も製造中止となっていて修繕できないため、個別式の空調機器設置及び電源設備の改修に向けて設計業務を委託するものでございます。

第12款公債費の補正額マイナス26万5,000円ですが、平成22年度に借り入れた臨時財政対策債について、利率見直しにより返済額が減額となったものでございます。

お手数ですが、6 ページ、7 ページにお戻りください。第 2 表、繰越明許費は、個人情報保護制度の見直しに伴う例規整備事業が令和 4 年度にわたって実施する事業であるため、繰越明許費に設定するものです。

第 3 表、地方債補正は、先ほど説明しましたとおり臨時財政対策債の発行限度額が当初予算の見込みを下回ったため、限度額を 1 億2,098万6,000円に補正するものです。

以上で、議案第27号 令和 3 年度長瀬町一般会計補正予算（第 5 号）の説明とさせていただきます。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

3 番、井上悟史君。

○3 番（井上悟史君） 歳出のほうの第 6 款第 2 項第 2 目の12節里山・平地林整備事業業務委託料とありますが、これは委託先は決まっていますか。

○議長（板谷定美君） 産業観光課長。

○産業観光課長（相馬孝好君） それでは、井上議員のご質問にお答えいたします。

委託先につきましては、過去の事業実績等から秩父広域森林組合に随意契約により委託を予定しております。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） ほかに質疑はございますか。

5 番、村田徹也君。

○5 番（村田徹也君） それでは、まず16ページ、17ページのところで、先ほど企画財政課長から説明があったところについて、まず資料のほう27号というところですか、デジタル簡易無線戸別受信機整備事業というふうなことで、これ何個を予定している予算なのかということをまず 1 点。

それから、同じその3つ目の丸、就業改善センター空調設備改善事業というふうなこと、これは保健センターの2階ということでよろしいのですよね。

それから、その下の公立学校情報機器整備事業ということで、急速充電器ということなのですが、これは全生徒、児童に当たる個数を予定した予算なのかなということ。

それから、一番下の公民館のほうのパワーアップ事業というふうなことで424万7,000円、蔵書量を増やすというふうなことと図書システムというのを、図書システムって何だか分からないのですが、を導入するというふうなことなのですが、あそこの図書室が非常に狭くて、これ蔵書してスペースをどうにか確保できるのかな、どうかなというのがちょっと心配といたしますか、それだったら、ふれ愛ベースは図書室ではないのだけれども、本によってというのがありと思いたしますが、向こうのほうにこれ一応収納可能なかなという点についてお伺いします。

それと、こちらの補正予算書の21ページの6款のところですか、埼玉県産地パワーアップ事業費の補助金ということで、ブドウ園に474万2,000円の補助金を出すというふうなことなのですが、これちょっと年度を調べてこなかったので申し分ないのですが、3年ぐらい前にもブドウ農家に補助金を出したのだけれども、あのときはたしか3件だけに限ってというふうな補助だったのです。それで、ええっということでしたのですが、どうしてと言ったら答弁のほうで、県のほうから指定してきたからという話だったのですが、今回はそういうことではなくて、全ブドウ農園にということではよろしいかどうかということ。

それに、あと23ページに教育委員会のほうの、これ社会教育費、中央公民館の空調工事というふうなことなのですが、これは大分中央公民館の施設等も傷んでいるというふうなことで、全体的な直しではなくて個別の室の、普通の電気による空調施設を入れるのではないのかなと思いたしますが、多分それがあ程度使っているところには全部入るのかどうかと、当然体育室までいくとこんな額では済まないの、体育室には入らないのですかという質問です。

○議長（板谷定美君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、村田議員の質問にお答えいたします。

まず初めに、総務課関係ですけれども、デジタル簡易無線戸別受信機のほうの整備を行うもので、購入台数については1,000台を購入させていただき予定です。

〔「1,000台」と言う人あり〕

○総務課長（福島賢一君） 1,000台です。

○議長（板谷定美君） 産業観光課長。

○産業観光課長（相馬孝好君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

まず、就業改善センターの空調設備の改修工事につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として保健センター2階にございます就業改善センターの研修室、相談室、会議室に設置されている空調設備3台を換気機能つき、または空気清浄機つきの機器に更新するものでございます。

この就業改善センターの研修室と相談室につきましては、平成18年4月から社会福祉協議会の事務所として行政財産の使用許可をしておりますが、この事務所には常時5名の職員が勤務しているほか相談窓口が設置されておりまして、月平均30人程度の相談者が訪れております。

また、会議室はこのコロナ禍ではありますが、年間を通して多くの団体が利用しておりまして、社会福祉協議会関連の事業では赤十字奉仕団、それから老人クラブなど、年間延べ1,000人の利用者がございます。また、健康福祉課の関連事業では、元気モリモリ体操や健康麻雀愛好会など、年間延べ2,000人の利

用者がございます。この就業改善センターを利用する町民や団体の感染リスクを軽減するため、空調設備を換気機能つき、または空気清浄機つきの機器に更新するものでございます。

それから、埼玉県産地パワーアップ事業費補助金でございますが、こちらの補助金は水田、畑作、野菜、果樹等の産地が地域の営農戦略として定めた産地パワーアップ計画に基づき、意欲ある農業者等が高収益な作物、栽培体制への転換を図るための取組を支援するものでございますが、今年度この補助事業の対象となったのが、秩父ぶどう組合連絡協議会に加盟する長瀬ブドウ組合の2名分の方の補助金でございます。

先ほど村田議員から、前回3名とか人数が限られたということなのですが、これは正確ではないのですが、2名の方が申し出たということだと思われまして、2人の方なのですが、内容としては既存のブドウ棚に雨よけを設置する、そういった導入費でございます。それと、あと農薬散布機の導入費ということで、1人の方が2つのものを要望しています。それと、もう一人の方が雨よけ設置ということで、合計でその金額となったものでございます。

以上です。

○議長（板谷定美君） 教育次長。

○教育次長（内田千栄子君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

まず、急速充電器は全児童生徒分かということなのですが、これは全員分を用意して購入したいと考えております。

次に、図書室パワーアップ事業についてですが、図書室大分狭いということで、スペース確保できるかどうかということなのですが、令和元年度から図書室の蔵書のまとめをしております、その中で耐用年数が過ぎたというのですか、大分老朽化した本や、もうあそこに置いておかなくてもよいというのですか、かなり時事的な本なんかもありますので、そういうものを整理したりしてまいりましたので、少しずつスペースを確保できるような状況にはなっております。ただ、今回蔵書を増やすということですので、少しずつまた整理をしなければならないということで進めていきたいと思っております。

ふれ愛ベースのほうにも収納可能ではということなのですが、今回中央公民館の図書室に図書システムというのを初めて入れるのですけれども、そこでバーコードによって本の管理ですとか、あと貸出しする方の管理ですとかすることによりまして、公民館で窓口での接触がなく貸し借りができるというようなものを入れたいと考えておりますので、公民館での貸出しということで考えております。また、公民館、土日、夜間も開いておりますので、借りやすい施設かなということで考えております。

それから、公民館空調工事ですが、やはり費用がかかりますので、入れるエアコンは家庭用のルームエアコンを各部屋に入れたいと考えております。ただ、工事費もかなりかかるようなので、これが全部の部屋に入れるのか、また使用頻度の高い部屋だけに絞るのか、設計の段階で検討していきたいと考えているところです。また、体育室については設置はいたしません。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） 村田さん、再質問は。

○5番（村田徹也君） いいです。

○議長（板谷定美君） 4番、野原隆男君。

○4番（野原隆男君） 21ページなのですが、ただいま消防団ということで委託料、不動産鑑定業務委託料が矢那瀬とちょっと聞こえたようなので、消防団が30万3,000円ですか、出ておりますが、これ矢那瀬のほうで合併するのか、何するのか、つくるのかねといろいろと話があるのですが、委託料というこ

とは町の考え、企画財政課長の考えはどんなふうなあれなのか、ちょっとお聞きしたいのですが、今後。

○議長（板谷定美君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、野原議員の質問にお答えいたします。

今回ご承知のとおり矢那瀬の詰所なのですが、大分古くなっておりまして、建設から48年経過して、やはり消防団員がトイレですとか、そういうところでちょっと使用に不便をしているということで、以前から場所を探していたのですが、今回旧しあわせの森、あそこの所有者さんのほうが前向きな返事をしていただいた関係で、今回土地と建物を評価に出しまして、適正価格で町が今後また地主さんと話合いをもって、購入に向かって進めていくという事前調査でございます。

以上です。

○議長（板谷定美君） よろしいですか。

○4番（野原隆男君） はい、分かりました。

○議長（板谷定美君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第27号 令和3年度長瀬町一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後零時03分

再開 午後1時00分

○議長（板谷定美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎発言の訂正

○議長（板谷定美君） ここで、決算について企画財政課長より発言の訂正を求められておりますので、発言を許します。

企画財政課長。

○企画財政課長（大栗 徹君） 先ほど令和2年度一般会計の決算認定に関する村田徹也議員のご質問に対

しまして、財産貸付収入の内訳、貸家、家のほうが1件、貸地4件とお答え申し上げたのですけれども、貸家は1件で、貸地、土地のほうが6件、合計で7件の誤りでしたので、訂正しておわび申し上げます。失礼いたしました。



◎議案第28号の説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 日程第6、議案第28号 令和3年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第28号 令和3年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,037万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を6億3,430万3,000円にしようとするものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（玉川 真君） それでは、議案第28号 令和3年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,037万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,430万3,000円とするものでございます。

次に、補正内容につきましてご説明申し上げます。補正予算説明書6ページ、7ページを御覧ください。初めに、歳入でございますが、第8款繰入金、第1項第1目一般会計繰入金でございますが、令和2年度の決算により事務費繰入金及び出産育児一時等繰入金から生じた不用額を精算し、確定した額を減額するものでございます。

次に、第2項基金繰入金、第1目国民健康保険財政調整基金繰入金と第9款第1項第1目繰越金でございますが、令和2年度の決算額が確定いたしましたので、当初予算額と繰越額の差額分をそれぞれ減額と増額しようとするものでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。1枚おめくりいただきまして、8ページ、9ページを御覧ください。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費並びに第2款保険給付費、第4項出産育児諸費、第1目出産育児一時金と、第3款国民健康保険事業費納付金、第1項医療給付金、第1目一般被保険者医療給付金分は、補正後の額は変わりませんが、財源内訳のとおり財源組替えを行うものでございます。

第5款保健事業費、第2項特定健康診査等事業費、第1目特定健康診査等事業費は、特定健診などに使用する体組成計などの機械器具を購入しようとするものでございます。

第6款基金積立金、第1項基金積立金、第1目国民健康保険財政調整基金積立金は、令和2年度決算額

の確定により繰越金が生じたので、国保財政に不測の事態が生じた際の備えとして、国民健康保険財政調整基金への積立額を増額しようとするものでございます。

次に、第8款諸支出金、第1項償還金及び還付金ですが、次の10、11ページを御覧ください。第6目保険給付費等交付金償還金と第7目特定健康診査等負担金償還金は、令和2年度の実績に基づきまして返還金が生じていましたので、それぞれ増額をするものでございます。

以上で、議案第28号 令和3年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第28号 令和3年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第29号の説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 日程第7、議案第29号 令和3年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第29号 令和3年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,143万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を7億7,382万9,000円にしようとするものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 議案の内容等について、健康福祉課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、議案第29号 令和3年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

補正予算書1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、第1条にあります

ように歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,143万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億7,382万9,000円とするものでございます。

内容につきましては、予算説明書によりご説明いたします。歳入につきましては、6、7ページを御覧ください。第2款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目介護給付費負担金349万2,000円でございますが、事業実績により令和2年度分の不足額が追加交付されるものでございます。

第4款県支出金、第1項県負担金、第1目介護給付費負担金287万5,000円ですが、これについても事業実績により令和2年度分の不足額が追加交付されるものでございます。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目介護給付費繰入金、第2目地域支援事業繰入金、第3目地域支援事業繰入金（総合事業以外）、第5目その他一般会計繰入金の合計260万3,000円の減でございますが、令和2年度決算に伴い減額をするものでございます。

同じく第2項基金繰入金、第1目介護給付費支払基金繰入金マイナス1,370万3,000円でございますが、令和2年度の決算に伴い繰越額が生じたため、基金から繰入れを取りやめるため減額するものでございます。

第7款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金2,137万2,000円ですが、令和2年度の決算に伴う前年度繰越金で、当初予算との差額を増額するものでございます。

次に、歳出につきましては、8、9ページを御覧ください。第1款総務費、次の第2款保険給付費、10、11ページ、それから12ページにもまたがっておりますその次の第4款地域支援事業費につきましては、御覧いただいたとおり補正額の財源内訳、特定財源その他について、歳入の繰入金減額に伴い財源の組替えを行っております。補正額はゼロとなっております。

次に、12、13ページ、第5款基金積立金、第1項基金積立金、第1目介護保険給付費支払基金積立金615万7,000円については、令和2年度決算に伴い保険給付費に要する費用の不足額に充てるための基金に積み立てるものでございます。

第6款諸支出金、第1項償還金及び還付金、第2目償還金527万6,000円ですが、国庫等の支出金で、精算により超過交付となったため返還する必要が生じたものでございます。

以上で、議案第29号の説明とさせていただきます。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第29号 令和3年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第30号の説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 日程第8、議案第30号 令和3年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第30号 令和3年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を1億1,027万円にしようとするものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（玉川 真君） それでは、議案第30号 令和3年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,027万円とするものでございます。

次に、補正予算の内容をご説明申し上げます。補正予算書6ページ、7ページを御覧ください。第3款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金の事務費繰入金及び第4款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金でございますが、令和2年度の決算額が確定したことにより33万7,000円を、繰入金は増額し、繰越金は減額するものでございます。

次に、第5款諸収入、第2項償還金及び還付加算金、第1目保険料還付金は、埼玉県後期高齢者広域連合から支払われる9万3,000円を増額するものでございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。第1款総務費、第2項徴收費、第1目徴收費は、補正後の額は変わりませんが、財源内訳のとおり財源組替えを行うものでございます。

第3款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第1目保険料還付金は、被保険者に保険料を還付するため9万3,000円を増額するものでございます。

以上で、議案第30号 令和3年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第30号 令和3年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。
本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第31号の説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 日程第9、議案第31号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第31号 工事請負契約の締結についての提案理由を申し上げます。

緑の村野外運動施設等除却工事の請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 議案の内容等について、産業観光課長の説明を求めます。

産業観光課長。

○産業観光課長（相馬孝好君） それでは、議案第31号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

提案理由につきましては、町長が申し上げたとおりでございますが、この契約が予定価格5,000万円以上の工事の請負であることから、議会の議決を求めるものでございます。

この緑の村野外運動施設等除却工事につきましては、設備の老朽化により平成14年度から営業を休止しておりました緑の村野外運動施設及びお祭り広場の敷地を地権者に返還するに当たり、当該施設を更地にする必要が生じたため、令和2年度に除却工事に係る設計業務を委託し、その設計に基づき工事請負費5,434万円を当初予算に計上したものでございます。

次に、請負業者の選定方法でございますが、令和3年7月2日に執行いたしました指名競争入札において、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した関東建設興業株式会社を落札者として決定し、令和3年7月6日付で仮契約を締結しております。落札価格は税込み4,067万1,400円で、予定価格の75%に相当する金額で落札されたものでございます。

次に、工事の概要でございますが、議案書に添付してございます資料のほうを御覧ください。まず、工種は建築工事でございます。次に、内容でございますが、(1)の解体工事といたしましては、流水プール関係施設では自然環境センター、給水ポンプ場、プール施設全般の解体を行います。また、お祭り広場関連施設では、外構附属物の解体及び樹木の撤去を行います。なお、敷地の境界付近に設置してございますフェンスにつきましては、地権者からの要望により撤去はせずに、地権者に譲渡することとなっております。

次に、(2)の廃棄物の処分でございますが、今回の解体工事により発生する廃棄物を大きく4つに分

別いたしまして、瓦礫は皆野町の秩父回収資源株式会社へ、木くずは皆野町の株式会社権田商会へ、混合廃棄物は秩父市の秩父セメントへ、それ以外の廃棄物につきましては秩父市の秩父環境衛生センターへそれぞれ搬入いたします。

次に、(3)の有価物の処分でございますが、今回の解体工事により排出される有価物は、鉄くず、アルミくず、ステンレスくず、銅くずを見込んでおります。なお、この有価物の売却益につきましては、設計時の買取り相場を基に算出した金額を設計の段階で工事費から差し引いておりますので、請負業者の収益となります。

次に、契約の概要についてご説明いたします。議案書を御覧ください。

1の工事名は、緑の村野外運動施設等除却工事でございます。

2の施工箇所は、埼玉県秩父郡長瀬町大字長瀬地内でございます。

3の履行期限は、契約の日から令和4年1月11日までとなっております。

4の請負金額は、4,067万1,400円で、この金額には消費税が含まれております。

5の請負業者は、本社が埼玉県行田市樋上272番地にあります関東建設興業株式会社、代表取締役須永一磨でございます。この請負業者である関東建設興業株式会社でございますが、資本金が3,200万円、従業員数が約100名の解体工事会社でございます。本社のほかに、東京と福島県に支社がございまして、大型プロジェクトの実績は豊富で、近年では築地市場や旧国立競技場の解体工事に参加し、高い評価を受けた実績がございます。

以上で、議案第31号 工事請負契約の締結についての説明を終わります。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

9番、染野光谷君。

○9番（染野光谷君） ああ、よかったなと思います。私もこの問題は、しばらく前に一般質問でもやって、どうするのかな。いいときもありました。全て町に委託、これ持って電話料までという問題だったよね、この緑の村のプールの問題は。だと思えます。造るのは造っても、それで委託して、電話まで持って、30年たつと思えます。それで、日にちが来なくては駄目だ、期限が。ようよう解体をするというので、本当に私も一安心したのです。造るのは造って、あとは全部委託するからって町から持出しで。本当によかったなと私は思います。

町長も、恐らく議員のときに気にしたと思いますが、3期目を迎えて、これを機に本当に頑張ってください。更地にして返して、あとは何も関係なくていいのです、そこは。何でも、あっちやこっちの土地を借りて施設を造る、地代を払う、大変なのです。月賦で買ってしまったほうがよかったのだよね、何でも全て。老人ホームでもそう思います。地代を払って長い年月。だから、これを機に町長ひとつ頑張ってください。あとは余分なことは言いません。

○議長（板谷定美君） 質問ですか、それは。

○9番（染野光谷君） 質問ですが、町長の、現在のこの問題をちょっと聞きたいなと思ったのです。

○議長（板谷定美君） 分かりました。

○9番（染野光谷君） いいですか、よろしくお願ひします。

○議長（板谷定美君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 染野議員の、今現在の私の心境をお聞きしたいという話かなと私は取りましたけれども、それでよろしいのでしょうか。今、染野議員がおっしゃいましたとおり、30年という長い間、あ

そこに無用の長物であったわけでございますけれども、確かによい時期もあったわけでございます。それで、長瀬町も潤った時期もあったのですけれども、本当にここに来まして、何とか今のまま残しておいたのでは困るということで、それでも30年たないと手がつけられないという状況の中で我慢してまいったわけでございます。おかげさまで、議員の皆様方にご理解をいただいて設計をさせていただき、今回このような形で出させていただきました。

跡地利用につきましては、昨日も新井議員のほうからご質問ございましたけれども、よりよい方向に行っていたけるといいなという思いがいたしております。町で、これから何かをやるということはもう考えておりません。民間ですとか地主さんにやっていただくのが、一番よろしいのではないかなと思っておりますのでございます。

いずれにいたしましても、観光地長瀬としては本当に一等地でございますので、これからまた観光地長瀬にとって、よりよい方向に行っていたけるといいなというのが今現在の心境でございます。

○議長（板谷定美君） ほかに質疑はございますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 2点ばかり。設計業務委託料というので、415万8,000円かかっています。これは、設計管理等含めて同じ業者さんなのかどうかということが1点。

あとは、この事業については、多分2年超過してしまったのではないのかなということがありますので、今町長が心境を述べられたと思いますが、2年延びてしまったというふうなことについて、終了してから無駄と言っはいけないけれども、この解体までにかかってしまったということは、多分本来であれば少し余分な経費をかけてしまったのかなというところありますが、その点についてどうなのかなと、これを解体して戻してもらおうということは、先ほど染野議員が言われたのと同じ気持ちなのですが、その2点についてお願いします。

○議長（板谷定美君） 産業観光課長。

○産業観光課長（相馬孝好君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

設計と管理の業者が一緒かというご質問なのでしょうか。

〔「解体が」と言う人あり〕

○産業観光課長（相馬孝好君） それは違います。設計会社は設計会社で、解体は解体会社です。

それと、2年遅れたことの、これにつきましては平成29年から検討会を持ちまして、商工会、観光協会、秩父鉄道、それから宝登興業、そういった方にお集りいただきまして、活用案をみんなで練ってきたのですが、なかなかこれというものが見つからなくて、その2年という月日を経過してしまった経緯がございます。それについては、大変申し訳なかったと思っております。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第31号 工事請負契約の締結についてを採決いたします。
本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第32号の説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 日程第10、議案第32号 長瀬町固定資産評価員の選任についてを議題といたします。
提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第32号 長瀬町固定資産評価員の選任についての提案理由を申し上げます。

長瀬町固定資産評価員である福島基之氏が令和3年9月30日付で辞任することに伴い、林宜子氏を評価員として選任することについて議会の同意を得たいので、地方税法第404条第2項の規定により、この案を提出するものでございます。

林氏は、辻区に在住し、昭和49年4月に長瀬町役場に入庁、42年間役場職員として勤務され、平成28年3月に定年退職後、再任用職員として税務課で4年間勤務し、令和2年3月に退職されました。

温厚な性格で、税務課長を経験していることから町税に関して幅広い見識を有しており、固定資産評価員としてふさわしい方でございます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りたくお願いいたします。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第32号 長瀬町固定資産評価員の選任についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号は原案のとおり同意することに決定いたしました。



◎議案第33号の説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 日程第11、議案第33号 長瀬町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。
提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第33号 長瀬町教育委員会委員の任命についての提案理由を申し上げます。
長瀬町教育委員会委員である工藤ちはる氏の任期が令和3年9月30日で満了となるため、引き続き委員として任命することについて議会の同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いいたします。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第33号 長瀬町教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号は原案のとおり同意することに決定いたしました。



◎議案第34号の説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 日程第12、議案第34号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。
提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第34号 人権擁護委員候補者の推薦についての提案理由を申し上げます。
人権擁護委員の山崎智子氏の任期が令和3年12月31日で満了となります。つきましては、引き続き山崎氏を候補者として法務大臣に推薦したいため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第34号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第34号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎委員会付託の陳情審査報告及び上程

○議長（板谷定美君） 日程第13、委員会付託の陳情審査報告及び上程を行います。

令和3年第3回定例会において、経済観光常任委員会に付託された陳情第3号 自治体から国へ意見書提出を要望する陳情書については、閉会中の継続審査となっておりますが、長瀬町議会会議規則第93条及び第94条の規定により、経済観光常任委員会委員長から報告書が提出されました。報告書は、お手元に配付してあるとおりでございます。



◎陳情第3号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 日程第14、陳情第3号 自治体から国へ意見書提出を要望する陳情書を議題といたします。

本件について、経済観光常任委員会委員長の井上悟史君から陳情審査結果報告を求めます。

3番、井上悟史君。

○経済観光常任委員長（井上悟史君） 陳情審査結果を報告いたします。

経済観光常任委員会付託の陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、長瀬町議会会議規則第93条及び第94条の規定により報告いたします。

1、受理番号、陳情第3号。

2、件名、自治体から国へ意見書提出を要望する陳情書。

3、審査結果、採択。

4、意見、本件については、審査した結果、願意は妥当であると意見の一致を見たので、採択すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（板谷定美君） これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより陳情第3号 自治体から国へ意見書提出を要望する陳情書を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第3号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。



◎議員提出議案の報告及び上程

○議長（板谷定美君） 日程第15、議員提出議案の報告及び上程を行います。

今回の定例会に議員から提出された議案は、発議第3号の1件でございます。

議案は、お手元に配付してあるとおりでございます。



◎発議第3号の説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 日程第16、発議第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書を議題といたします。

議案の内容について、提出者の大島瑠美子君の説明を求めます。

7番、大島瑠美子君。

○7番（大島瑠美子君） それでは、発議第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書についてご説明いたします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、変異株の猛威も加わり、経済的、社会的に多大な影響を及ぼしており、地方財政は厳しい状況に直面しております。

地方自治体においては、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現など、多種多様な財政需要への対応に迫られており、地方税による財源の充実が不可欠であります。

このようなことから、地方自治法第99条に基づく意見書を提出したいため、長瀬町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、この案を提出するものでございます。

なお、項目の説明については別紙の資料を御覧いただければと思います。

意見書の提出先ですが、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣でございます。

以上で、発議第3号の説明を終わります。議員の皆様のご賛同をいただきますよう、ぜひよろしくお願い

いたします。

以上です。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより発議第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実に求める意見書を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第3号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後1時48分

再開 午後2時00分

○議長（板谷定美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎発言の取消し

○議長（板谷定美君） ただいま大島瑠美子君から、昨日の定例会における発言について、長瀬町議会会議規則第64条の規定に基づき、お手元に配付いたしました発言取消申出書に記載した部分を取り消したいとの申出がありました。

お諮りいたします。これを許可することにご異議ございませんか。

〔何事か言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めてよろしいですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、大島瑠美子君からの発言取消しの申出を許可することに決定いたしました。



◎日程の追加

○議長（板谷定美君） また、お手元に配付いたしましたとおり、井上悟史君から議案の提出がありました。お諮りいたします。発議第4号 第6次エネルギー基本計画の改定を求める意見書を日程に追加し、追加日程第18として直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第4号 第6次エネルギー基本計画の改定を求める意見書を日程に追加し、追加日程第18として直ちに議題とすることに決定いたしました。



◎発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 追加日程第18、発議第4号 第6次エネルギー基本計画の改定を求める意見書を議題といたします。

議案の内容について、提出者の井上悟史君の説明を求めます。

3番、井上悟史君。

○3番（井上悟史君） それでは、第6次エネルギー基本計画の改定を求める意見書についてご説明を申し上げます。

陳情の審議の際にもありましたが、今我々の周りで起きている気象変動は、私たちが排出している温室効果ガスが原因とされています。その中で、このたび改定される第6次エネルギー基本計画は、気象変動を抑えるために大変重要な計画と位置づけられます。

また、原子力発電に関しては、東京電力福島第一原発事故のような事故を引き起こしかねないリスクを負っています。そのため、原子力発電に関しては、稼働年数を過ぎたものを順次廃止する必要性を感じるところです。

最後に、日本では、ほぼ全てのエネルギー資源を海外からの輸入に依存しています。次世代のことを考えると脱炭素社会を政策として進め、温室効果ガスを排出する石炭火力発電等のエネルギーから、国内でも賄える再生可能エネルギーへ早期に転換することが極めて重要であると考えます。

よって、国においては次の事項について取り組むように求めるものです。

1、国は、第6次エネルギー基本計画で、2030年度の再生可能エネルギーの電力目標を60％程度に設定し、2050年度は100％とすること。

2、国は、リスクの高い原子力発電を順次廃止するとともに、石炭火力発電も2050年度までに順次廃止すること。

3、国は、脱炭素社会の実現に向けて、再生可能エネルギーを推進する政策への転換を早期に進めること。

なお、提出先は、内閣総理大臣、経済産業大臣、環境大臣、行政改革担当大臣です。

以上、意見書の提出案の趣旨の説明といたします。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより発議第4号 第6次エネルギー基本計画の改定を求める意見書を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第4号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議会運営委員会及び総務教育常任委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（板谷定美君） 日程第19、議会運営委員会及び総務教育常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

お手元に配付いたしましたとおり、会議規則第74条の規定により、議会運営委員会委員長及び総務教育常任委員会委員長から閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。



◎字句の整理

○議長（板谷定美君） ここで、字句等の整理についてお諮りいたします。

会議規則第45条の規定により、会議中の発言に際しまして、不適當である、あるいは不備な点がございましたら、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、字句等の整理は議長に委任することに決定いたしました。



◎閉会について

○議長（板谷定美君） お諮りいたします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

会期はまだ残っておりますが、会議規則第7条の規定により本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。



◎町長挨拶

○議長（板谷定美君） 本定例会の閉会に当たりまして、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 定例会の終了に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今議会では、条例案など15件の重要案件につきまして慎重なご審議をいただき、いずれも原案どおりご議決を得ることができました。誠にありがとうございます。これらの審議の過程でいただきましたご意見、ご提案につきましては、十分これを検討し対応してまいります。

さて、各学校では2学期が始まりました。秋の行事であります第一、第二小学校の運動会は、新型コロナウイルス感染症への感染予防対策を講じながら、時間や規模を縮小しまして今週18日の土曜日に行う予定です。例年であれば、議員の皆様にも児童の頑張っている元気な姿を御覧いただくところではございますが、今年度も来賓の方のご招待を見送りさせていただきました。ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

また、本日より役場庁舎1階ロビーにおいて、東京2020オリンピック聖火リレートーチ及びパラリンピック聖火リレートーチを展示しております。展示期間は、9月24日金曜日までの平日となっております。長瀬町の聖火ランナーである小林咲来さんのご好意により、当日実際に使用したトーチが展示されていますので、ぜひご鑑賞いただければと思います。

最後になりますが、9月に入り非常に寒暖差の激しい日が続いており、体調を崩しやすい季節となっております。皆様にはくれぐれもご自愛いただき、ますますのご活躍をご祈念申し上げまして、9月定例会の閉会に当たりましてのご挨拶といたします。ありがとうございます。



◎閉会の宣言

○議長（板谷定美君） これをもちまして本日の会議を閉じ、令和3年第4回長瀬町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後2時12分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年12月 3日

議 長 板 谷 定 美

署 名 議 員 野 口 健 二

署 名 議 員 大 島 瑠 美 子

署 名 議 員 新 井 利 朗